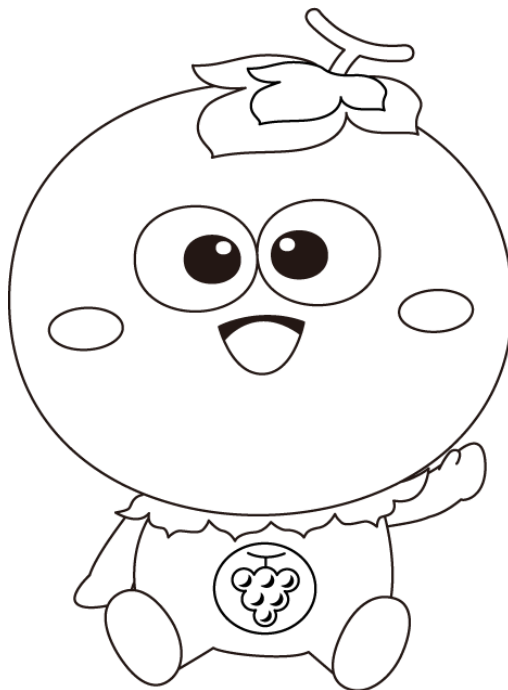


第3期はびきのこども夢プラン

- 羽曳野市こども計画
- 羽曳野市子ども・子育て支援事業計画
- 羽曳野市次世代育成支援行動計画
- 羽曳野市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
- 羽曳野市子ども・若者計画
- 羽曳野市ひとり親家庭等自立促進計画
- 羽曳野市成育医療等基本計画



令和7年3月

羽曳野市

はじめに

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等を背景に、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。また、こどもの貧困や児童虐待、不登校・深刻ないじめ問題等が社会問題となる中、困難を抱えるこども・若者に対し、誰一人取り残されることない支援の展開が求められています。



本市においては、「ひとりじゃないよ！いっしょに育とう～子どもたちが輝き、未来への夢と安心をはぐくむまち、はびきの～」を基本理念に掲げ、令和2（2020）年に「第2期はびきのこども夢プラン」を策定し、こどもたちの「生きる力」を育み、こどもの笑顔が絶えないまちをめざして施策を進めてまいりました。

この間、国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、「こども家庭庁」の設置とともに、「こども基本法」が施行され、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる「こどもまんなか」社会の実現に向けた取り組みが進められています。

このような状況の中、本市では、これまでの基本理念も引継ぎつつ、こども基本法に基づくこども計画をはじめ、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画、子ども・若者計画等を一体とした新たな総合計画として「第3期はびきのこども夢プラン」を策定いたしました。

本計画に基づき、こども・若者を権利の主体としてとらえ、多様なニーズに即した子育て支援や、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図り、未来を担うこども・若者が夢や希望を持って過ごすことができるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご審議いただきました羽曳野市こども夢プラン推進委員会委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆様に心より感謝を申し上げますとともに、今後とも、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

羽曳野市長
山入端 創

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	3
4 計画期間	3
5 計画の策定体制	4
第2章 こども・若者及び子育てをめぐる現状	6
1 社会指標からみた本市の現状	6
2 本市のこどもの状況	15
3 アンケート調査結果からみた現状	20
4 第2期計画の進捗状況	35
5 本計画策定に向けた羽曳野市の課題	46
第3章 計画の基本的な考え方	48
1 基本理念	48
2 基本目標	49
3 重要な視点と取り組み	52
4 本計画の推進とSDGs	55
5 計画の体系	56
第4章 分野別施策の展開	57
基本目標1 こども・若者の育ちをともに支える社会づくり	57
基本目標2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供	60
基本目標3 支援を必要とするこども・若者とその家庭への支援の充実	61
基本目標4 妊娠・出産の喜びと楽しみいっぱいの子育てを分かち合える環境づくり	63
基本目標5 のびのび育ち希望に満ちた学童期・思春期を過ごせる環境づくり	65
基本目標6 未来に向けての青年期を過ごせる環境づくり	67
基本目標7 子育て家庭や保護者がゆとりを持って子育てに取り組める環境づくり	68
第5章 必要事業量の見込みと提供体制	70
1 就学前教育・保育等の提供区域の設定	70
2 人口推計	70
3 就学前教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	71
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	77
第6章 計画の推進に向けて	86
1 市民や地域、関係団体等との協働	86
2 庁内の推進体制	86
3 計画の進行管理	86
4 目標・指標	87

資料編	89
1 事業一覧	89
2 羽曳野市こども夢プラン推進委員会規則	109
3 羽曳野市こども夢プラン推進委員会委員名簿	111
4 はびきのこども夢プラン策定経過	112
5 諮問書	114
6 答申書	115

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の我が国においては、危機的な状況にあるとされている少子化の加速、核家族化のさらなる進行と共働き世帯の割合の増加等を背景として、こどもや子育てをめぐる状況が大きく変化しています。また、就学前教育・保育の無償化等の支援施策の展開もあり、就学前教育・保育や子育て支援事業のニーズのさらなる増大がみられます。

このような状況の中、令和 5（2023）年 4 月、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援を行い、こどもの権利利益の擁護を行うための組織として「こども家庭庁」が発足、また、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

こども基本法に基づき、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 3 つのこどもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」が令和 5（2023）年 12 月に閣議決定されました。こども大綱は、これからの子育て支援施策が、子育て支援と一体的に取り組まれるべき成長過程にある若者の支援までを含め、こども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益を図るという観点から、総合的、包括的に、各種の施策が相互に連携しながら取り組まれる必要があることを示すものとなっています。

本市においては、平成 27（2015）年 3 月に子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と、関連する次世代育成支援行動計画や母子保健計画等を含む子育て支援の総合的な計画として「はびきのこども夢プラン」を、令和 2（2020）年 3 月には、「第 2 期はびきのこども夢プラン（以下、「第 2 期計画」という。）」を策定し、子育て支援の総合的・計画的な推進を図ってきました。

このたび、こども基本法の施行やこども大綱の策定趣旨を踏まえ、市町村こども計画を含めた「第 3 期はびきのこども夢プラン（以下、「本計画」という。）」を策定します。

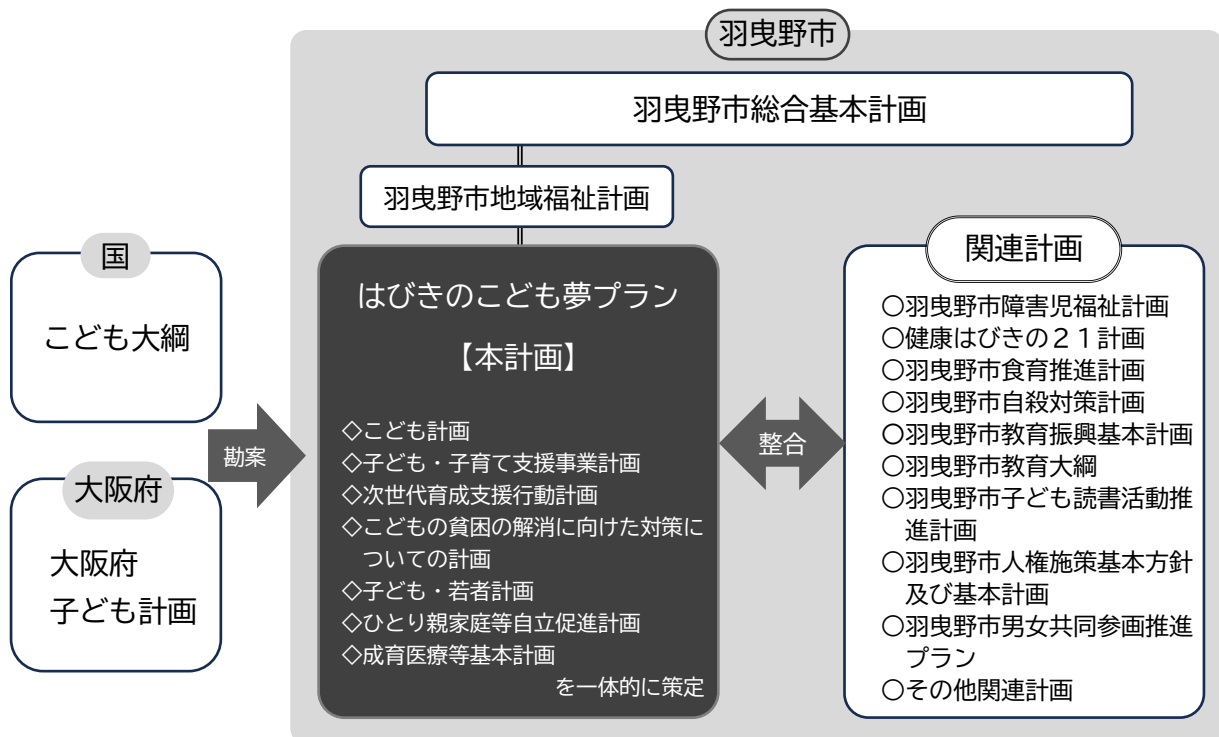
2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、及び成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5条に基づく「成育医療等基本計画」を一体的に策定します。

(2) 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「こども大綱」及び「大阪府子ども計画」の内容を勘案し、他の関連計画に掲げる施策等と整合を図りながら、総合的・一体的に施策を推進します。



3 計画の対象

妊娠期から乳幼児期を経て青年期に至るまでの、心身の発達の過程にあるこども・若者とその家庭を対象とします。

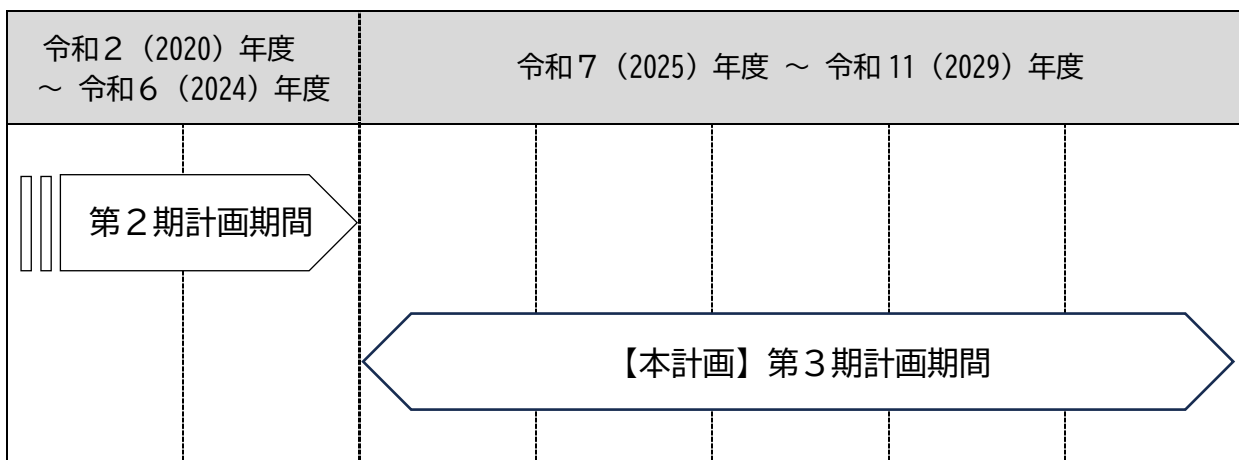
また、子育て支援等を市と連携・協力して行う、地域、学校園、市民活動団体、事業者等についても、計画の実施主体として、必要に応じて言及するものとします。

【こども基本法 第二条】

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

4 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行うことがあります。



5 計画の策定体制

(1) 羽曳野市こども夢プラン推進委員会（子ども子育て会議）

子ども・子育て支援法に基づく審議会その他合議制の機関として設置され、学識経験者、保健・福祉・教育等の関係者及び子育て当事者を含めた市民の代表者により構成される「羽曳野市こども夢プラン推進委員会」において、計画の内容を審議しました。

(2) 各種アンケート調査の実施

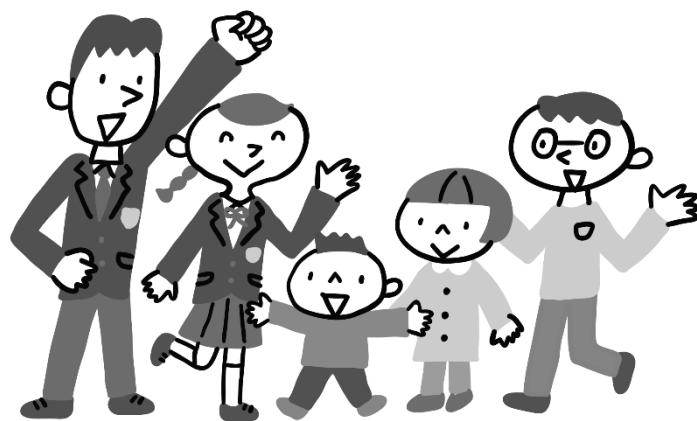
本計画の策定にあたっては、市民の子育ての状況や子育て支援、少子化対策に関する要望・意見等や、こども・若者自身の意識や意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、「羽曳野市子どもの生活に関する実態調査」、「羽曳野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」、「羽曳野市こども・若者の意識と生活に関する調査」を実施しました。

■実施した調査の概要

調査名	対象	調査期間	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
羽曳野市子どもの生活に関する実態調査	小学校5年生及びその保護者	令和5 (2023)年 7月10日 ～31日	・市内小・中学校を通じ配布 ・郵送及びwebを通じ回収	833件	小学校5年生 223件	26.8%
					保護者 216件	25.9%
	中学校2年生及びその保護者			814件	中学校2年生 207件	25.4%
					保護者 196件	24.1%
羽曳野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査	市内在住の就学前の子どもがいる保護者	令和6 (2024)年 1月10日 ～31日	・郵送配布 ・郵送及びwebを通じ回収	1,300件	707件	54.4%
	市内在住の小学生の子どもがいる保護者			1,300件	825件	63.5%
羽曳野市子ども・若者の意識と生活に関する調査	市内在住の15歳～39歳の方	令和6 (2024)年 6月10日 ～30日	・郵送配布 ・郵送及びwebを通じ回収	1,500件	482件	32.1%

（３）パブリックコメントの実施

令和６（２０２４）年１２月１６日から令和７（２０２５）年１月１５日にかけて、本計画素案の段階において、パブリックコメントを実施し、計画に対して広く市民の意見を求めました。また、併せて「やさしい版」計画概要を作成し、同期間において広く子ども・若者にも意見を募集しました。



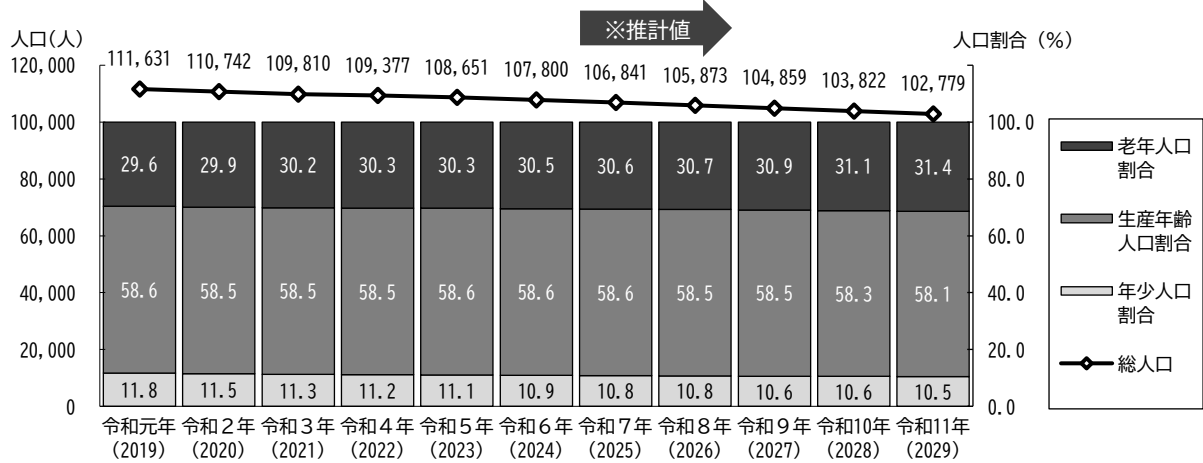
第2章 こども・若者及び子育てをめぐる現状

1 社会指標からみた本市の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、令和6（2024）年（3月31日時点）で107,800人となっています。年齢3区分の構成比をみると、年少人口は令和元（2019）年では11.8%、令和6（2024）年で10.9%となっています。一方、老年人口は、令和元（2019）年で29.6%、令和6（2024）年で30.5%となっており、少子高齢化が進行しています。また、将来推計においても、総人口は緩やかな減少傾向が継続する見込みとなっています。就学前児童数（0～5歳）は、令和6（2024）年では4,179人で、令和11（2029）年には、3,856人まで減少する見込みとなっています。

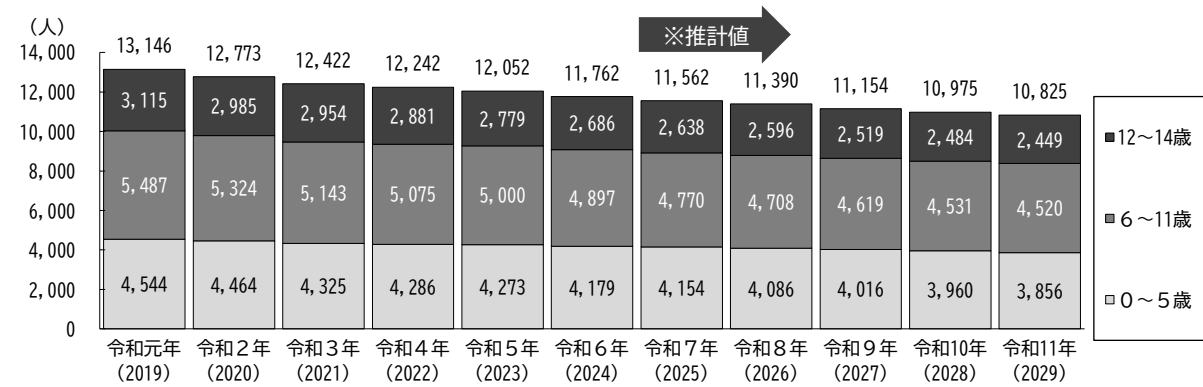
■年齢3区分の人口推移と将来推計（各年3月31日時点）



資料：住民基本台帳（令和6（2024）年まで）

※年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

■年齢別年少人口の推移と将来推計（各年3月31日時点）



資料：住民基本台帳（令和6（2024）年まで）

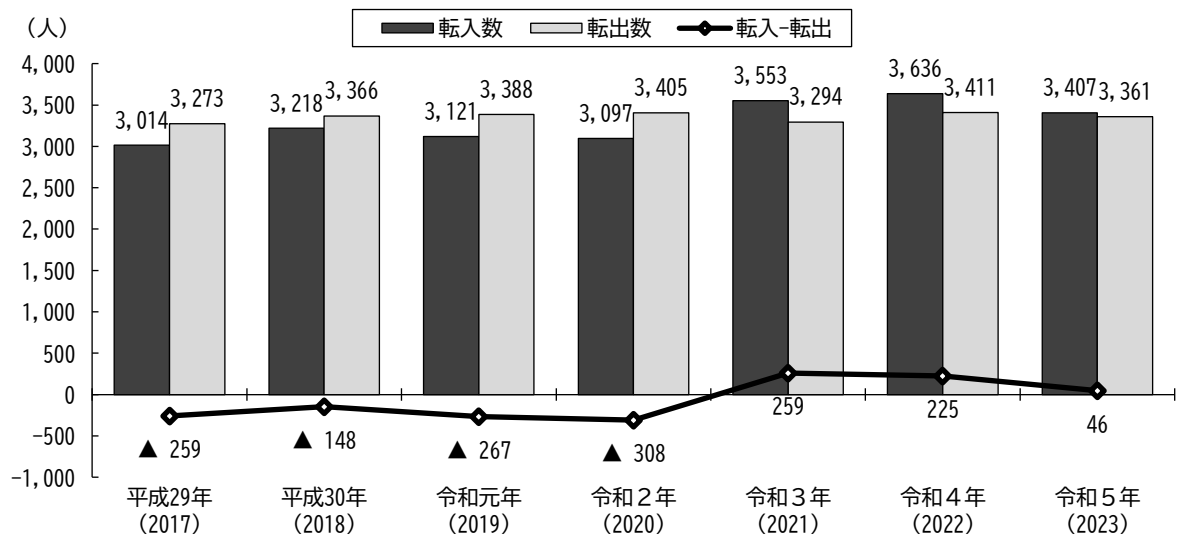
※令和7（2025）年以降は、令和元（2019）～令和6（2024）年の男女別年齢各歳のコーホート変化率に基づく推計（コーホート変化率法）。0歳人口は20～44歳女性人口との比率（こども女性比）に基づき算出。

(2) 社会動態

転入者数から転出者数を引いた転入超過数は、平成 29（2017）年から令和 2（2020）年においては毎年▲150～▲300 人程度のマイナスで推移していましたが、令和 3（2021）年は 259 人、令和 4（2022）年は 225 人、令和 5（2023）年は 46 人と、近年はプラスに転じています。

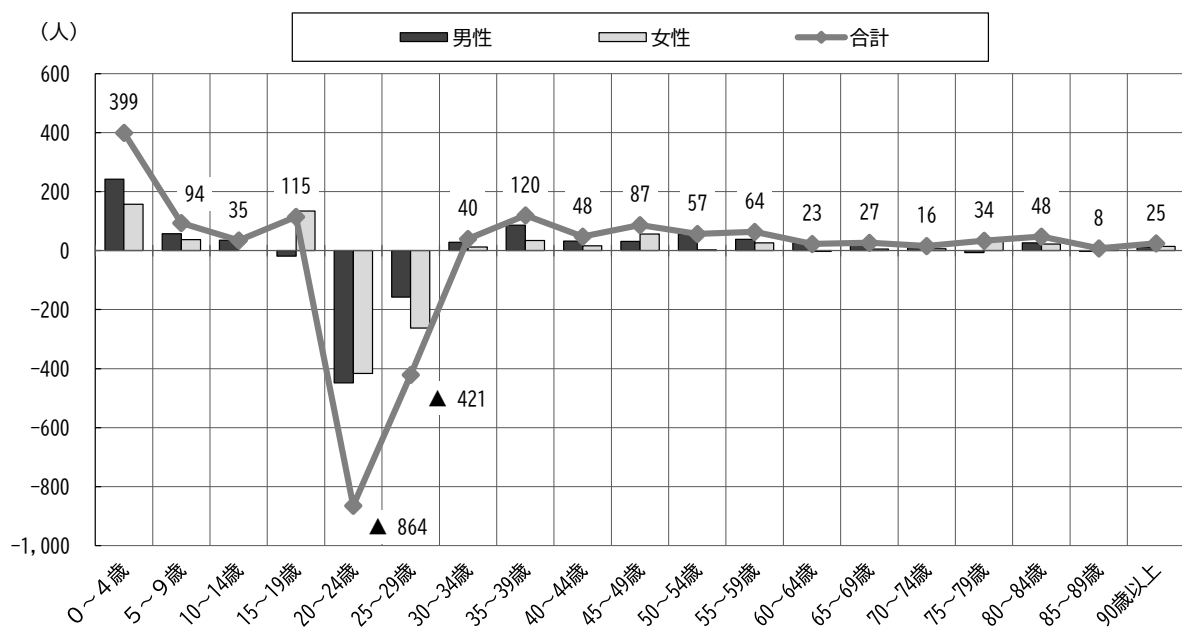
令和元（2019）年から令和 5（2023）年の男女別年齢別転入超過数をみると、20～29 歳では転出超過となっていますが、それ以外では転入超過となっており、0～4 歳、35～39 歳、15～19 歳の順に多くなっています。

■転入数・転出数の推移



資料：住民基本台帳人口移動報告

■男女別年齢別転入超過数（令和元（2019）年～令和 5（2023）年の合計）



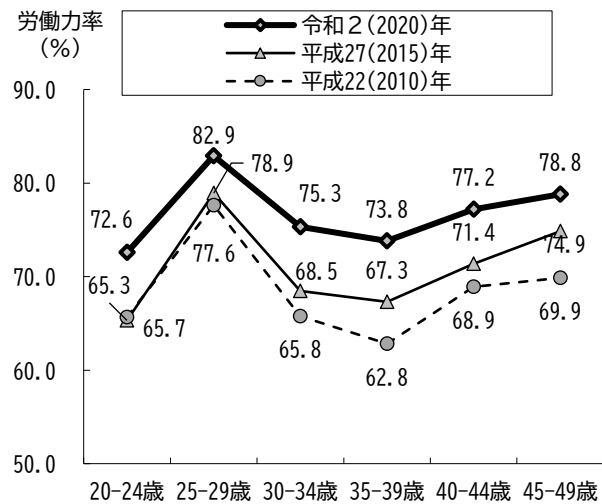
資料：住民基本台帳人口移動報告

(3) 女性の就労状況

本市の子育て世代の女性の労働力率（就職・休職中・求職中のいずれかの状態である割合）は平成22（2010）年から令和2（2020）年にかけて上昇していますが、全国・大阪府と比較すると、やや低くなっています。

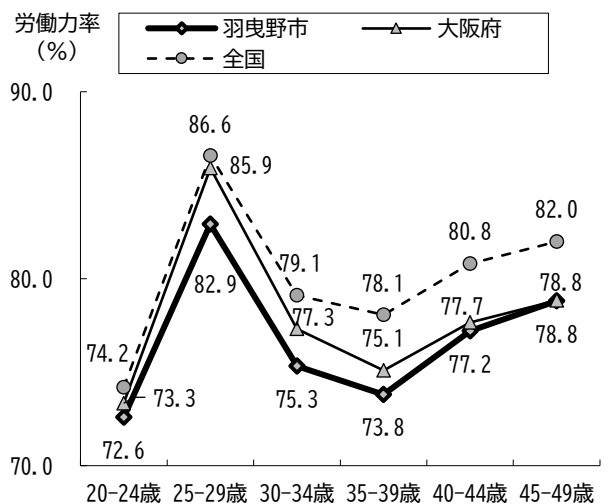
■女性労働力率の推移

（平成22（2010）年～令和2（2020）年）



■女性労働力率の比較

（令和2（2020）年）



資料：国勢調査

本市在住の就業者は、全国・大阪府と比較すると市内での就業が少なく、市外での就業が多い傾向です。男性の従業地は年齢による差があまりみられませんが、女性の従業地については、30歳代以降は市外の割合が減少し、市内での従業の割合が増加しており、子育てとの両立がしやすい従業地に移行していることがうかがえます。

■年齢別にみた従業地別就業者割合（令和2（2020）年）

単位：％

男性		自宅で従業	自宅以外の市内	市外の府内	府外
羽曳野市	20～24歳	3.0	25.5	66.5	5.1
	25～29歳	4.7	23.1	67.4	4.8
	30～34歳	3.9	21.5	70.1	4.5
	35～39歳	6.6	19.5	68.7	5.2
	40～44歳	7.6	19.9	67.3	5.2
	45～49歳	7.5	18.1	69.6	4.9
	就業者全体	8.7	21.4	65.1	4.7
	就業者全体	8.1	39.8	44.2	8.0
大阪府		8.1	39.8	44.2	8.0
全国		10.7	50.3	28.1	10.9

女性		自宅で従業	自宅以外の市内	市外の府内	府外
羽曳野市	20～24歳	1.8	26.5	67.6	4.0
	25～29歳	3.8	25.6	68.1	2.5
	30～34歳	5.1	31.3	61.6	2.1
	35～39歳	6.0	33.3	58.7	2.0
	40～44歳	6.5	39.2	53.0	1.4
	45～49歳	6.0	39.7	53.1	1.3
	就業者全体	7.9	38.0	52.5	1.6
	就業者全体	7.4	55.8	32.8	3.9
大阪府		7.4	55.8	32.8	3.9
全国		9.9	62.5	21.6	6.0

資料：国勢調査

(4) 結婚・出産の状況

現在結婚している状態にある人の割合を示す有配偶率は、男女とも低下傾向となっています。出産の中心となる20～39歳の有配偶女性の人口は減少が続いており、有配偶率も低下傾向となっています。

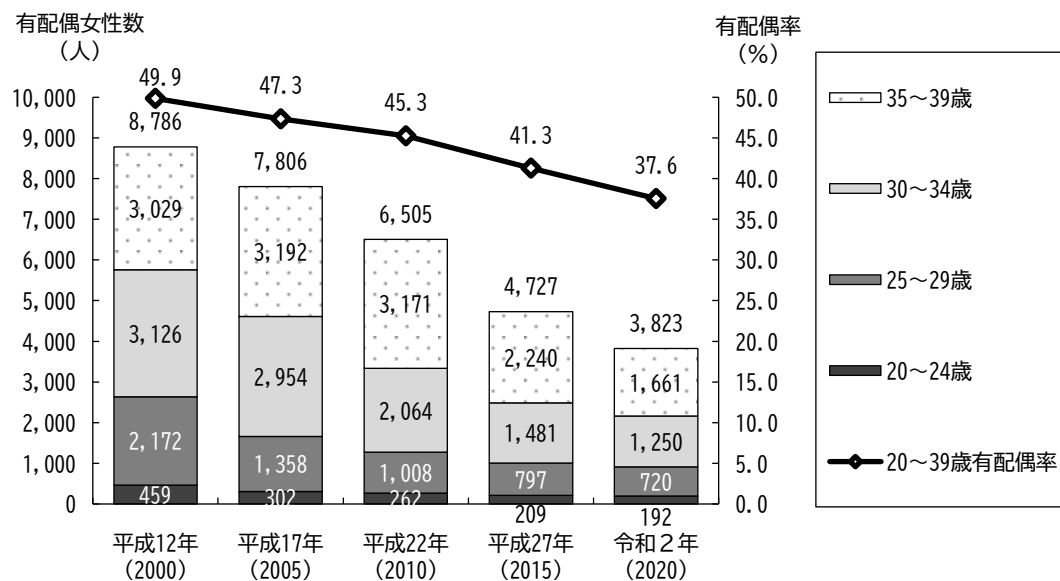
■男女別年代別有配偶率の推移

単位：％

男性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成12（2000）年	0.5	7.9	32.8	60.7	74.7	80.9	83.3
平成17（2005）年	0.3	5.1	29.2	54.7	67.0	75.2	80.1
平成22（2010）年	0.3	5.2	26.1	50.8	61.2	68.3	73.2
平成27（2015）年	0.3	4.3	24.8	46.3	61.0	65.5	69.1
令和2（2020）年	0.3	5.0	24.4	46.0	56.9	64.4	64.8
女性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成12（2000）年	0.7	10.5	43.9	69.8	79.5	83.4	83.9
平成17（2005）年	0.8	8.6	35.8	62.3	72.1	76.5	80.4
平成22（2010）年	0.7	8.6	32.9	57.1	68.5	71.0	73.6
平成27（2015）年	0.7	7.4	31.7	54.7	65.8	70.2	70.5
令和2（2020）年	0.3	6.5	31.5	54.4	63.4	67.0	67.1

資料：国勢調査

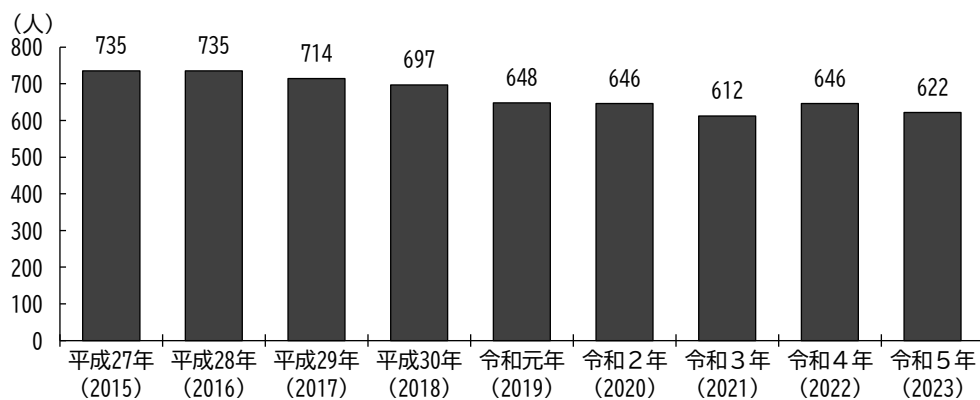
■年齢別有配偶女性数の推移



資料：国勢調査

本市の出生数は、平成 29（2017）年までは 700 人台で推移していましたが、その後は 600 人台で推移しており、緩やかな減少傾向となっています。

■出生数の推移



資料：住民基本台帳



(5) きょうだい数と両親の就労状況

本市の夫婦とこどものいる世帯におけるこどもの数は、全国・大阪府と比較すると、こどもが1人の割合が低く、3人以上の割合が高くなっています。

夫婦ともに就業者である「夫婦就業世帯」の割合は、最年少のこどもの年齢が上がるほど高くなっており、全国と比較すると低く、大阪府とほぼ同水準となっています。

■夫婦とこどものいる世帯の最年少のこどもの年齢別こども数の割合（令和2（2020）年）

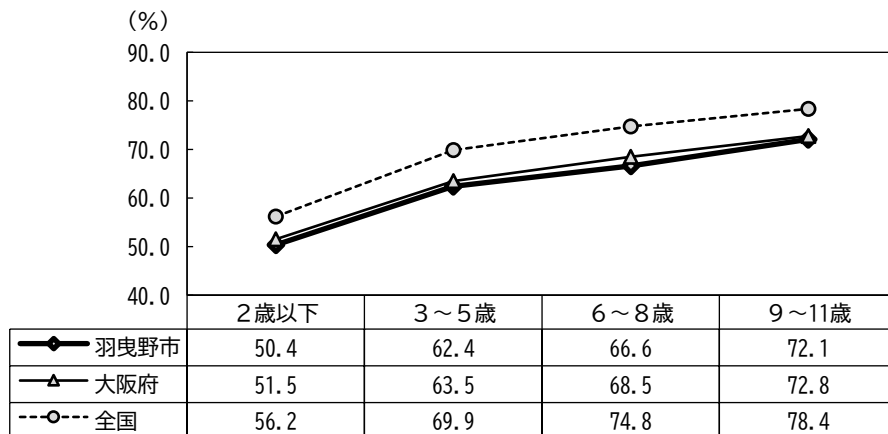
単位：％

	最年少の こどもの年齢	こどもが1人	こどもが2人	こどもが3人以上
羽曳野市	2歳以下	41.2	38.6	20.3
	3～5歳	28.2	45.9	25.9
	6～8歳	22.1	52.5	25.4
	9～11歳	19.8	55.3	24.9
	11歳以下	29.3	46.9	23.7
大阪府	11歳以下	34.9	45.8	19.3
全国	11歳以下	33.6	46.1	20.3

※「こどもの数」は、同居しているこどもの人数であり、夫婦から生まれたこどもの数の総計ではありません。

資料：国勢調査

■最年少のこどもの年齢別にみた夫婦就業世帯の割合（令和2（2020）年）

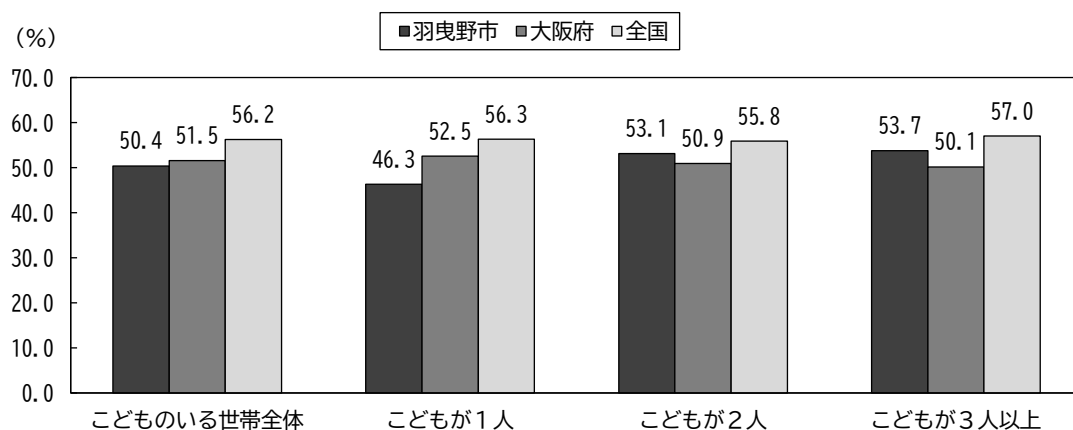


資料：国勢調査

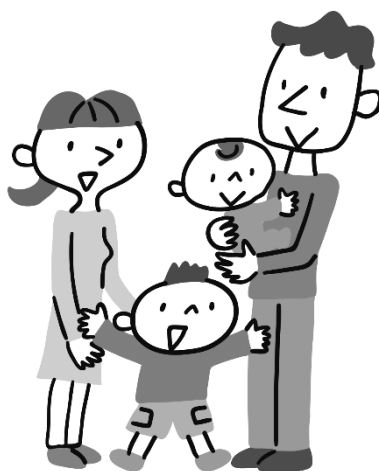
最年少のこどもが2歳以下のときのこどもの人数別にみた夫婦就業世帯の割合をみると、本市では、こどもの人数が増えるほど夫婦就業世帯の割合が増加しており、こどもの人数が増え、経済的な負担が大きくなることで、共働きになる世帯が増加していることがうかがえます。

■最年少のこどもの年齢が2歳以下のときのこどもの人数別にみた夫婦就業世帯の割合

(令和2(2020)年)



資料：国勢調査

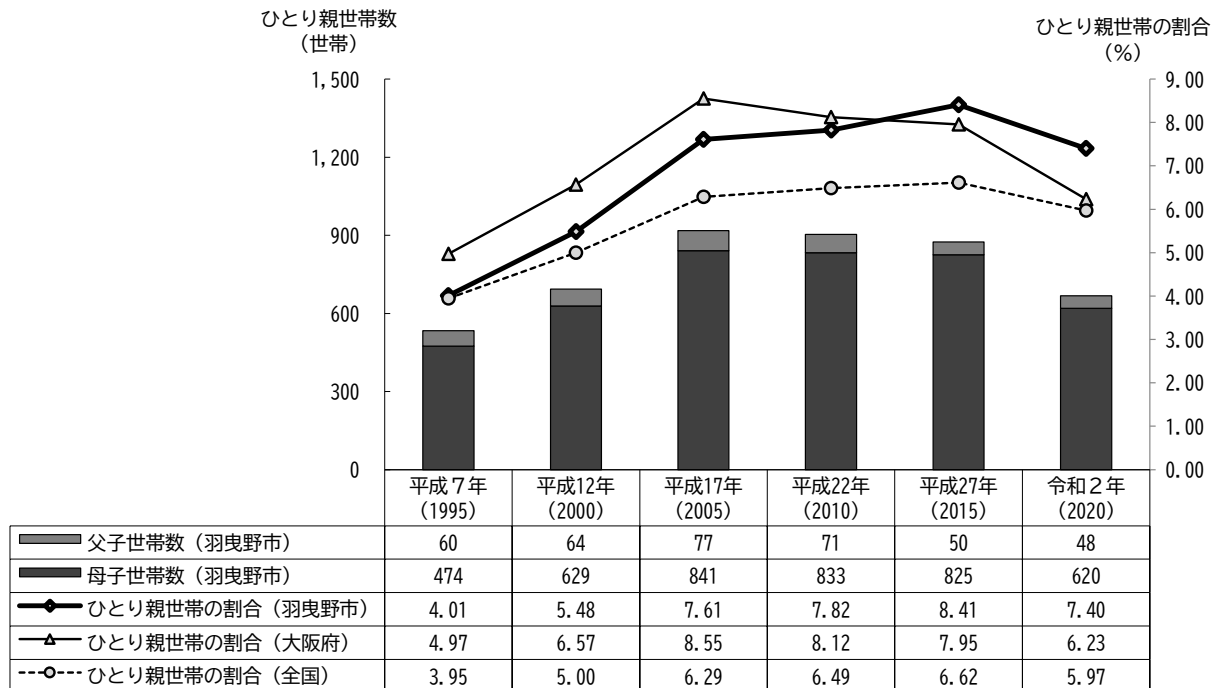


(6) 18歳未満のこどものいるひとり親世帯の状況

18歳未満のこどものいる父子世帯・母子世帯数は、本市においては平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて減少しており、その合計であるひとり親世帯の割合も低下しています。

18歳未満のこどものいる世帯におけるひとり親世帯の割合は、全国・大阪府と比較すると、平成27(2015)年以降、やや高く推移しています。

■父子世帯・母子世帯数とひとり親世帯の割合の推移



※「ひとり親世帯」は「父子世帯」と「母子世帯」の合計。ひとり親世帯の割合は、18歳未満のこどものいる世帯における割合。

資料：国勢調査

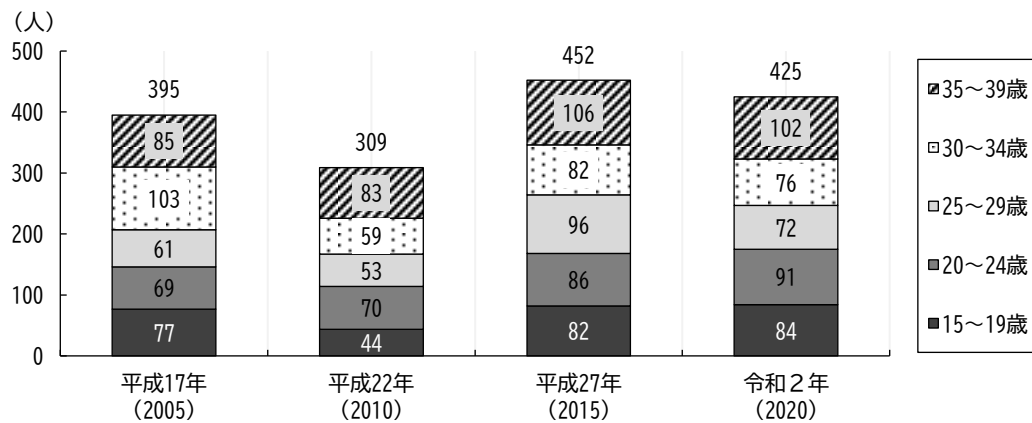


(7) 若年無業者の状況

本市の未婚の若年無業者数（非労働力人口で通学も家事もしていない人口）は平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて 400 人台で推移しています。

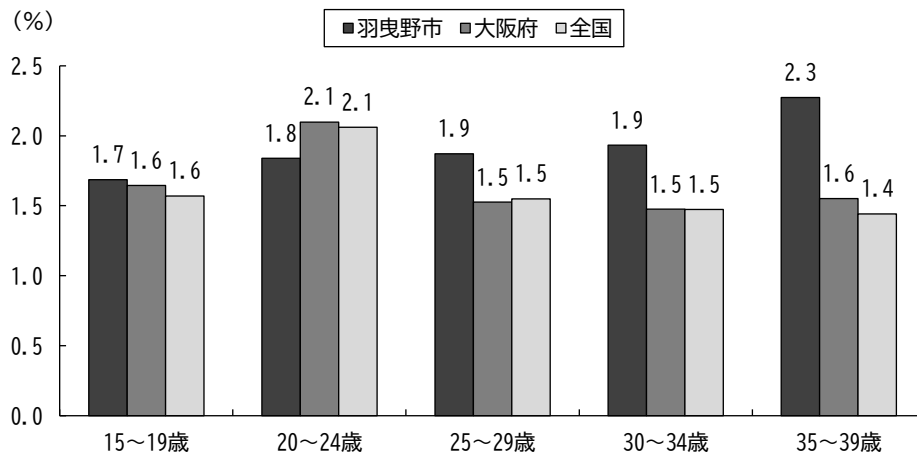
年齢別人口における未婚の若年無業者の割合を、全国・大阪府と比較すると、ほぼすべての年代で上回っており、特に 30 歳代の若年無業者の割合が高くなっています。

■年齢別未婚の若年無業者数の推移



資料：国勢調査

■年齢別人口における未婚の若年無業者率の比較（令和 2（2020）年）



資料：国勢調査

2 本市のこどもの状況

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園の状況

本市の就学前児童の状況をみると、1号認定の幼稚園・認定こども園では、定員 1,271 人に対して、園児数は 650 人となっており、大きく定員割れを起こしています。2号認定・3号認定の保育園・認定こども園では、定員 1,915 人に対して、園児数は 1,974 人となっており、定員を上回る状況となっています。

■ 1号認定の幼稚園・認定こども園の状況（令和6（2024）年5月1日時点）

単位：人

		定員	園児数			
			3歳児	4歳児	5歳児	合計
公立	古市幼稚園	60	—	8	7	15
	駒ヶ谷幼稚園	60	6	8	0	14
	西浦幼稚園	90	—	0	2	2
	埴生幼稚園	60	12	14	16	42
	羽曳が丘幼稚園	126	6	12	8	26
	高鷲南幼稚園	90	17	15	19	51
	古市南幼稚園	60	—	6	8	14
	埴生南幼稚園	95	—	14	17	31
	こども未来館たかわし	120	28	29	26	83
	向野こども園	100	16	27	25	68
私立	さかとがはらこども園	15	3	3	4	10
	明の守こども園	15	5	3	5	13
	高屋保育学園	15	4	5	5	14
	四天王寺悲田院こども園	15	5	4	5	14
	白鳩羽曳野幼稚園	350	86	85	82	253
合計		1,271	188	233	229	650

資料：羽曳野市こども保育課

※ 1号認定：こどもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する人

※ 白鳩羽曳野幼稚園は、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園です。

■ 2号認定・3号認定の保育園・認定こども園の状況（令和6（2024）年4月1日時点）

単位：人

		定員	園児数						
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
公立	下開保育園	100	2	13	18	15	22	15	85
	軽里保育園	100	3	15	17	20	23	18	96
	はびきの保育園	100	3	15	18	19	26	25	106
	こども未来館たかわし	40	—	—	—	11	15	15	41
	向野こども園	240	6	38	48	58	51	51	252
私立	高鷲保育園	150	8	30	31	31	30	33	163
	あおぞら保育園	120	6	23	24	30	29	27	139
	ベビーハウス社協	120	9	18	22	22	24	25	120
	誉田保育園	130	5	23	23	28	28	28	135
	郡戸保育園	135	11	26	29	28	28	28	150
	くるみ共同保育園	45	3	11	10	6	11	7	48
	高屋保育学園	135	9	30	28	28	27	26	148
	さかとがはらこども園	180	6	30	21	36	38	30	161
	明の守こども園	160	9	24	27	26	30	29	145
	四天王寺悲田院こども園	160	13	32	30	30	30	30	165
	他市委託		0	1	4	2	9	4	20
	他市受託		0	0	0	1	1	3	5
合計		1,915	93	329	350	390	421	391	1,974

資料：羽曳野市こども保育課

※ 2号認定：こどもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園、認定こども園等での保育を希望する人

3号認定：こどもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園、認定こども園等での保育を希望する人

(2) 小学校・中学校・義務教育学校の状況

小学校・義務教育学校（前期課程）の児童数は 4,776 人となっており、最も児童数の多い羽曳が丘小学校で 720 人、最も少ない駒ヶ谷小学校で 94 人となっています。

中学校・義務教育学校（後期課程）の生徒数は 2,443 人となっており、最も生徒数の多い峰塚中学校で 808 人、最も少ないはびきの埴生学園で 155 人となっています。

■市立小学校・義務教育学校（前期課程）の状況（令和 6（2024）年 5 月 1 日時点） 単位：人

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
古市小学校	66	58	51	72	67	73	387
駒ヶ谷小学校	20	10	15	19	15	15	94
西浦小学校	55	54	61	62	67	73	372
高鷲小学校	44	51	60	43	55	52	305
丹比小学校	59	63	52	61	58	48	341
羽曳が丘小学校	103	125	107	128	122	135	720
白鳥小学校	38	38	50	34	37	49	246
高鷲南小学校	78	87	94	66	73	83	481
古市南小学校	52	39	48	47	47	32	265
恵我之荘小学校	50	56	49	70	64	56	345
埴生南小学校	87	77	76	82	89	85	496
高鷲北小学校	42	32	54	40	43	55	266
西浦東小学校	21	24	19	24	18	25	131
はびきの埴生学園	63	41	61	62	46	54	327
合計	778	755	797	810	801	835	4,776

資料：羽曳野市教育委員会

■市立中学校・義務教育学校（後期課程）の状況（令和 6（2024）年 5 月 1 日時点） 単位：人

	1 年生（7 年生）	2 年生（8 年生）	3 年生（9 年生）	合計
誉田中学校	114	121	104	339
高鷲中学校	107	95	103	305
峰塚中学校	287	228	293	808
高鷲南中学校	128	141	137	406
河原城中学校	149	160	121	430
はびきの埴生学園	53	46	56	155
合計	838	791	814	2,443

資料：羽曳野市教育委員会

(3) 特別な支援が必要なこどもの状況

18歳未満の障害者手帳等の所持者数は、年々増加しており、令和6（2024）年で459人となっています。身体障害者手帳所持者については、ほぼ横ばいで推移していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者については増加が続いています。この間、18歳未満の人口は減少が続いていることから、人口に占める手帳所持者の割合も増加しています。

■18歳未満の障害者手帳等所持者数（各年3月末時点）

単位：人

	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
身体障害者手帳	75	65	63	65	66	65
療育手帳	243	267	276	289	307	325
精神障害者保健福祉手帳	39	54	56	54	62	69
合計	357	386	395	408	435	459

資料：羽曳野市障害福祉課

(4) 外国籍のこどもの状況

16歳未満の外国籍のこどもの数は近年増加傾向となっています。

■16歳未満の外国籍のこどもの数（各年3月末時点）

単位：人

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
ベトナム	5	10	18	25	32
中国	14	13	13	16	14
韓国	14	15	16	15	14
パキスタン	0	0	0	15	11
その他	15	16	20	19	25
合計	48	54	67	90	96

資料：羽曳野市市民課

(5) 児童虐待に関する状況

虐待問題への意識の高まり等を背景として、児童虐待に関する通告件数等は、全国的に増加傾向となっており、本市においても近年増加しています。

また、「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」に基づいた本市の要保護児童の見守り件数についても、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度は200件台で横ばいですが、令和4（2022）年度、令和5（2023）年度は300件を超えています。

■児童虐待に関する通告件数と児童虐待相談対応件数

単位：件

	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
羽曳野市（通告件数）	234	236	210	261	303
大阪府（児童虐待相談対応件数）	15,753	16,055	14,212	16,036	
全国（児童虐待相談対応件数）	193,780	205,044	207,660	214,843	

資料：厚生労働省福祉行政報告例、羽曳野市こども家庭支援課

■要保護児童に関する見守り件数（各年3月末時点）

単位：件

	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
見守り件数	213	216	215	384	354

資料：羽曳野市こども家庭支援課



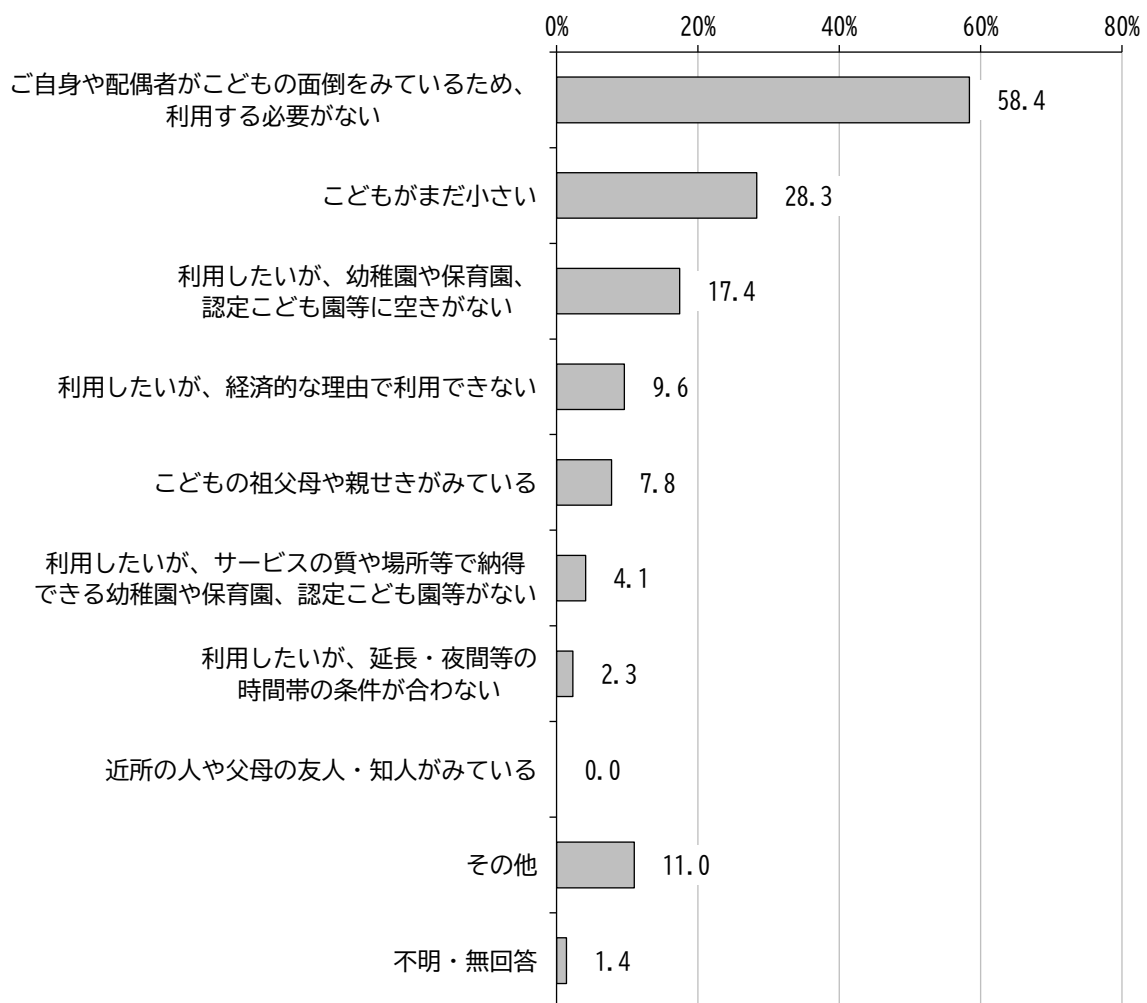
3 アンケート調査結果からみた現状

(1) 羽曳野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の主な結果

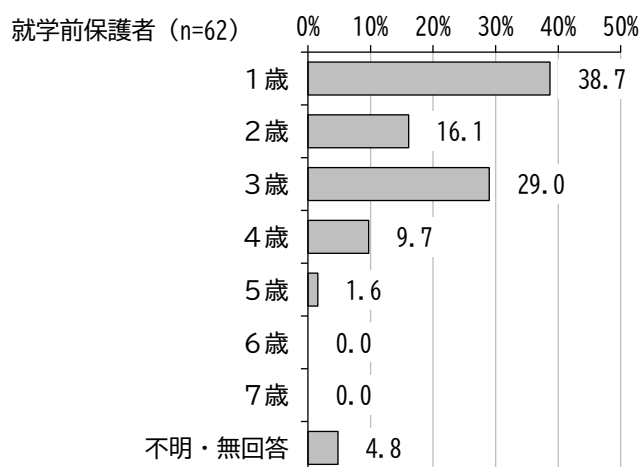
現在定期的な教育・保育サービスを利用していない人の、サービスを利用していない理由をみると、「利用したいが、幼稚園や保育園、認定こども園等に空きがない」が17.4%となっており、ニーズ増加への対応が必要な状況となっています。また、こどもがまだ小さいから教育・保育サービスを利用していない人に、何歳になったら利用しようと考えているかを尋ねたところ、「1歳」が最も多く、次いで「3歳」、「2歳」となっており、低年齢からの保育ニーズがあることがうかがえます。

■（教育・保育サービスを利用していない人）教育・保育サービスを利用していない理由は何ですか（複数選択）【就学前児童保護者用調査】

就学前保護者（n=219）



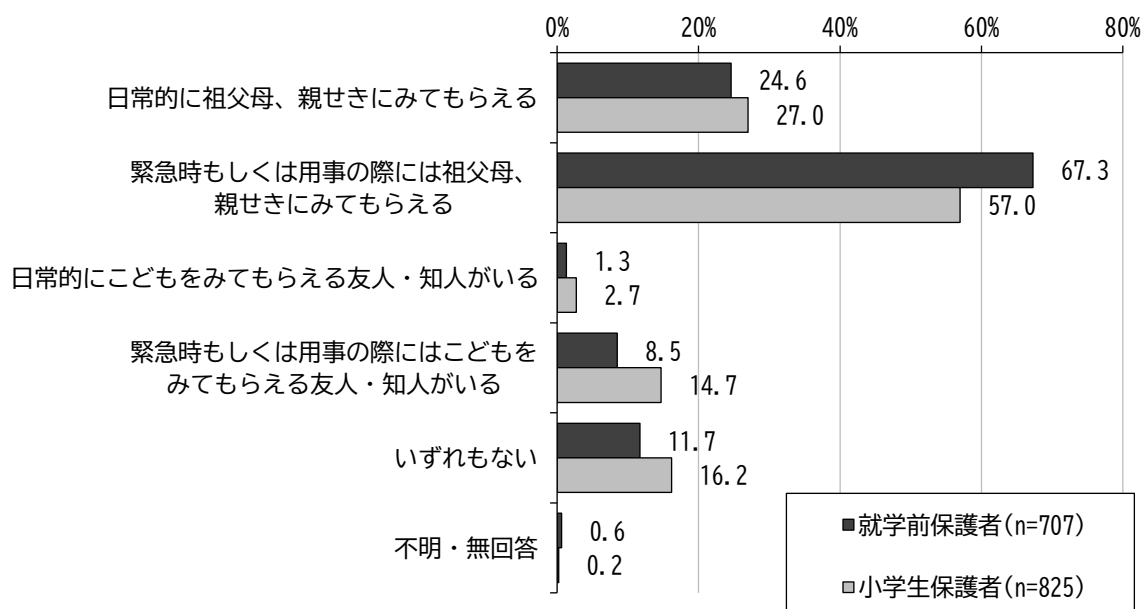
■（教育・保育サービスを、こどもがまだ小さいから利用していない人）何歳くらいになったら利用しようと考えていますか【就学前児童保護者用調査】



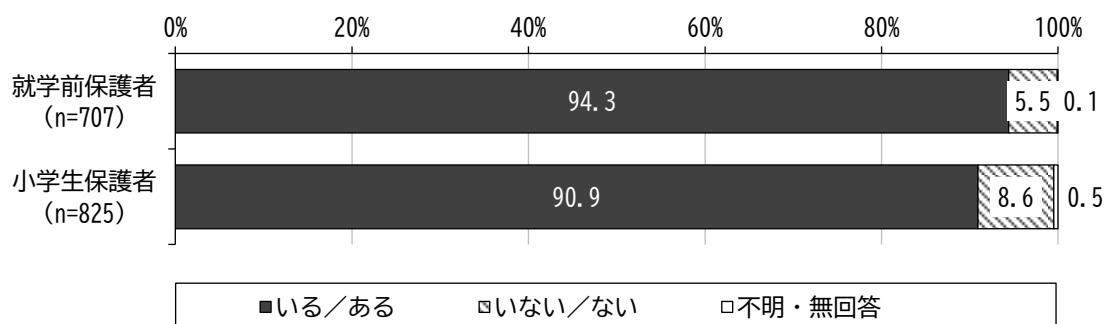
日頃、こどもの面倒をみてもらえる人はいるか尋ねたところ、「いずれもない」が就学前 11.7%、小学生 16.2%となっています。また、子育てやこどもの教育について、気軽に相談できる人や相談できる場所があるか尋ねたところ、「いない／ない」が就学前 5.5%、小学生 8.6%となっており、孤立した状態で子育てをしている保護者がいることがうかがえます。

■日頃、お子さんの面倒をみてもらえる人はいますか（複数選択）

【就学前児童保護者用調査/小学生児童保護者用調査】

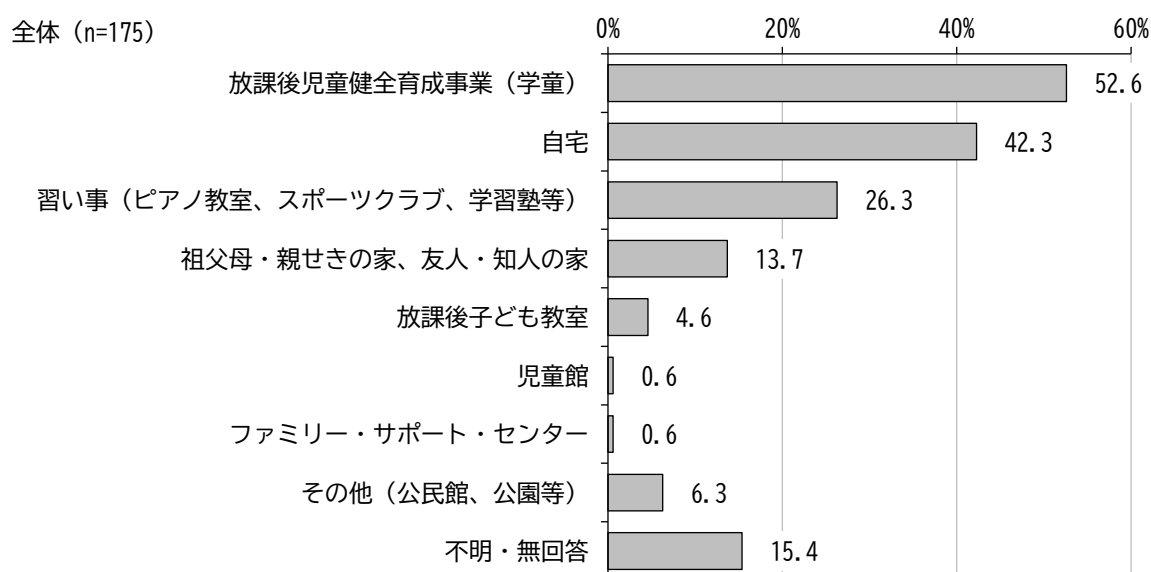


■お子さんの子育てやこどもの教育について、気軽に相談できる人や相談できる場所がありますか【就学前児童保護者用調査/小学生児童保護者用調査】

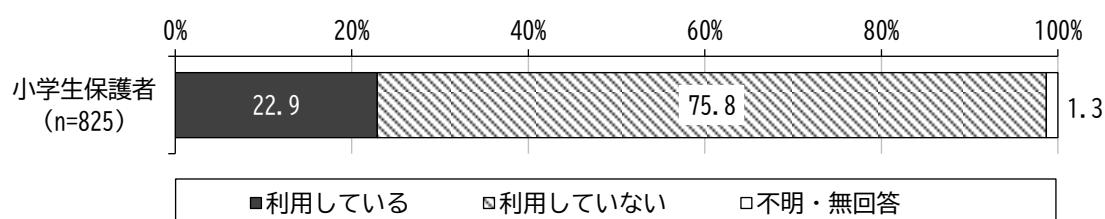


5歳児（年長）の保護者の半数以上が小学校低学年で「放課後児童健全育成事業（学童）」の利用を希望しており、ニーズ増加の可能性があります。また、現在利用している小学生保護者の6割以上が、高学年での利用を希望しています。

■（こどもが5歳以上の人）小学校低学年のうちは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか（複数選択）【就学前児童保護者用調査】

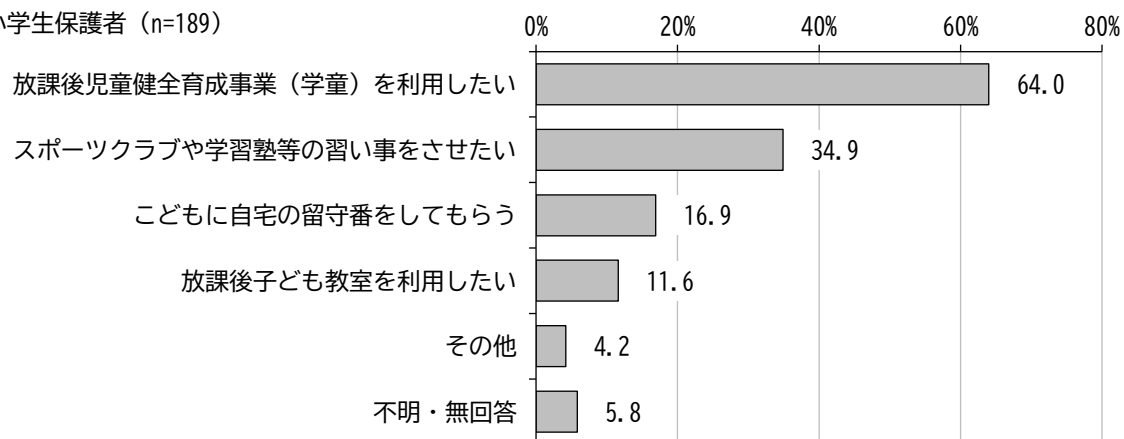


■お子さんについて、平日（月曜日から金曜日）に、現在、放課後児童健全育成事業（学童）を利用していますか【小学生児童保護者用調査】



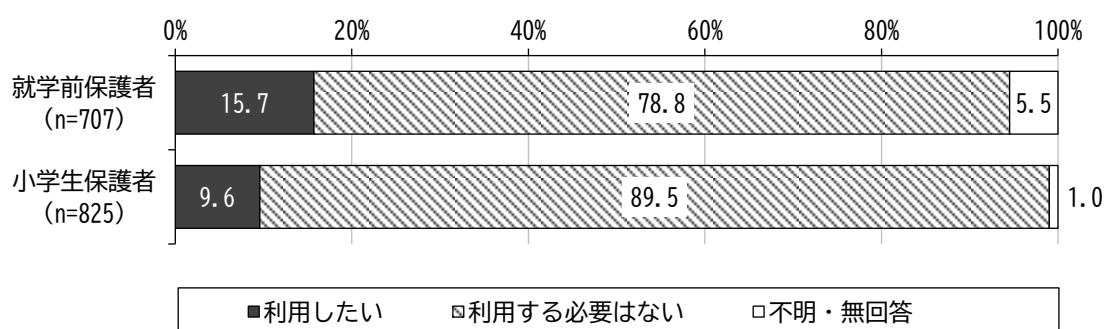
■（放課後児童健全育成事業（学童）を利用している人）小学4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか（複数選択）【小学生児童保護者用調査】

小学生保護者（n=189）

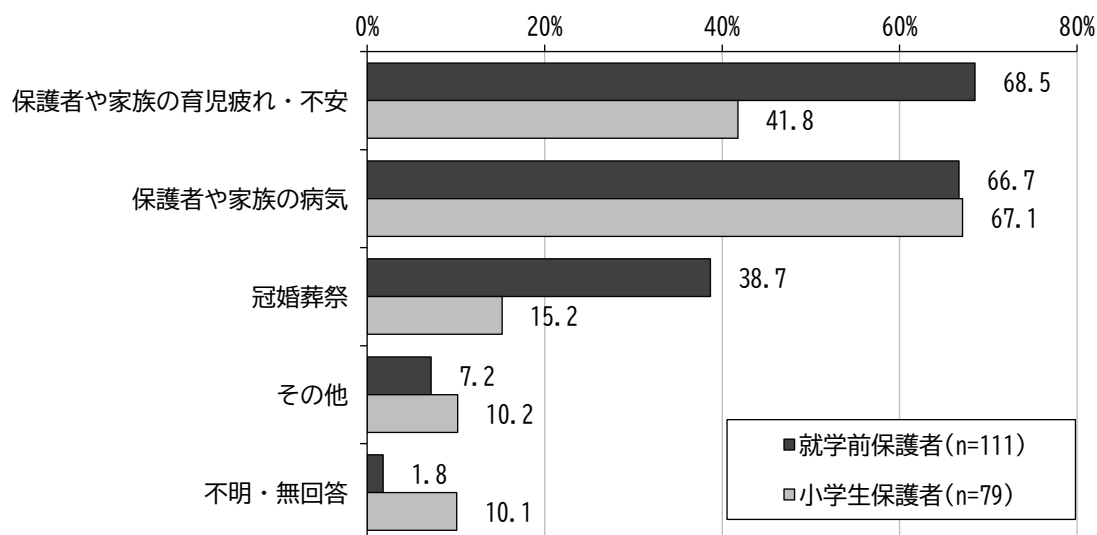


子育て短期支援事業（ショートステイ）については、就学前保護者の15.7%、小学生保護者の9.6%が利用を希望しています。利用を希望する理由について、特に就学前保護者では、「保護者や家族の育児疲れ・不安」という回答が多くなっており、子育て負担の軽減のための支援として、ニーズがあることがうかがえます。

■お子さんについて、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹含む）の育児疲れや育児不安、病気等）により泊りがけで家族以外に預ける必要があると思いますか。子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用希望の有無についてお答えください【就学前児童保護者用調査/小学生児童保護者用調査】



■利用を希望する理由（複数選択）【就学前児童保護者用調査/小学生児童保護者用調査】

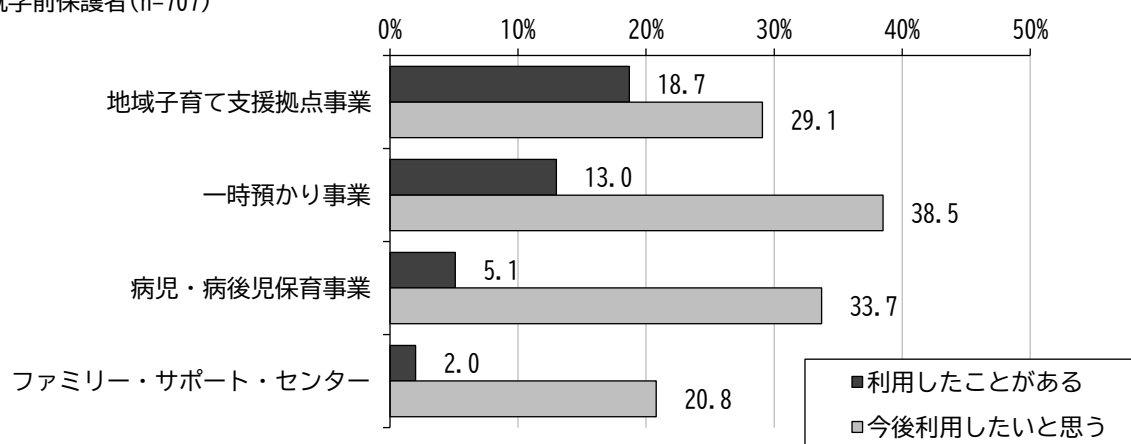


子育て支援サービスについては、一時預かり事業や病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターで「利用したことがある」と「今後利用したいと思う」の差が大きく、潜在的なニーズが大きくなっています。

こどもが参加したことがある体験活動等について、「地域に根差した活動（お祭りや地域運動会等）」が約4割で最も多い一方、「参加したことがない」も約4割となっており、多様な活動を経験できる環境づくりが課題となっています。

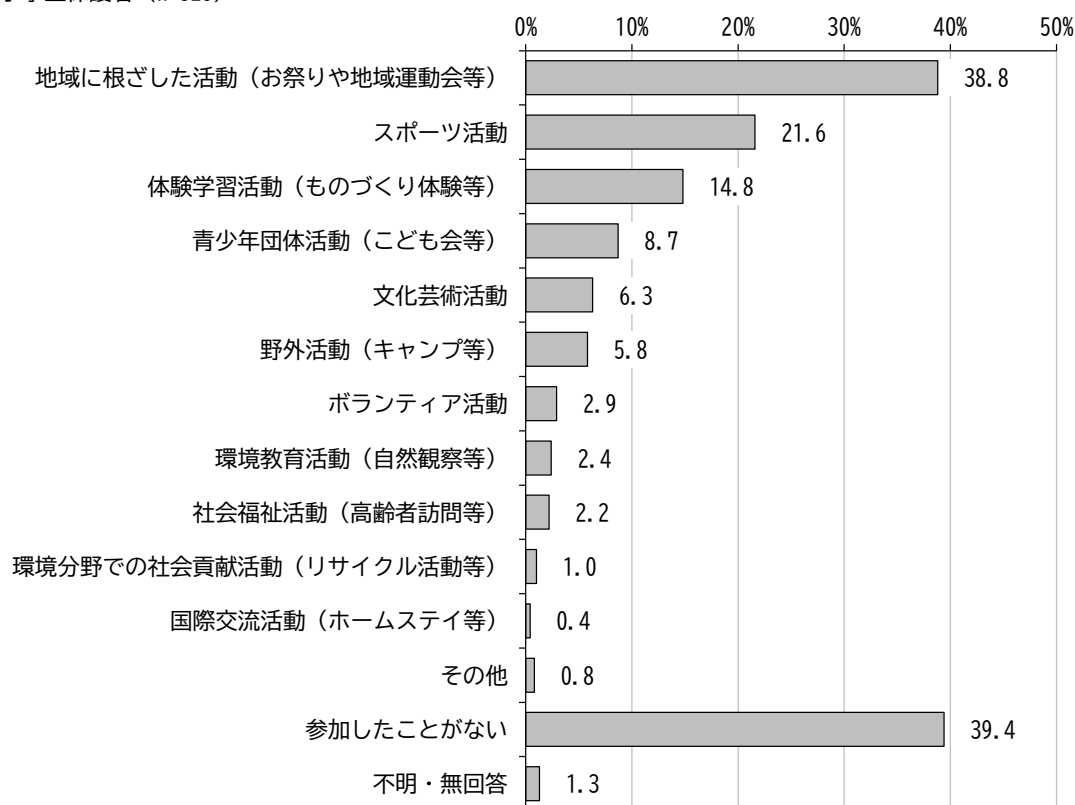
■子育て支援サービスの利用状況と利用意向（複数選択）【就学前児童保護者用調査】

就学前保護者（n=707）



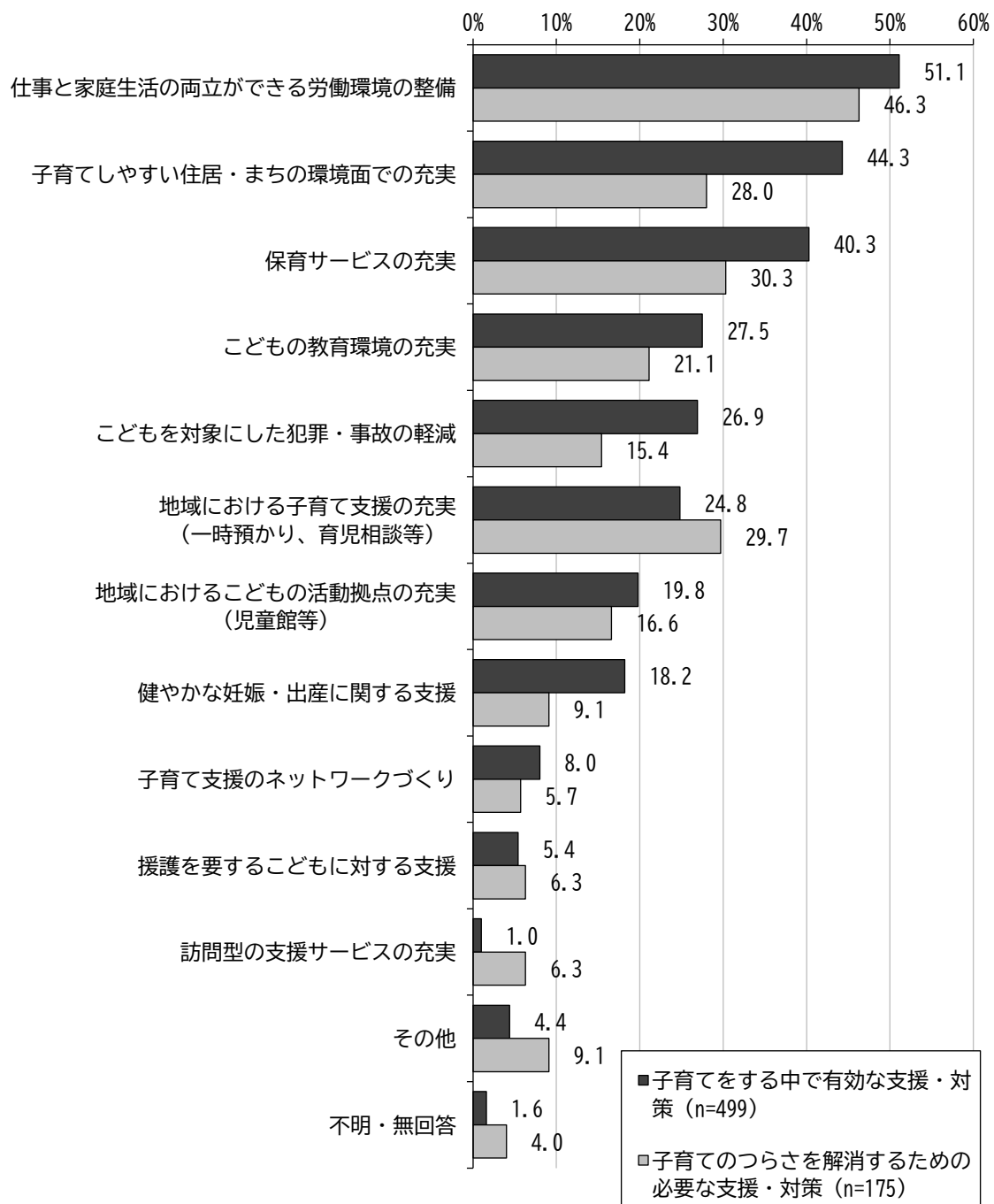
■お子さんが参加したことがある地域における自然体験、社会参加、文化活動はどれですか（複数選択）【小学生児童保護者用調査】

小学生保護者（n=825）



子育てを楽しんでいる人が多い人、つらいと感じている人が多い人のいずれの場合にとっても、必要な支援・対策については「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」という回答が最も多くなっており、仕事と家庭の両立に課題を感じている人が多いことがうかがえます。

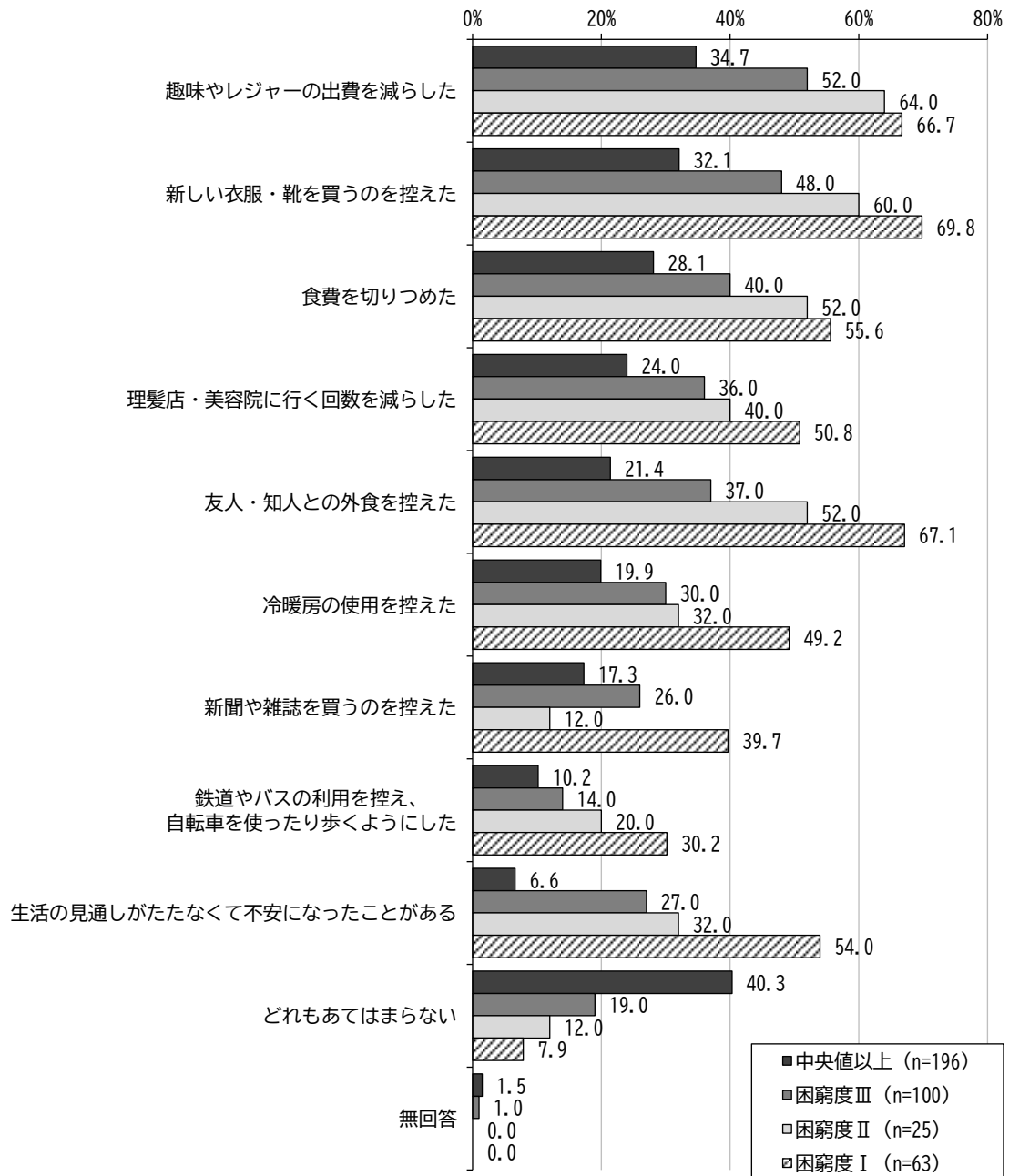
■（子育てを楽しんでいる人が多い人）あなたは、子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じていますか/（子育てを楽しんでいることとつらいと感じることが同じくらい、またはつらいと感じている人が多い人）あなたにとって子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策は何ですか（複数選択）【就学前児童保護者用調査】



(2) 羽曳野市子どもの生活に関する実態調査の主な結果

生活困窮の度合いが高い世帯が、経済的困難を多く経験していることが示されています。

■困窮度別にみた経済的な理由による経験（複数選択、上位 10 項目）【保護者用調査】

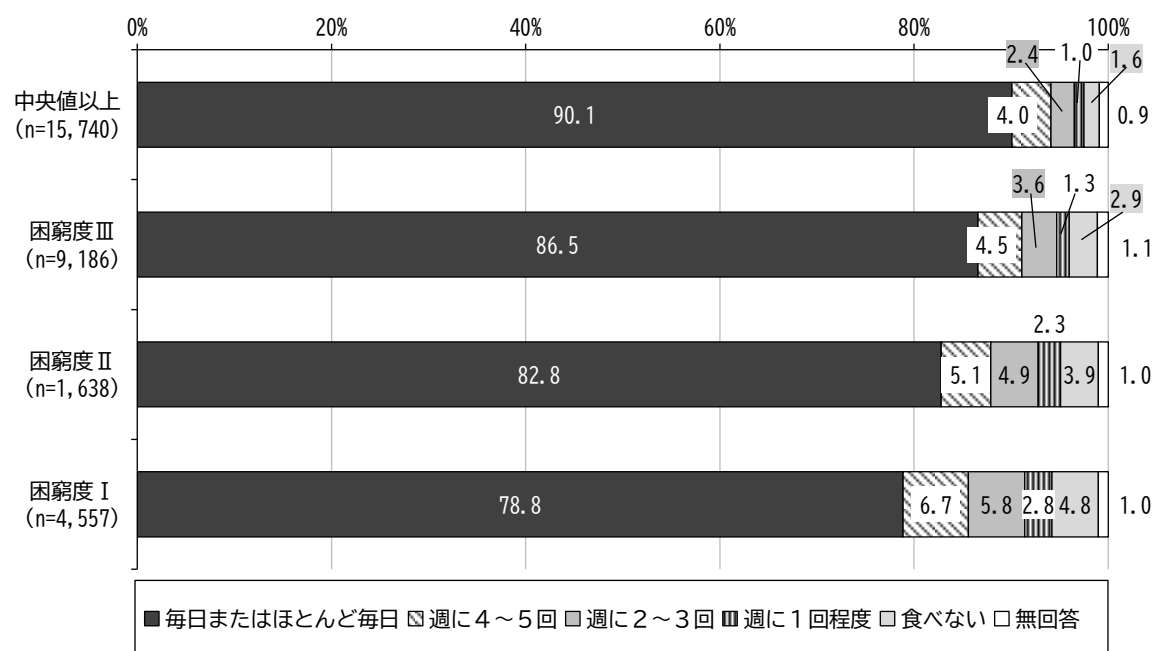


※「子どもの生活に関する実態調査」では、回答状況と世帯の経済状況との関連をみるために、経済状況を4つに区分しています。年間の世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って算出する「等価可処分所得」が中央値以上を「中央値以上」、中央値の60%以上で中央値未滿を「困窮度Ⅲ」、中央値の50%以上で中央値の60%未滿を「困窮度Ⅱ」、中央値の50%未滿を「困窮度Ⅰ」と区分しており、「困窮度Ⅰ」が最も経済的に厳しい状況の世帯となります（以下同様）。

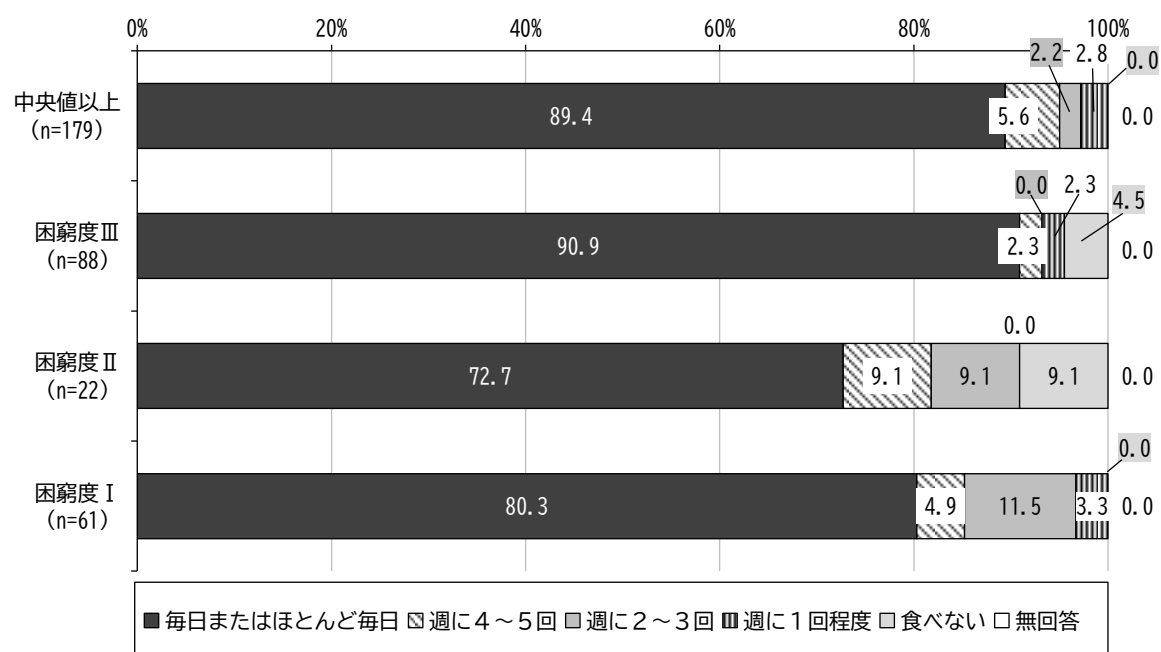
生活困窮の度合いが高い世帯ほど、こどもが朝食を毎日食べていない傾向があるなど、家庭の経済状況と日常生活習慣との間に関連がみられます。

■困窮度別にみた朝食の頻度【こども用調査】

<大阪府全体>



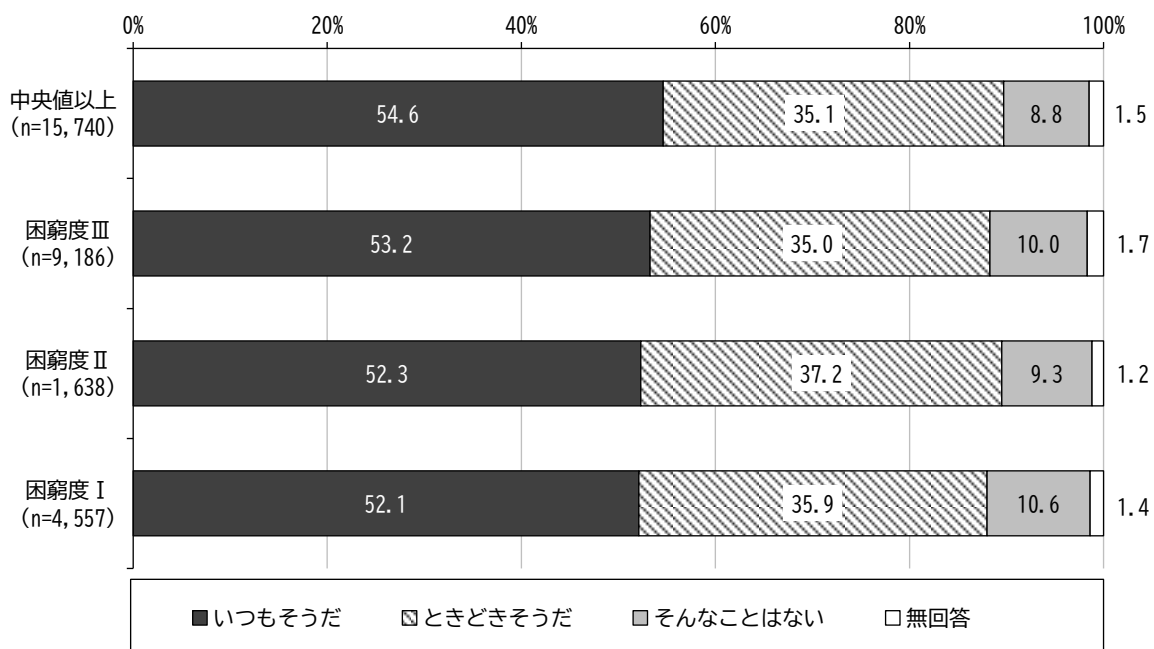
<羽曳野市>



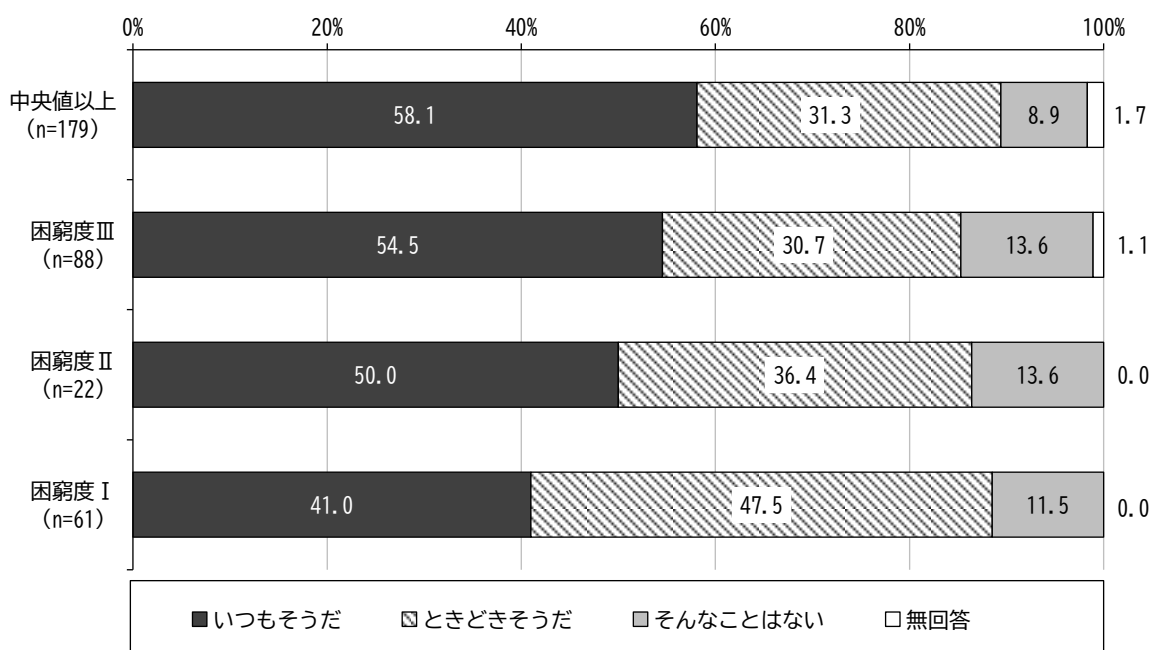
生活困窮の度合いが高い世帯ほど、こどもが「元気いっぱいだ」と感じていない傾向があるなど、家庭の経済状況がこどもの内面にも影響していることがうかがえます。

■困窮度別にみたこの一週間の気持ちの状況：元気いっぱいだ【こども用調査】

<大阪府全体>



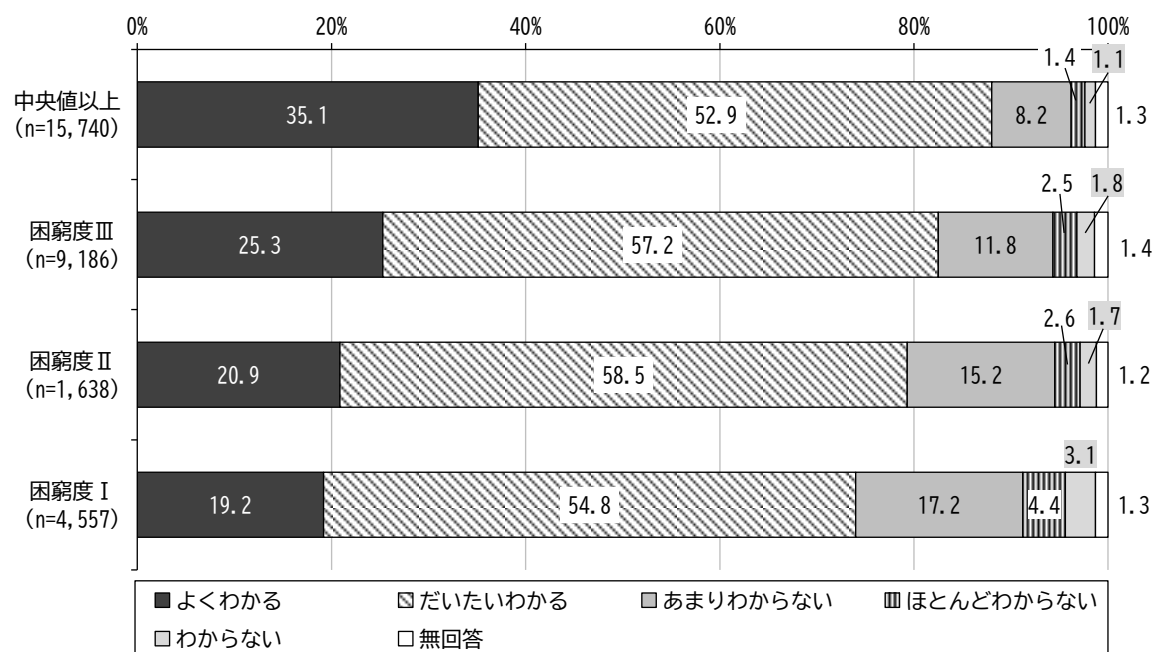
<羽曳野市>



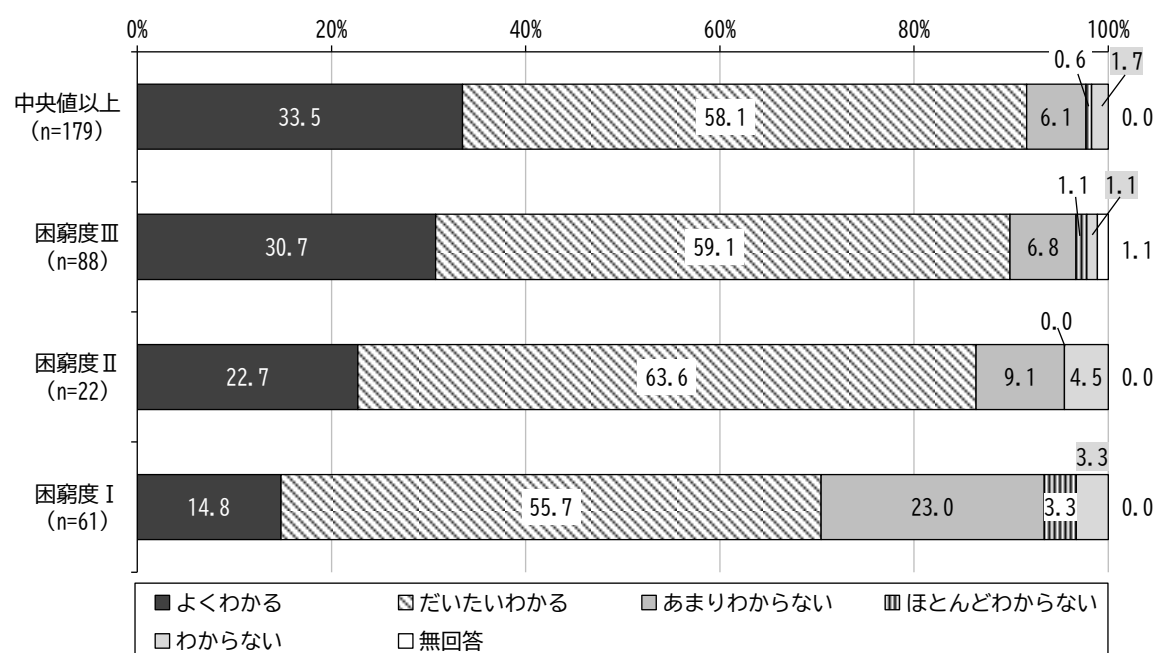
生活困窮の度合いが高い世帯ほど、こどもが学校の授業について「よくわかる」と回答している割合が低くなっています。また、授業以外の勉強時間や読書時間にも差があり、家庭の経済状況と学校の成績に関連がみられます。

■困窮度別にみた学校の勉強で気持ちに近いもの【こども用調査】

<大阪府全体>



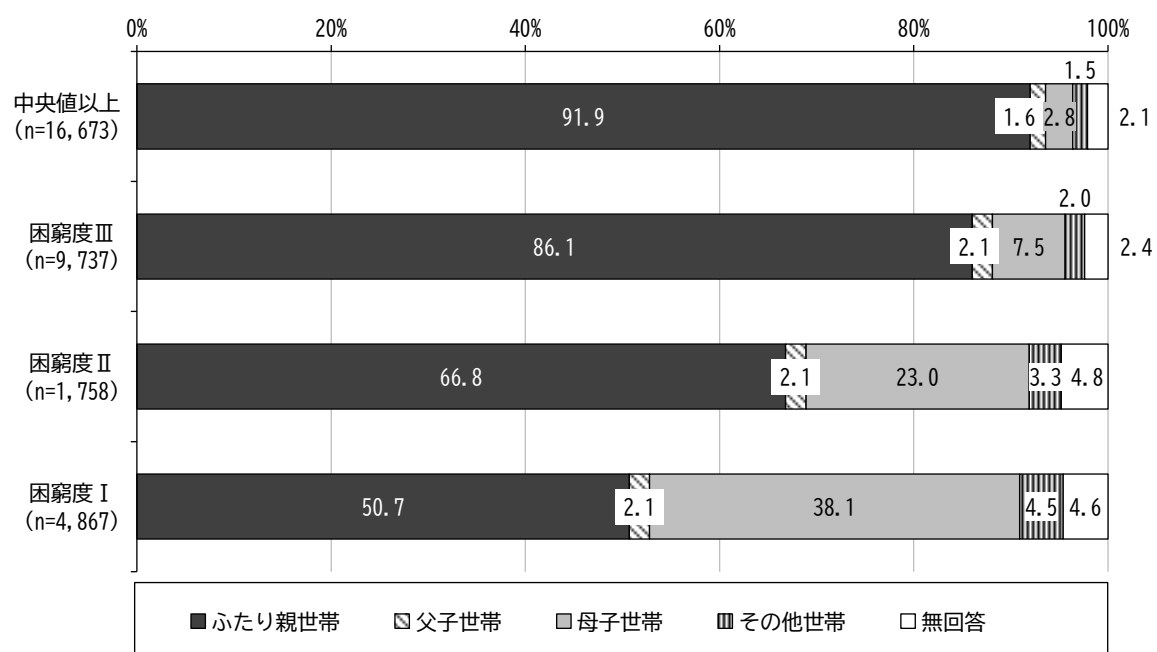
<羽曳野市>



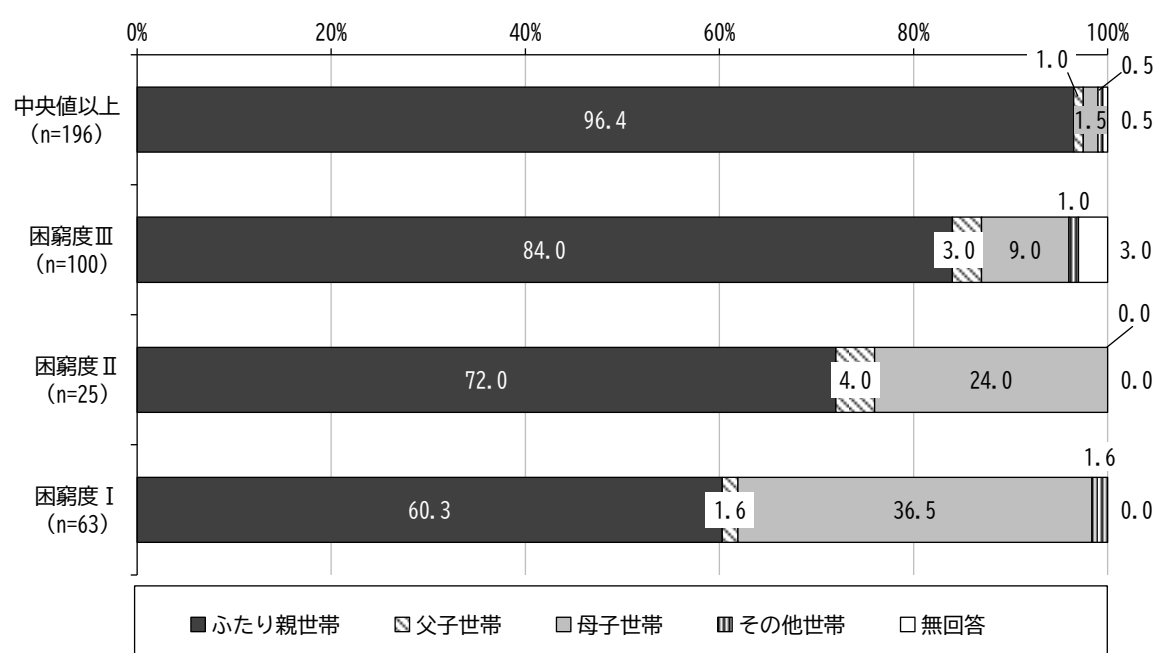
困窮度の高い世帯ほど母子世帯の割合が高くなっており、母子世帯が経済的に厳しい状況に置かれやすいことが示されています。

■困窮度別にみた世帯員の構成【保護者用調査】

<大阪府全体>



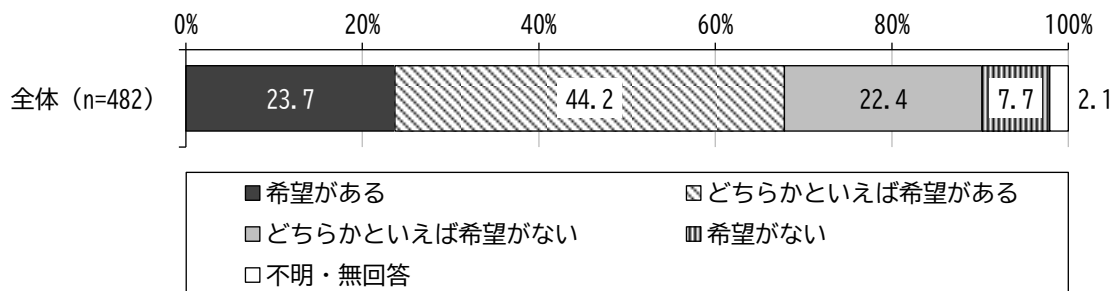
<羽曳野市>



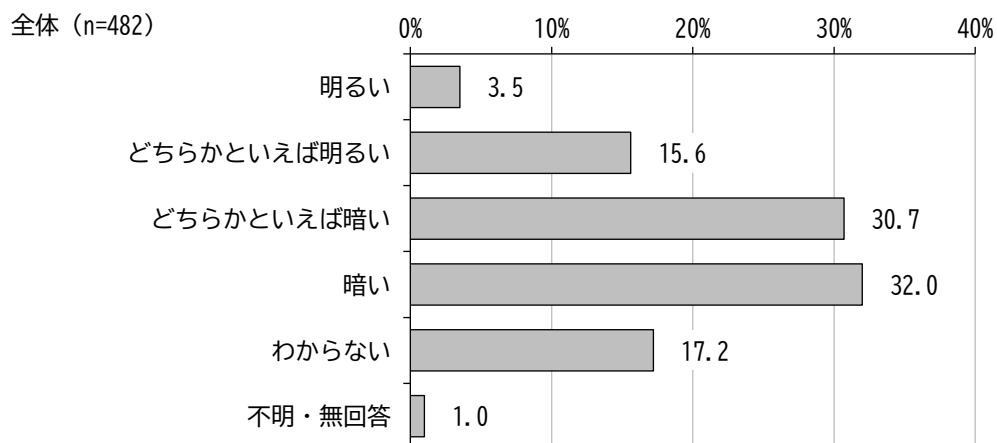
(3) 羽曳野市こども・若者の意識と生活に関する調査の主な結果

こども・若者の意識として、自分の将来については「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と回答している人が多い一方、日本の将来については「暗い」「どちらかといえば暗い」と回答している人が多くなっています。また、社会が「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていていると思うか、という問いに対し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答している人が多くなっています。

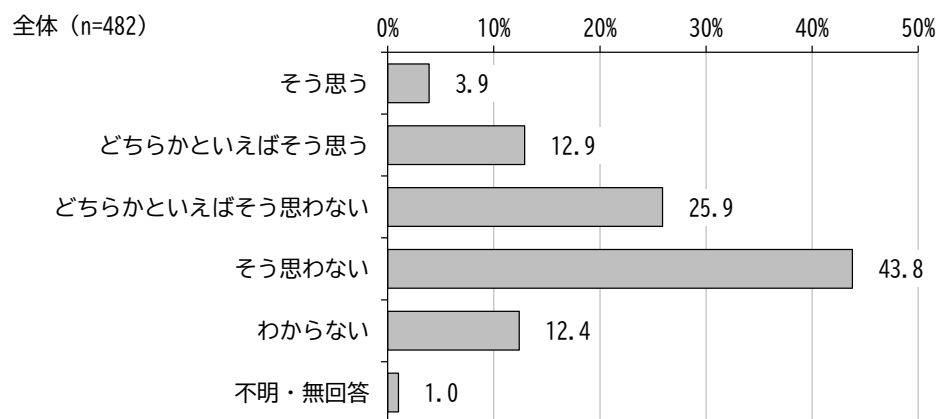
■あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか



■あなたは、日本の将来は明るいと思いますか

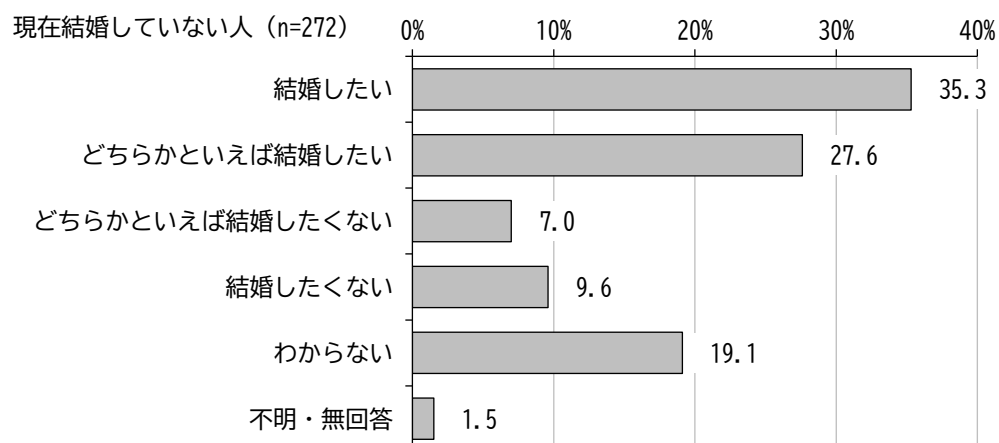


■あなたは、社会が「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていていると思いますか

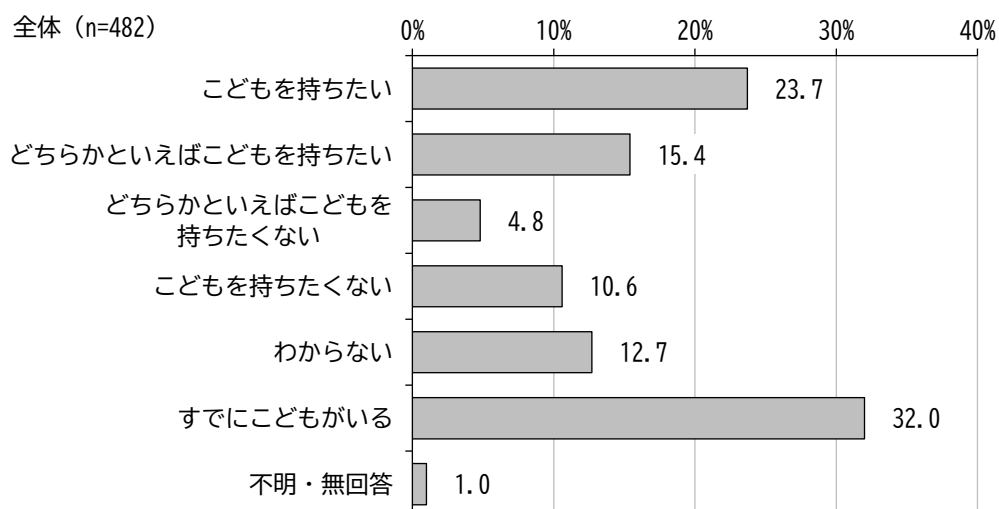


現在結婚していない人のうち、「結婚したい」「どちらかといえば結婚したい」の回答が62.9%、「結婚したくない」「どちらかといえば結婚したくない」の回答が16.6%となっています。子どもを持つことについては、「すでに子どもがいる」、「子どもを持ちたい」及び「どちらかといえば子どもを持ちたい」と回答した人が全体の約7割となっています。

■（現在結婚していない人）あなたは将来結婚したいですか



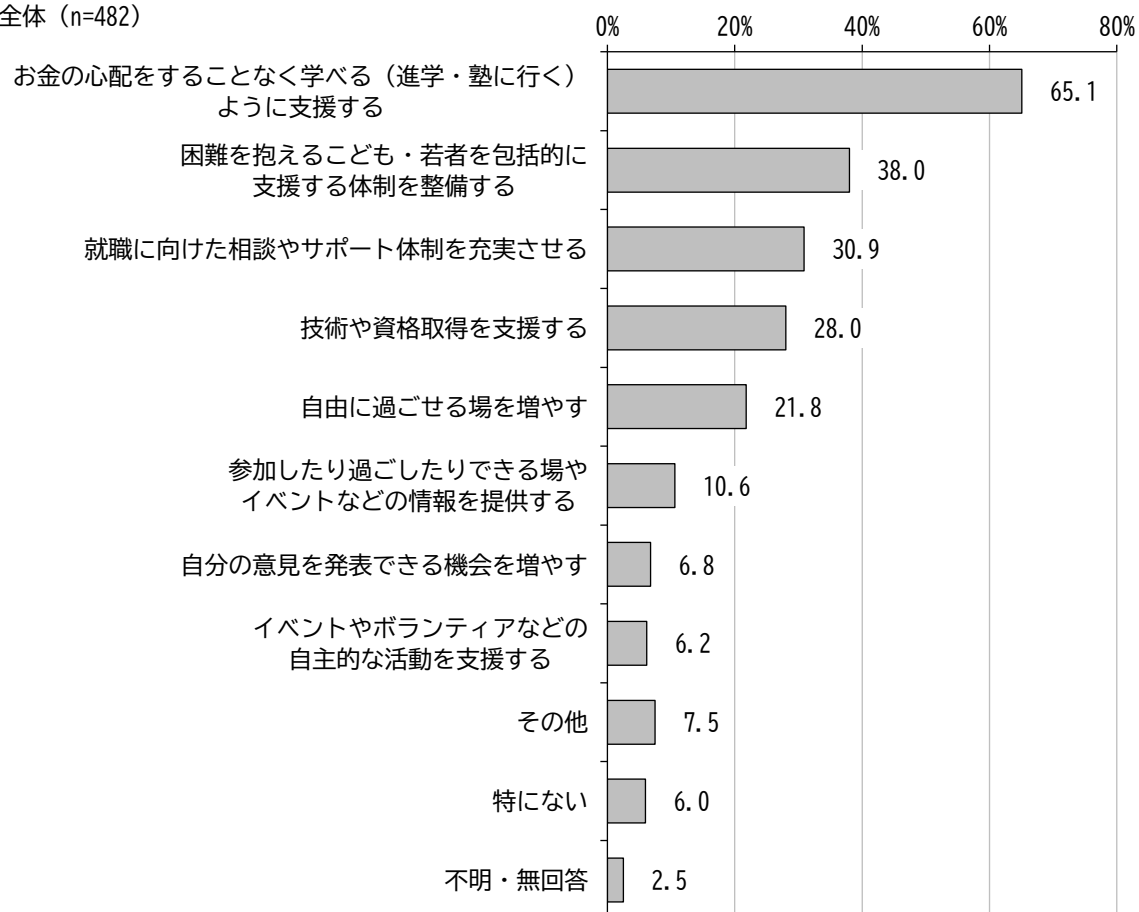
■あなたは将来、子どもを持ちたいと思いますか



若者のために羽曳野市に必要な取り組みについて、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が65.1%と最も多く、次いで「困難を抱えるこども・若者を包括的に支援する体制を整備する」が38.0%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が30.9%となっています。

■あなたは、これから若者のために、羽曳野市に必要な取り組みは何だと思いますか（複数選択）

全体（n=482）



4 第2期計画の進捗状況

(1) 就学前児童の教育・保育の提供状況

1号認定（3～5歳児教育利用）は、実績値が計画値を下回って推移しており、共働き世帯の割合の増加を背景として、幼稚園の利用児童数が減少しています。

2号認定（3～5歳保育利用）、3号認定（0～2歳保育利用）は、計画値を上回る実績値で推移しており、保育ニーズに対応した受け皿の確保が課題になっています。

① 1号認定

単位：人/％

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
3～5 歳児	計画値	714	692	671	650	630
	実績値	482	449	415	428	393
	定員（確保量）	1,401	1,401	1,331	1,271	1,271
	定員充足率	34.4	32.0	31.2	33.7	30.9
	人口	2,350	2,322	2,274	2,253	2,173
	実績利用率	20.5	19.3	18.2	19.0	18.1

② 2号認定

単位：人/％

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
3～5 歳児	計画値	1,186	1,184	1,182	1,180	1,178
	実績値	1,239	1,212	1,191	1,198	1,202
	定員（確保量）	1,266	1,271	1,289	1,219	1,219
	定員充足率	97.9	95.4	92.4	98.3	98.6
	人口	2,350	2,322	2,274	2,253	2,173
	実績利用率	52.7	52.2	52.4	53.2	55.3

③ 3号認定（0歳児）

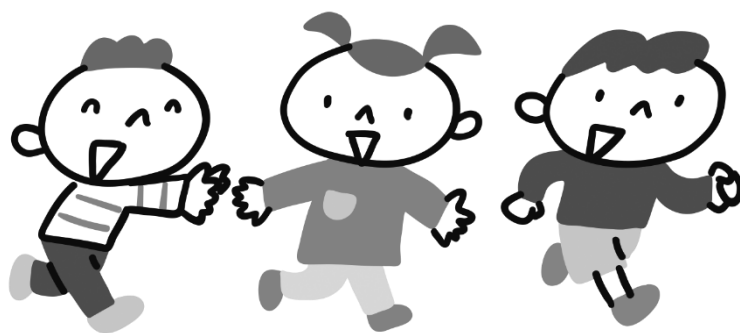
単位：人/％

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳児	計画値	105	102	98	95	92
	実績値	115	115	115	124	98
	定員（確保量）	179	180	179	173	173
	定員充足率	64.2	63.9	64.2	71.7	56.6
	人口	656	610	617	652	605
	実績利用率	17.5	18.9	18.6	19.0	16.2

④3号認定（1～2歳児）

単位：人/％

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1～2 歳児	計画値	640	621	621	619	616
	実績値	679	695	699	657	691
	定員（確保量）	589	614	627	603	603
	定員充足率	115.3	113.2	111.5	109.0	114.6
	人口	1,458	1,393	1,395	1,368	1,401
	実績利用率	46.6	49.9	50.1	48.0	49.3



(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の計画値と実績値は以下のとおりです。

①利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報提供やその利用にあたっての相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本市では、子育て支援センターふるいち、こども家庭支援課（こども家庭センター）の2箇所で実施しています。

■実施箇所数

単位：箇所

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計画値	2	2	2	2	2
実績値	2	2	2	2	2

②時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間に加えて保育を実施する事業です。本市では、認可保育施設全園で実施しています。

■利用人数

単位：人日/箇所

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	4,331	4,300	4,263	4,228
実績値	4,402	3,368	2,919	2,918
実施箇所数	16	16	16	15

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等により幼稚園・保育園・認定こども園において必要な日用品・文房具等に要する費用を補助、及び子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の低所得利用者に副食費を補助する事業です。本市では、副食費の補助を実施しています。

■利用人数

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	—	—	—	—
実績値	438	611	687	552

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して必要な費用の一部を補助する事業です。本市では実施していません。

⑤放課後児童健全育成事業（学童）

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

14 箇所（市内 13 小学校、1 義務教育学校）で実施しており、実利用者数は令和 6（2024）年度で 1,182 人となっており、利用人数が増加傾向となっています。

■利用人数

単位：人

		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
計画値	1 年生	304	300	306	280	282
	2 年生	272	277	268	272	251
	3 年生	255	227	229	224	226
	4 年生	139	180	162	165	162
	5 年生	77	76	97	81	87
	6 年生	54	53	51	63	51
	合計	1,101	1,113	1,113	1,085	1,059
実績値	1 年生	297	295	316	311	334
	2 年生	264	255	288	305	293
	3 年生	238	169	235	233	264
	4 年生	132	119	142	156	167
	5 年生	82	33	90	78	88
	6 年生	40	36	27	45	36
	合計	1,053	907	1,098	1,128	1,182
クラス数		29	30	30	30	31
利用定員数		1,416	1,440	1,440	1,440	1,488

⑥子育て短期支援事業

一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業です。短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があり、本市では、ショートステイ事業を実施しています。

■利用人数

単位：人日/箇所

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	30	30	30	30
実績値	9	8	4	18
実施箇所数	2	2	4	4

⑦乳児家庭全戸訪問事業

新生児から4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行い、養育についての相談に応じ、助言等をする事業です。支援が必要な家庭に対して適切なサービスを早期に利用できるように取り組み、育児不安の解消を図っています。近年では、少子化を背景として件数がやや減少しています。

■訪問件数

単位：件

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	629	611	593	575
実績値	552	621	597	580

⑧養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対し、養育支援員等の専門員が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助等を行う事業です。

本市では、こども家庭支援課（こども家庭センター）において、保健師等による相談支援を行っています。また、育児・家事援助等については、NPO法人1箇所で開催しています。

■利用人数

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	36	36	36	36
実績値	41	34	32	30

⑨地域子育て支援拠点事業

こどもや保護者が交流し、仲間づくりや保護者同士の情報交換の場所を提供するとともに、地域における子育て関連情報の提供や育児相談等を実施する事業です。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、令和2（2020）年度には大きく利用が減少していますが、その後は回復傾向となっています。

本市では、市内7箇所で開催しています。

■一般型・3～4日型（旧ひろば型）利用人数

単位：人日/箇所

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	3,897	3,897	3,897	3,897
実績値	683	3,471	3,824	3,391
実施箇所数	3	3	3	3

■一般型・5日型（旧センター型）利用人数

単位：人日/箇所

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	19,693	19,693	19,693	19,693
実績値	3,825	7,778	13,704	18,392
実施箇所数	3	3	3	3

■連携型利用人数

単位：人日/箇所

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	8,072	8,072	8,072	8,072
実績値	5,269	5,230	6,783	8,025
実施箇所数	1	1	1	1

⑩一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園・保育園・認定こども園等で一時的に預かる事業です。幼稚園の在園児を対象とした事業と、保育園等で地域のこどもを対象とした事業があります。

幼稚園一時預かり事業については、公立幼稚園 1 箇所、私立幼稚園 1 箇所、及び公立認定こども園 2 箇所の計 4 箇所で実施し、保育園等一時預かり事業では、私立の保育園及び認定こども園 3 箇所で実施しています。

■幼稚園一時預かり利用人数

単位：人日/箇所

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	12,004	11,872	11,741	11,612
実績値	8,189	7,913	7,003	10,793
実施箇所数	3	3	4	4

■保育園等一時預かり利用人数

単位：人日/箇所

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	4,365	4,239	4,090	3,963
実績値	3,810	3,984	4,961	4,642
実施箇所数	3	3	3	3

⑪病児保育事業

こどもが病気または病気の回復期のため、保育園等に通うことができず、保護者の仕事等の都合で家庭において保育ができない場合に、一時的に保育を行い、仕事と子育ての両立を支援する事業です。

本市では、NPO法人 1 箇所で病児保育事業（病後児対応型）を実施しています。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、令和 2（2020）年度には大きく利用が減少していますが、その後は増加傾向となっています。

■利用人数

単位：人日/箇所

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	505	505	505	505
実績値	129	320	284	491
実施箇所数	1	1	1	1

⑫ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童を預かるなどの援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動事業です。市民参加による子育て支援を通して、地域のコミュニティの形成と仕事と子育ての両立を支援します。

子育て支援センターふるいちで実施しています。

■利用人数

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	101	98	95	93
実績値	167	168	118	121

⑬妊婦健康診査事業

妊婦に対する健康診査として健康状態の把握や保健指導等を実施し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見、対応することで、妊婦が安心して出産することができるように支援する事業です。妊婦1人あたり、14回までを上限とする健診費用を助成しており、令和5（2023）年度には7,449人回実施しています。

■実施回数

単位：人回

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画値	8,128	7,899	7,671	7,430
実績値	7,895	7,648	8,105	7,449



(3) 第2期計画における重点施策の振り返り

重点施策1 教育・保育の質と量の充実

保育ニーズが多様化する中、就学前教育・保育の充実に向け、認定こども園化を基本とした再編・統合を進めるとともに、待機児童ゼロの継続や施設の老朽化への対応、人材の確保・育成に取り組んできました。

幼保連携型認定こども園整備事業（公立）の指標とした「施設整備件数」は、目標値を達成しています。幼保一体化推進事業（公立）の指標とした「実務体験研修実施園数」については、認定こども園化に向けた職員間の交流・意見交換を実施し、公立幼保連携型認定こども園における共通カリキュラムを作成しました。認定こども園の整備が図られる中で職員交流が進んだことから、実務体験研修の実施は終了しています。

教育・保育施設への円滑な受け入れ体制の整備の指標とした「通訳機器の導入や通訳者のボランティア登録」については、必要とする公立園の全園において機器を導入しています。

また、多文化共生事業の指標とした「日本語教室における学習者数」は、目標値を達成していますが、近年、海外から渡日し、日本語に初めて接するこどもの占める割合が増えてきたことから、帰国・外国人児童生徒適応支援事業の指標とした「日本語能力測定」は未達成となっており、引き続き外国語を母語とする児童生徒が円滑に学校生活を送れるよう支援体制の整備に取り組む必要があります。

事業名	指標	策定時	目標値	現状値
		平成 30 (2018) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 5 (2023) 年度
幼保連携型認定こども園整備事業（公立）	施設整備件数	1 箇所	2 箇所	2 箇所
幼保一体化推進事業（公立）	実務体験研修実施園	未実施	全園	—
教育・保育施設への円滑な受け入れ体制の整備	通訳機器の導入や通訳者のボランティアの登録者数	未実施	100% (全園)	100%
多文化共生事業	日本語教室学習者数	487人	500人	784人
帰国・外国人児童生徒適応支援事業	日本語能力測定（対象者のうちN3（※①）相当以上の割合）	50%	90%	68%

※① 日本語能力測定の認定の目安の5段階（N1～N5）の一つで、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる段階です。

重点施策2 包括的かつ切れ目のない支援体制の充実

妊娠期から出産期・子育て期にわたり、包括的かつ切れ目のない支援を行うことで、保護者に寄り添い、子育てに喜びを感じられる環境づくりに取り組んできました。

少子化対策事業の指標として設定した「出生数」は目標値を達成しています。

子ども家庭総合支援拠点については、令和4（2022）年度に設置し、すべてのこどもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握や相談支援を実施してきました。令和6（2024）年度からは、子ども家庭総合支援拠点と子育て世帯包括支援センターの機能を併せ持つ、こども家庭センターとして一体的な運用を開始しています。今後も妊娠期から子育て期の保護者の不安や悩みを軽減できるよう取り組みを継続していく必要があります。

また、ペアレント・サポート事業の指標とした「病気や発育発達に関して不安がある人の割合」については、小学生では割合が減少していますが、就学前児童では増加しており、地域における支援体制の強化が重要な課題となっています。

はびきの子育てネット（インターネットサイト）運用事務事業については、令和4（2022）年度で運用を終了し、現在は市公式LINEを用いた配信に移行しています。

事業名	指標	策定時	目標値	現状値
		平成30 (2018) 年度	令和6 (2024) 年度	令和5 (2023) 年度
少子化対策事業	出生数	732人	600人	622人
子育て世代包括 支援センター機能の充実	妊娠・出産に満足している 者の割合	83.0%	85.0%	83.9%
子ども家庭総合支援拠点 設置事業	拠点設置件数	未設置	1箇所	1箇所
ペアレント・サポート 事業	病気や発育発達に関して 不安がある人の割合	就学前： 25.7%	減らす	就学前： 33.2%
		小学生： 21.7%	減らす	小学生： 20.6%
はびきの子育てネット(イ ンターネットサイト)運用 事務事業	サイト閲覧回数	78,142回	100,000回	※① 124,335回

※① 令和4年度で事業終了。現状値は、令和4年度の実績となっています。

重点施策3 子どもの居場所づくりと子どもの安心安全対策

こどもが多様な体験活動ができる機会や、安心して過ごせる居場所を整備するとともに、災害や事件・事故から自分や周りの人の命を守れるよう、安全確保に向けた取り組みを推進してきました。

放課後子ども教室事業の「1年間に開催した教室延べ回数」は、コロナ禍においてほとんど開催できなかったことから未達成となっていますが、現在徐々に再開し、開催回数が増えてきています。

はびきの中学生study-O事業は令和4（2022）年度、小・中学生スポーツクラブ活動事業については令和3（2021）年度で事業を終了しています。

児童養護施設退所児童進学応援事業については、ダルビッシュ有子ども福祉基金を活用していることから、今後の事業のあり方も含めた検討を進める必要があります。

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の指標とした「1年間のスクールガード・リーダーの派遣日数」は、定期的な巡回を実施していますが、人材の確保が課題となっていることから未達成です。

防災講座・防災研修開催事業の指標とした「小学校での実施数」については、実施校数を増やし、こどもの防災意識の向上につなげています。今後も継続して地域全体でこどもの安全確保に取り組む必要があります。

事業名	指標	策定時	目標値	現状値
		平成30 (2018) 年度	令和6 (2024) 年度	令和5 (2023) 年度
放課後子ども教室事業	1年間に開催した教室延べ回数	272回	280回	53回
はびきの中学生study-O事業	利用した生徒の満足度	69.8%	75.0%	※① 67.0%
小・中学生スポーツクラブ活動事業	登録者数	157人	160人	※② 77人
児童養護施設退所児童進学応援事業	対象人数	3人	3人	1人
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	1年間のスクールガード・リーダー派遣日数	85日	100日	75日
防災講座・防災研修開催事業	小学校実施数	2校	4校	7校

※① 令和4年度で事業終了。現状値は、令和4年度の実績となっています。

※② 令和3年度で事業終了。現状値は、令和3年度の実績となっています。

5 本計画策定に向けた羽曳野市の課題

(1) ニーズに対応した保育サービスの確保

共働き世帯の割合の増加に伴う、低年齢からの保育ニーズと保育利用率の上昇が、各種調査結果や、サービスの提供状況においても示されています。

一方、人口推計においては少子化の進行が見込まれており、その傾向も考慮した上での受け皿の確保が課題となります。また、放課後児童健全育成事業（学童）についても、同様に利用ニーズの上昇への対応が求められる状況となっています。

ニーズに応じた保育サービスの提供に向け、必要な施設整備やサービス提供体制の確保等の取り組みを進めていく必要があります。

(2) 子育て家庭への支援の充実と地域で支える環境づくり

羽曳野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査からは、こどもをみてもらえる人が「いない」人や、子育てやこどもの教育について、気軽に相談できる人や相談できる場所が「いない／ない」人が少なくない状況が示されており、子育ての孤立を防ぎ、子育て家庭とその保護者を支える取り組みが求められます。また、育児疲れや保護者・家族の病気の際の対応へのニーズが高いことが示されており、こうしたニーズに応えていくことも課題となっています。

一時預かり事業、病児保育事業、地域子育て支援拠点事業等については、利用したいと思う人の割合に対して、実際の利用が少なく、潜在的ニーズが大きいことが示されており、より利用しやすい事業展開等について検討していくことが必要です。

また、子育てを行う上で必要な支援や対策として「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」と回答した人が最も多く、関係機関と連携した事業所への働きかけ等の取り組みも求められます。

(3) こども・若者の活躍・体験の機会の充実

羽曳野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査では、地域における体験活動等について、「参加したことがない」との回答が約4割と多く、地域等で行われているこどもの体験の機会を十分に活用できていない子育て家庭が少なくないことが示されています。こども・若者の多様な体験の場を確保し、豊かな学びと生活につなげていくことが求められます。

これからのこども・若者支援、子育て支援においては、こども基本法やこども大綱の趣旨に基づき、こども・若者が社会の一員として、その権利が守られ、意見表明や活躍の機会が確保される必要があります。地域や社会において、こども・若者が参画・活躍できる機会の確保や、こども・若者の声を政策に反映させていくための仕組みづくりが求められます。

（４）支援を必要とするこども・若者や子育て世帯への支援

羽曳野市子どもの生活に関する実態調査では、経済的に厳しい状況にある世帯に占めるひとり親世帯の割合が大きいことが示されており、引き続きひとり親世帯への支援は重要な課題となります。また、経済的に厳しい状況が、こどもの日常生活・学習・進路と大きく関連していることが示されており、貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済状況に左右されず、こども・若者がその可能性を広げていくことができる社会の実現に向けた取り組みが求められます。また、ヤングケアラー等の新しく注目されている課題についても、実態を把握し、適切に支援につなげる必要があります。

就学・就労等において困難を有するこども・若者を支える体制整備についても、大阪府や関係機関と連携して、情報提供や相談支援の仕組みづくりを進めていく必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

児童虐待やこどもの貧困問題等、こどもの育ちや子育てをめぐる状況が厳しい中において、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、社会全体で健やかな成長を支えること、生まれ育った環境にかかわらず、一人ひとりの可能性が十分発揮できるよう後押ししていくことが重要です。

また、結婚や出産といった将来に関する希望の実現を諦めている人や不安を抱えている人、子育てについて悩みや不安、孤立感を抱えている保護者も少なくなく、こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じた包括的かつ切れ目ない支援が求められています。こうした支援は、周囲の大人や支援者だけの考えではなく、こども・若者等の当事者の声を聴きながら取り組みを進めていく必要があります。

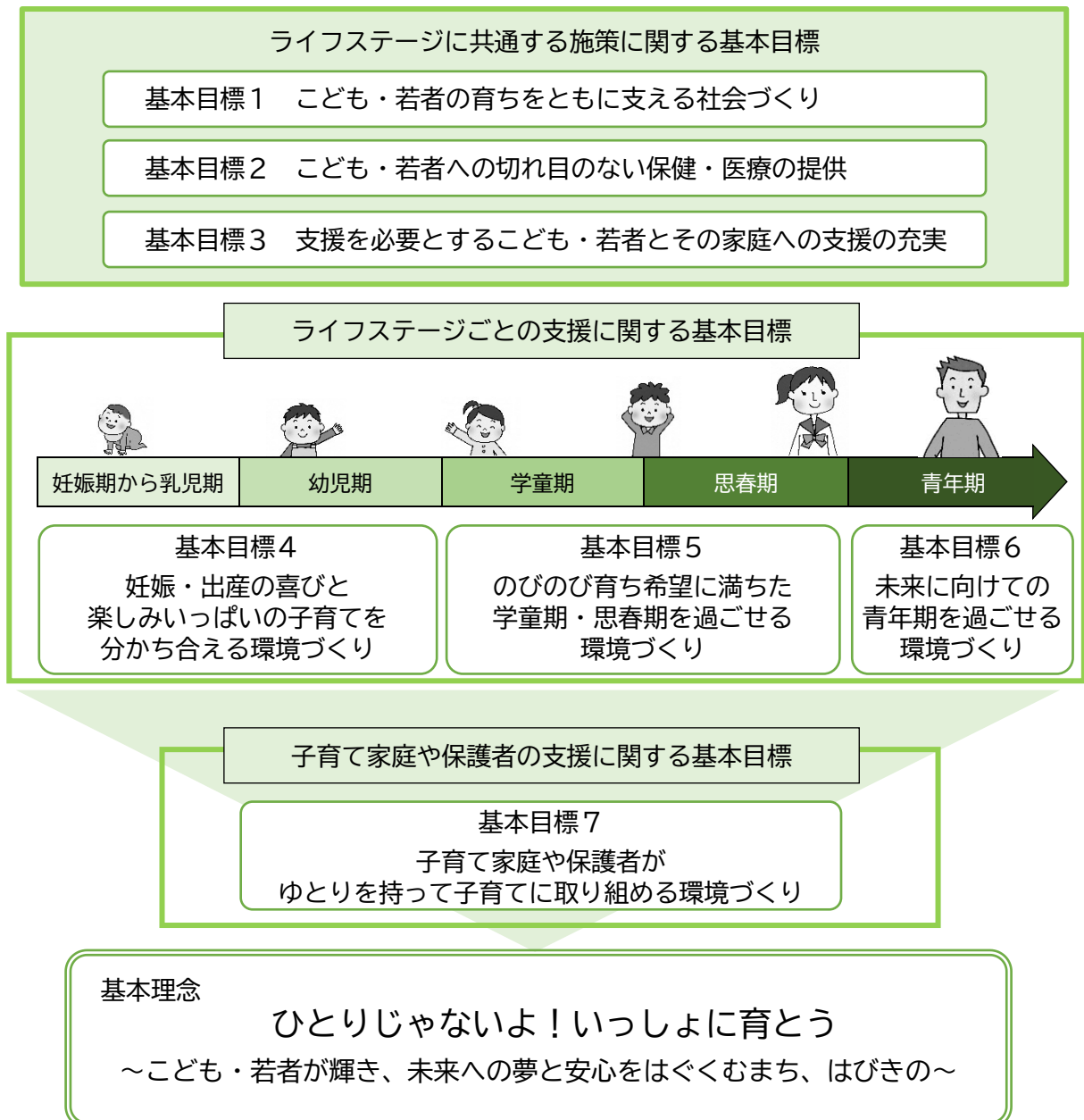
このように、すべてのこども・若者が、豊かな愛情のもとで、一人ひとり自分らしく生きることができ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、社会全体で取り組んでいくことが重要となっています。

本市においては、家庭や学校、地域、事業者等の多様な主体がこども・若者の育ちを支え、その育ちを通じて大人も一緒に成長できる地域社会を形成し、未来を担うこども・若者が、夢や希望を持ち、笑顔で安心して過ごすことができるまちをめざします。本計画においては、これまでの基本的な取り組み方針等を継承した上で、第2期計画の基本理念に「若者」を加えた下記の理念を掲げ、今後の施策を展開していきます。

ひとりじゃないよ！いっしょに育とう
～こども・若者が輝き、未来への夢と安心をはぐくむまち、はびきの～

2 基本目標

分野別施策の柱となる基本目標について、ライフステージに共通する施策に関する基本目標（基本目標1～3）、ライフステージごとの支援に関する基本目標（基本目標4～6）と、子育て家庭や保護者の支援に関する基本目標（基本目標7）を設定します。



基本目標1 こども・若者の育ちをともに支える社会づくり

地域、社会において、こども・若者の個人の尊重と権利擁護が図られ、社会全体でこども・若者を守り育てていくことができる環境づくりに取り組みます。また、こども・若者が社会の一員として参画し、その意見が反映されるとともに、安全・安心な環境のもと、多様な活躍・体験ができる場の確保をめざします。

基本目標2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

妊娠・出産期から社会的な成長の過程にある青年期まで、切れ目のない保健・医療の充実を図ります。また、各世代に応じた健康づくりや医療的支援の体制整備、感染症対策等、すべてのこども・若者が健やかに育つ環境づくりをめざします。

基本目標3 支援を必要とするこども・若者とその家庭への支援の充実

経済的困難を抱えるこどもやヤングケアラー、発達に課題のあるこども等、自らの可能性を広げていく上で、特に支援を必要とするこども・若者とその家庭について、関係団体・関係機関と連携して、必要な支援につなぐことができる体制づくりを進めます。

基本目標4 妊娠・出産の喜びと楽しみいっぱいの子育てを分かち合える環境づくり

妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援サービスが提供され、安心してこどもを産み育てることができ、喜びと楽しみいっぱいの幼児期の子育てを分かち合える環境づくりをめざします。特に就学前のこどもと子育て世帯を対象として、質の高い教育・保育の提供や利用者の視点に立った子育て支援事業の充実を図ります。

基本目標5 のびのび育ち希望に満ちた学童期・思春期を過ごせる環境づくり

確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、児童・生徒が、いきいきとした学校生活を送ることができるよう、魅力と活力に満ちた信頼される学校教育を推進します。また、地域と連携した居場所づくりや放課後児童健全育成事業（学童）等、学齢期のこどもが地域や多世代と交流しながら、活躍・体験ができる場の確保をめざします。

基本目標6 未来に向けての青年期を過ごせる環境づくり

成長過程にある青年期の若者や困難を有する若者の進学・就労について、必要な支援につなげることができる相談体制や情報提供の充実を図ります。また、学齢期のこどもが大人に成長していくにあたり必要な知識を習得し、自らの将来を考える機会の提供に努めます。

基本目標7 子育て家庭や保護者がゆとりを持って子育てに取り組める環境づくり

地域がつながりの中でこどもや子育て家庭を支えることで、子育ての負担や不安を軽減し、保護者がゆとりを持って子育てに取り組める環境づくりを推進します。また、総合的・包括的な子育て支援の充実により、希望を持って子育てに取り組むことのできる社会の形成を図ります。



3 重要な視点と取り組み

各種アンケート調査結果や統計指標、第2期計画の実施状況を踏まえた本市の課題に基づき、次の3点を重要な視点として位置付けて計画の推進に取り組むものとします。

1 こども・若者が主体となり、活躍できる社会の実現

こども基本法では、基本理念の一つとして「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」を規定しています。また、この理念に基づいて策定された国のこども大綱では、こども施策を推進するために必要な事項として、「こども・若者の社会参画・意見反映」を挙げており、社会参画や意見表明の機会の充実、こども・若者が主体となって活動する取り組みの促進等が求められています。

本市におけるこども施策についても、単にこども・若者を支援の対象としてのみ位置付けるのではなく、権利の主体としてその視点や意見を尊重し、こども・若者に関する事業・施策に反映させる取り組みを推進します。

施策1：こども・若者の意見表明・意見聴取の機会の確保と充実

こども・若者が関わる施策・事業について、こども・若者自身が当事者として意見を表明する機会や、意見を施策に反映する機会を確保していくための取り組みを推進します。また、様々なこども・若者から意見を聴くための適切な手法や工夫についても、先進的な事例の調査等の研究に努めます。

施策2：こども・若者の主体的な参画・活躍の機会の充実

学齢期におけるこどもが多くの時間を過ごす学校においては、様々な分野でこどもが中心となって主体的に取り組む活動の機会を確保するとともに、こども自身に関わるルールや制度にこどもの意見を反映させる取り組みを進めます。また、関係団体と連携し、こども・若者が主体となって活躍できる機会の確保を図ります。

施策3：啓発・情報提供

こども・若者を権利の主体として位置付け、その意見を尊重するとともに、参画・活躍の機会を確保することについて、より幅広い分野において、こども・若者の社会参画や意見反映が進むよう、庁内のこども施策関連部署はもとより、こども・若者に関わる団体、関係機関等における啓発や情報提供を進めます。また、指導的な立場に関わる大人に対する研修機会の確保等に努めます。

2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

アンケート調査結果の分析から、本市の子育て支援の課題として、保護者の孤立を防ぎ、子育て世帯の負担と不安を軽減する取り組みの充実が求められています。妊娠・出産期からこどもの成長過程に応じた必要な支援が提供され、成長した若者が次代の親となっていく、ライフステージの各段階に寄り添う体制の確保に取り組めます。特に支援を必要とするこどもや保護者に寄り添い、自立や成長を支援する取り組みを推進します。

施策1 こども家庭センター機能の充実

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として令和6（2024）年度に設置されたこども家庭センターでは、社会福祉士や保健師等の各専門職による相談支援や、保護者の孤立感や不安感に寄り添い、それらの軽減を図る伴走型の相談支援を行い、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や、こどもと子育て家庭（妊産婦含む）の福祉に関する切れ目のない安定した支援の確保を図ります。

施策2 支援を必要とするこどもと保護者への支援の充実

児童虐待の未然防止・早期対応や、こどもの貧困問題への取り組み等、特に支援が必要なこども・若者や子育て世帯への支援の充実に取り組めます。学校と福祉機関が連携し、課題のあるこどもや家庭に必要な支援につなぐ教育福祉連携会議をはじめとして、関係機関が連携して切れ目のない支援が継続されるよう取り組みます。また、支援を必要とする人に確実に支援を届けるための情報発信や地域におけるネットワークづくり等の体制整備に取り組めます。

経済的な困難を抱えることが多いひとり親世帯に対し、こどもの健やかな成長の一助となるよう、養育費の取り決めに係る費用助成等をはじめ、経済的な基盤確保に向けた支援の充実に取り組むとともに、共同養育の重要性について広く周知・啓発を図ります。

施策3 こども・若者の支援

こども・若者が将来の夢を描くことができるよう、希望する進学・就労に向けた進路相談やキャリア教育、ハローワーク等と連携した就労支援をはじめ、それぞれの能力や個性を発揮できる環境、チャレンジを後押しできる社会への機運醸成に取り組めます。

3 子育て当事者の多様なニーズへの対応

共働き世帯の割合の増加や就学前教育・保育の無償化を背景とする保育ニーズの高まりは、進行する少子化の傾向を上回って推移しており、特に本市の就学前教育・保育施設においては認可定員を超えた児童の受け入れが課題となっています。また、アンケート調査等において、様々な子育て支援施策の充実が求められています。将来的な動向も考慮しつつ、子育て環境の充実・強化を図るため、子育て当事者の多様なニーズに即した子育て支援に関する取り組みを推進します。

施策1：継続的な待機児童ゼロの実現

保育ニーズの予測において、特に低年齢児における待機児童の発生が懸念されています。社会情勢による利用状況の変化に応じた保育の受け皿を確保すること、定員ベースによる安定的な保育を供給すること、将来的な保育ニーズの変化に応じた定員の見直し等の調整を行うことを基本的な方針として、継続的な待機児童ゼロ実現に向けて取り組みます。

施策2：地域子ども・子育て支援事業の拡充

地域子育て支援拠点事業の実施箇所の拡大や、病児保育事業の拡充等、関係機関と連携し潜在的ニーズに応え、子育て支援の充実につながる取り組みを進めます。また、就学前教育・保育と同様に放課後児童健全育成事業（学童）についても、ニーズに応じたサービスを提供します。

施策3：こどもの遊び場の整備

こどもが安心して過ごすことができる室内遊技場や公園等の充実が求められており、利用ニーズに即した遊び場の整備等に努めます。

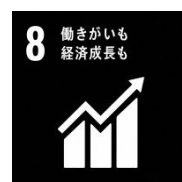


4 本計画の推進とSDGs

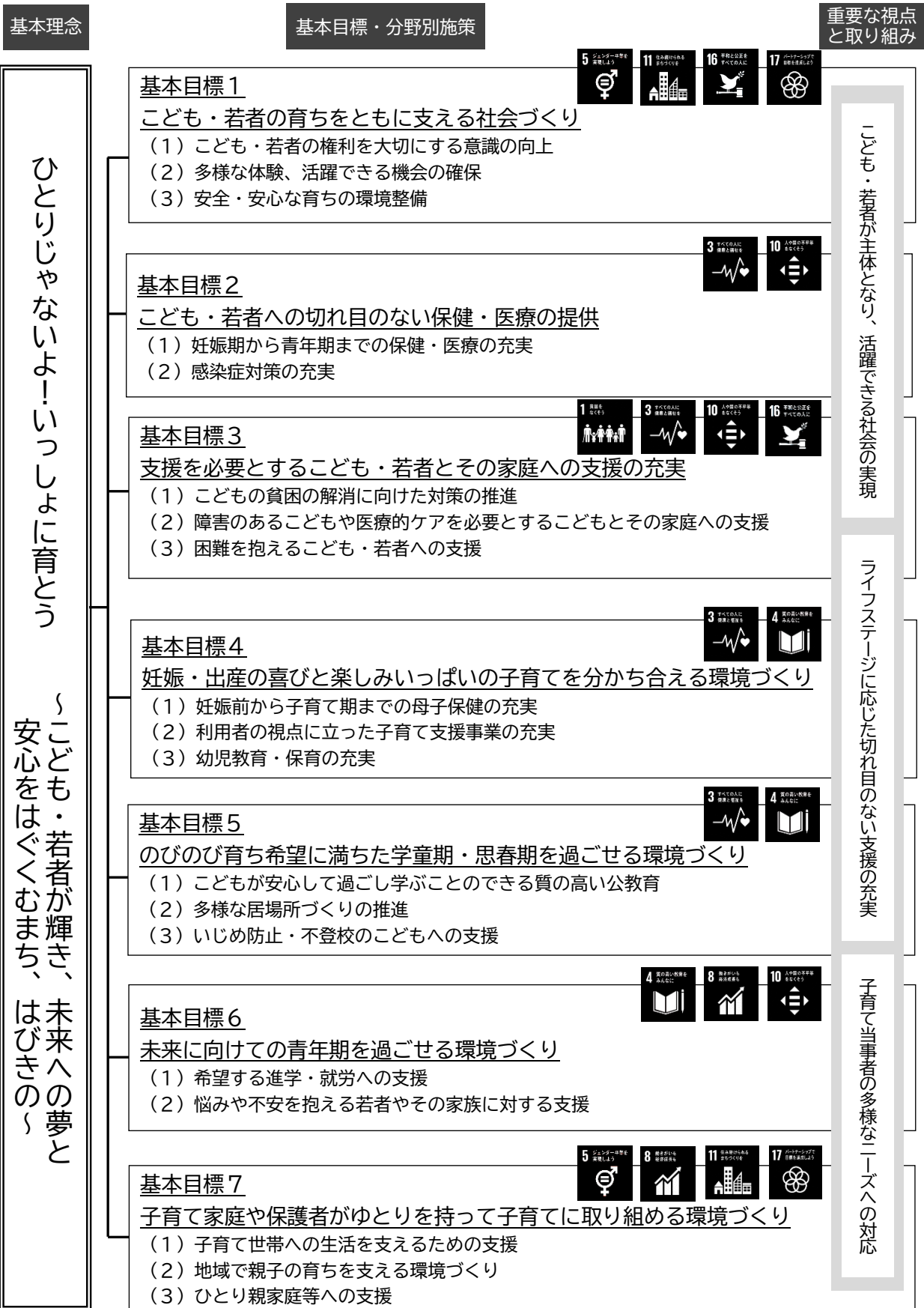
平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において定められた、令和 12（2030）年までに持続可能で、よりよい世界をめざす国際目標としての SDGs（持続可能な開発目標）は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをうたい、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

誰一人取り残さない社会の実現をめざす SDGs の理念は、すべてのこども・若者の最善の利益と健やかな成長をめざして取り組まれる本計画に基づく事業・施策においても共有されるべき考え方であり、17 のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」については、特に本計画の関連の深いテーマとなっています。これらのめざす方向性を同じくする SDGs の実現について、本計画全体を通じて取り組んでいくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画の体系



※それぞれの基本目標に関連の深いSDGsのゴールをロゴで示しています。

第4章 分野別施策の展開

基本目標1 こども・若者の育ちをともに支える社会づくり

(1) こども・若者の権利を大切にすること意識の向上

①こども・若者の権利に関する普及・啓発

こどもが守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であり、常にその利益が第一に考慮され、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがないという児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の考え方にのっとり、羽曳野市人権啓発推進協議会をはじめ関係機関と連携を図り、人権に関する研修を実施するなど、こども・若者の権利について市民一人ひとりの理解を深めます。また、こどもが人権侵害を受けた場合等の相談体制の充実に努めます。

②意見表明や社会参画の機会の確保

こども・若者が、社会の一員として意見を表明することができる機会や、多様な社会的活動に参画できる機会の確保を図り、こども・若者の声を各施策に反映させる仕組みづくりを進めます。

③人権教育の推進

こどもの権利擁護についての理解を促進するため、保護者やこどもの活動に関わる人への人権教育や啓発を推進します。また、こども・若者に対して、自らが権利の主体であることや権利を侵害されたときの対処について、あらゆる機会を通じて周知・啓発、情報発信に取り組みます。

(2) 多様な体験、活躍できる機会の確保

①体験活動の推進

こども・若者が、様々な学習や体験活動、地域住民との交流活動等を通じて豊かな心や創造性を育むことができるよう、遊びや体験を通じた社会参画の機会の提供・充実に努めます。また、読書を通して感性を磨き、表現力を高めることで、人生をより深く生きられる力を身に付けることができるよう、読書活動の推進に取り組みます。

②生活習慣の形成・定着

食生活を見直すきっかけとなる妊娠期・胎児期において、離乳食講習会等の食に関する学習会や栄養相談等を実施するなど、望ましい食習慣の習得に必要な情報提供を行います。また、幼児期からの食生活が思春期以降にもつながることから、栄養バランスのとれた安全・安心な給食の提供や、栄養教諭等を中心とした食に関する体験や情報発信等、児童・生徒や保護者への食育の推進に取り組みます。

③「こどもまんなかまちづくり」の推進

こども・若者や、子育て中の保護者の目線に立ち、安全・安心に過ごすことができ、多様な体験や活動、交流することができる場の充実・確保に努めます。

④多文化共生の推進

外国人向けの日本語教室の開催や、公益財団法人大阪府国際交流財団をはじめとする各種団体の取り組みに関する情報提供を行うなど、本市に在住、または海外から来訪する外国人のこども・若者が安心して快適に過ごすことができる環境づくりを進めます。また、異文化や多様な価値観への理解についての普及・啓発等に取り組むなど、地域におけるさらなる多文化共生を推進します。

⑤ジェンダーギャップの解消

性別や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての理解を促進するため、学校、地域、関係機関等との連携を図りながら、広報活動を通じた普及・啓発、相談体制の充実に取り組みます。また、家庭における役割や責任を担い合い、支え合っていくための意識の向上を図ります。

(3) 安全・安心な育ちの環境整備

①こども・若者の自殺防止の推進

誰も自殺に追い込まれることがないように、ゲートキーパー等の自殺対策を支える人材の育成や、学校・地域における見守り体制の強化に取り組みます。また、様々な困難やストレスへの対処方法が身に付けられるよう、SOSの出し方教育等、こころの健康の保持に関する教育を推進します。さらに、自殺予防週間や自殺対策強化月間における積極的な周知・啓発に取り組みます。

②こども・若者の安全を守る取り組みの推進

学校、家庭、地域の関係機関・関係団体等と連携した登下校中の児童の安全見守り活動や、防犯教室の開催、通学路等における交通安全対策を実施するなど、事件や事故からこどもの安全を守る取り組みを推進します。また、近年多発する自然災害に備え、防災訓練等を通じた防災意識の向上を図ります。

主体的に情報通信技術を活用できる能力や情報リテラシーの習得への支援、こどもや保護者への啓発等、安全にインターネット利用ができる取り組みを推進します。また、こども・若者からの様々な悩みに応じる電話・SNS等での相談窓口を周知します。



基本目標２ こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

（１）妊娠期から青年期までの保健・医療の充実

①プレコンセプションケアの推進

性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取り組みを推進するため、学童期からの思春期教育をはじめとした保健対策の充実に努めます。

②成育医療等に関する相談支援

妊娠、出産、育児に関する問題や、出生から大人になるまでの一連の成長過程の各段階における心身の健康に関する問題等に対し、必要な支援に確実につなげるため、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行うこども家庭センターにおいて、包括的な相談支援を実施します。

（２）感染症対策の充実

①感染症の罹患予防に向けた支援

妊娠期の予防接種費用の一部助成や、乳幼児期から思春期における各種予防接種制度の情報提供・接種勧奨等を実施し、感染症の発生及びまん延予防を図ります。

②性感染症のまん延防止対策の周知・啓発

性感染症の発生及びまん延を防止するため、正しい知識の普及と早期発見に向けた周知・啓発に取り組めます。

基本目標３ 支援を必要とするこども・若者とその家庭への支援の充実

（１）こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

①等しく学習する機会の確保

家庭の経済状況等にかかわらず、質の高い教育を受け、こども・若者がそれぞれの夢に挑戦することができるよう、誰もが等しく学習する機会を提供します。また、支援を必要とするこどもや家庭に必要な支援が届くよう、各種支援制度について積極的な情報提供に努めます。

②生活の安定に向けた支援

多様かつ複合的な困難を抱えるこども・若者や子育て当事者が、社会的孤立に陥ることがないよう、個々の家庭に応じた相談支援を実施するとともに、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる居場所の充実を図るなど、生活の安定に向けた支援を実施します。

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

子育て当事者の安定的な経済基盤を確保するため、単に職を得るにとどまらず、所得の増大等、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。特に、ひとり親家庭においては、個々の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや大阪府等の関係機関と密接に連携したきめ細やかな就労支援を実施します。

④生活が困難な状態にある家庭への支援

生活困窮家庭やひとり親家庭等の生活が困難な状況にある家庭に対して、それぞれの家庭状況を適切に把握し、関係機関と連携を図りながら、就労や経済的支援等の生活に資するための支援を実施し、自立の促進を図ります。

⑤必要な支援の利用促進

様々な課題を抱えるこどもに対し、必要な支援に確実につなげるため、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の充実を図ります。

(2) 障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもとその家庭への支援

①地域における支援体制等の強化

障害や発達に特性のある子ども・若者の発達や将来の自立等を支援するため、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

また、医療的ケアを必要とする子どもが地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置を進めるとともに、医療、教育、福祉分野等の関係機関と連携を図り、適切な支援につなげます。

さらに、特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、子どもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援を提供します。

②支援が必要なこどもの教育・保育の充実

学校園や放課後児童健全育成事業（学童）において、障害のある子どもや医療的ケア児等の支援が必要な子どもを受け入れることができるよう、支援体制の整備に努めます。

(3) 困難を抱える子ども・若者への支援

①こども家庭センターを中心とした支援

こども家庭センターを中心に地域のネットワークが一体となり、子育てに困難を抱える家庭や子ども・若者のＳＯＳをできる限り早期に把握し、専門職員等による養育環境の確認や、訪問家事支援等の家庭支援を行うなど、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援を提供します。

②教育福祉連携会議における支援

ヤングケアラーの問題をはじめとして、家庭において支援が必要な状況にある子ども・若者について、学校等の保育・教育機関を通じた実態把握を進めるとともに、教育と福祉の関係者が連携した支援体制を確保します。

基本目標４ 妊娠・出産の喜びと楽しみいっぱいの子育てを分かち合える環境づくり

（１）妊娠前から子育て期までの母子保健の充実

①妊娠・出産に関する支援

すべての妊婦が安全に安心して出産できるよう、妊婦健康診査にかかる公費負担や低所得者を対象とした初回産科受診料の一部助成を実施するなど、健康診査の確実な受診を促進するとともに、保健師等が妊婦健康診査未受診者の家庭を訪問し、必要な支援につなげます。

また、妊娠を望む方が専門的な相談や支援を受けられるよう、不妊・不育等に関する各種支援制度や相談窓口に関する情報発信等に努めます。

②産前産後から子育て期の支援

安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまでの相談支援と、妊婦に対する経済的支援を一体的に実施します。また、産後間もない時期の産婦の体とこころの健康状態を把握するため、産婦健康診査の受診を促進するとともに、産後の不調や育児不安がある方を対象に、助産師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保します。

③乳幼児健診の推進

乳幼児の発育・発達や健康の維持、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援の観点から、乳幼児健診の対象に５歳児を加え、出産から就学前までの切れ目のない健康診査を実施します。また、新生児聴覚スクリーニング検査にかかる費用の一部助成を実施するなど、発育・発達に関して、早期発見・適切な治療、療育につなげます。

④小児初期救急医療の提供

近隣市や関係機関と連携し、土曜・日曜・祝日・年末年始の夜間における小児の初期救急医療を提供します。

(2) 利用者の視点に立った子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業の充実

親子が気軽に集い交流することができる場の提供や、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園制度の整備等、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減を図るための取り組みを進めます。

(3) 幼児教育・保育の充実

①保育の受け皿の確保

保育ニーズの増加等に対応した保育サービスの提供に向け、必要な施設整備をはじめとする受け皿の確保を図るなど、計画的なサービスの提供に努めます。

②質の高い幼児教育・保育

こども一人ひとりに寄り添った教育・保育を提供するため、幼稚園教諭・保育士等への研修を実施するほか、専門性を持つ指導主事や幼児教育アドバイザー等の指導者を育成するなど、教育・保育の提供に携わる人材の育成・確保を図ります。また、就学に向け、こどもの発達段階を考慮した円滑な接続に取り組めます。



基本目標５ のびのび育ち希望に満ちた学童期・思春期を過ごせる環境づくり

（１）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育

①学校における指導・運営体制の充実

様々な社会的変化の中で、自ら考え、判断し、表現する力を育むため、一人ひとりに合ったきめ細やかな指導に取り組むとともに、グローバル社会を見据えた英語教育やＩＣＴを活用した教育の充実を図ります。また、チーム担任制をはじめとした、各校の特色ある取り組みや効果的な教育活動を通して、教職員の自発的、主体的な取り組みを促進するとともに、学校間での好事例の横展開により、教育の質の向上を図ります。

②地域における教育活動の推進

教育講演会をはじめとした学校と地域住民、保護者が連携した活動や、地域のスポーツ経験者等による部活動指導等、こどもの成長を地域全体で見守り、育む取り組みを推進します。

③こどもの健康や体力の向上

こどもの心身の健康を保持・増進するため、保健教育や健康相談等、学校保健の推進を図ります。また、体育の授業や部活動を通して、こどもの運動習慣を確立し、確かな体力を身に付けるとともに、規範意識や思いやりの心を育てます。

（２）多様な居場所づくりの推進

①地域と連携した居場所づくり

地域と連携し、悩みや課題を抱えたこどもが安心して食事の提供や学習支援を受けることができ、自由に過ごすことができる場の確保を図ります。

②放課後児童対策

放課後児童健全育成事業（学童）において、利用ニーズに応じた受け入れ体制を確保するとともに、安全・安心な教室の運営を行い、放課後のこどもの健全な育成を図ります。

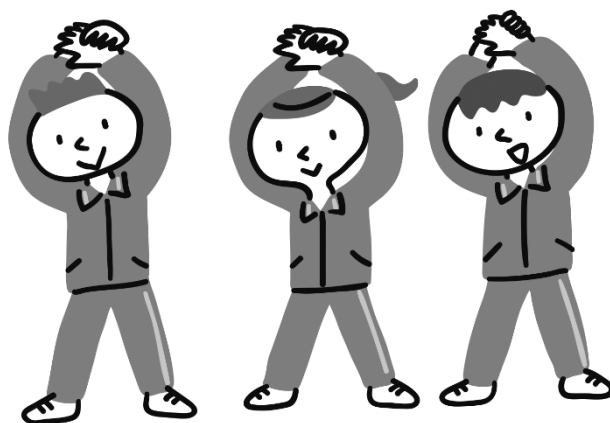
また、地域と学校が連携・協働してこどもの育ちを支える放課後子ども教室において、遊びやスポーツ、文化活動等の多様な体験や交流の機会を確保します。

(3) いじめ防止・不登校のこどもへの支援

早期発見・早期対応等の推進

教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の連携を強化し、いじめや不登校の問題に対し、早期に把握・対応できる体制の充実を図ります。

また、互いに思いやり、理解し尊重する道徳教育を推進するとともに、関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じたきめ細やかな学習や多様な活動の支援を行うなど、教育を受ける機会の確保や学校復帰に向けた支援を行います。



基本目標6 未来に向けての青年期を過ごせる環境づくり

(1) 希望する進学・就労への支援

①キャリア形成支援やライフプランニング教育の推進

主体的な職業選択に向けたキャリア教育や職場体験を実施するとともに、一人ひとりの希望に応じた進路指導の充実に取り組みます。さらに、若者の自己選択、自己決定、自己実現を後押しし、職業や進学等の様々なライフイベントを自らの意思で選択できるよう、将来について考える機会の提供に努めます。

また、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、就学に関する支援制度について、積極的な情報提供に努めます。

②関係機関と連携した就労支援

ハローワークや地域若者サポートステーション等をはじめとする関係機関と連携した情報提供や相談支援を実施します。また、障害者就業・生活支援センターと連携し、障害のある若者に対する就労支援に取り組みます。

(2) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援

相談支援等の充実

様々な悩みや不安を抱える若者やその家族に対し、生活や就労等に関する相談支援等の充実に努め、個々の状況に応じた必要な支援につなげます。

基本目標 7 子育て家庭や保護者がゆとりを持って子育てに取り組める環境づくり

(1) 子育て世帯への生活を支えるための支援

子育て世帯の負担軽減

こどもを持ちたいという保護者の希望を支えるとともに、こどもの健やかな育ちを等しく保障するため、保育料の軽減を行うなど、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。また、家庭の経済状況にかかわらず、こどもが希望する道へ進む機会を確保できるよう、各種支援制度の充実を図ります。

(2) 地域で親子の育ちを支える環境づくり

①こどもの健やかな成長を育む地域での子育て支援

こどもを持つ家庭が、地域におけるつながりや支援を感じながら子育てができるよう、地域や学校園が協働したネットワークづくりを促進します。また、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・情報提供等を行うなど、地域における子育て支援機能の充実を図ります。

②親子の育ちを応援する家庭教育支援

子育て中の保護者が、家庭においてこどもの基本的な生活習慣等を育むことができるよう、家庭教育等について学習や相談できる機会の確保や、子育てに関する情報の提供を行うなど、家庭教育支援の充実を図ります。

③共育での推進

保護者がこどもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、男女問わず育児休業を取りやすい環境づくりや、男性の家事・子育てへの参画を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発を行います。

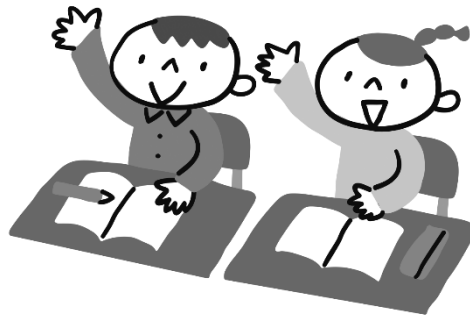
(3) ひとり親家庭等への支援

①ひとり親家庭等が抱える様々な課題への支援と相談体制の強化

児童扶養手当や医療費助成をはじめとする経済的支援のほか、生活や就労に関する相談等、各家庭の状況に応じた支援の充実に取り組みます。

②共同養育の推進

こどもの最善の利益のため、こどもの意見や意向を尊重しながら、離婚後の父母がともに子育てに携わることができるよう、共同養育に関する周知に取り組みます。また、こどもを養育するために必要な費用を確保するため、公正証書作成に係る費用を補助するなど、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。



第5章 必要事業量の見込みと提供体制

1 就学前教育・保育等の提供区域の設定

本市においては、多様化するニーズや環境の変化に対し、隣接する地域や市全体で柔軟な提供体制を確保することができることから、第2期計画と同様、就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を「全市1区域」と定めます。

2 人口推計

過去5年間の人口動態の傾向が今後も継続すると仮定した人口推計に基づく、出生数の減少が見込まれており、各種の子育て支援施策の対象となるこどもの人口についても、引き続き減少が続く見込みとなっています。

※推計値

■ 0～14 歳人口の推移（各年 3 月 31 日）

単位：人

	令和 元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)
0 歳	658	656	610	617	652	605	596	587	577	571	565
1 歳	746	696	703	661	673	709	652	643	631	623	614
2 歳	744	762	690	734	695	692	727	670	661	650	640
3 歳	792	763	763	718	738	721	708	745	683	674	665
4 歳	790	785	765	788	718	741	725	712	749	689	678
5 歳	814	802	794	768	797	711	746	729	715	753	694
6 歳	853	812	799	813	773	800	715	749	735	719	758
7 歳	895	849	814	811	812	771	802	716	751	736	721
8 歳	862	894	855	821	824	816	777	807	720	757	740
9 歳	906	861	897	852	825	830	817	778	808	722	759
10 歳	992	911	869	903	858	823	834	822	781	813	727
11 歳	979	997	909	875	908	857	825	836	824	784	815
12 歳	967	978	1,002	903	872	912	856	826	837	823	784
13 歳	1,039	970	979	999	906	869	913	857	824	835	826
14 歳	1,109	1,037	973	979	1,001	905	869	913	858	826	839
就学前	4,544	4,464	4,325	4,286	4,273	4,179	4,154	4,086	4,016	3,960	3,856
小学生	5,487	5,324	5,143	5,075	5,000	4,897	4,770	4,708	4,619	4,531	4,520
中学生	3,115	2,985	2,954	2,881	2,779	2,686	2,638	2,596	2,519	2,484	2,449
合計	13,146	12,773	12,422	12,242	12,052	11,762	11,562	11,390	11,154	10,975	10,825

資料：住民基本台帳（令和6（2024）年まで）

3 就学前教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 量の見込みを算定する区分

教育・保育の量の見込みは、こどもの年齢や保育の必要性によって、以下の3つの認定区分で算出します。

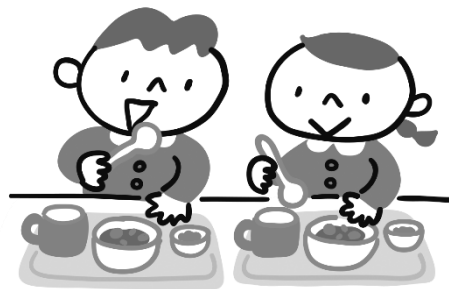
■就学前教育・保育の認定区分

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳児の幼児期の教育を受ける児童	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳児の保育の必要性のある児童	保育園、認定こども園 地域型保育事業 等
3号認定	0～2歳児の保育の必要性のある児童	

(2) 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みは、基本的に以下のように算出します。

- ①令和元（2019）年度～令和6（2024）年度の年度当初時点の利用者数と、3月31日時点の年齢別の人口に対する利用率を算出
- ②①の利用率の推移に基づき、回帰直線（毎年の実績の推移から最も乖離の小さい直線）の推移やアンケート調査結果等を勘案し、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の利用率を設定
- ③②で設定した利用率に、年齢別の推計人口を乗じて見込量を算出



（３）量の見込みに対応した確保方策の内容

人口の減少は進む一方で、女性の労働力率や共働き世帯の割合は上昇しています。また、社会状況や働き方の多様化が進んでおり、保育ニーズは高まりをみせています。

そのような中で、私立園の協力を得ながら、適正な施設運営を確保した上で、定員を超えた受け入れにより、待機児童ゼロを達成していますが、とりわけ１・２歳児においては、定員を超えた利用ニーズがあります。

そのため、本計画期間において、多様化する子育てニーズに確実に応え、かつ待機児童ゼロを継続していくため、民間活力の活用を軸とした必要な受け皿の整備を図ります。

なお、新たな受け皿が確保されるまでの間、私立園と連携を図りつつ、公立園における受け入れ枠の拡充等を図ります。

また、本市の公立幼稚園・保育園では、「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」に基づき、保護者の就労の有無にかかわらず、こどもの発達や学びの連続性を確保し、就学前教育・保育を提供できる認定こども園への移行を基本に取り組むこととしています。その中で計画している「（仮称）第３こども園」、「（仮称）第４こども園」についても、必要な受け皿が確保できるよう、定員のあり方を検討します。

認定こども園化に向けた統廃合の予定

【令和８（２０２６）年度】 （仮称）第３こども園開園

⇒古市幼稚園、駒ヶ谷幼稚園、古市南幼稚園、下開保育園を再編・統合

【令和１０（２０２８）年度】 （仮称）第４こども園開園

⇒西浦幼稚園（令和７（２０２５）年３月閉園）、白鳥幼稚園（令和５（２０２３）年３月閉園）、西浦東幼稚園（令和４（２０２２）年３月閉園）、軽里保育園を再編・統合

なお、今後、上記確保方策に取り組んでもなお不足が生じた場合は、既存施設の受け入れ枠の増加等により対応することとします。

ただし、大規模宅地開発等、大幅に定員の不足が生じた場合は、必要に応じて量の見込みと確保の内容を見直すこととします。

(4) 就学前教育（１号認定）の量の見込みと提供体制の確保

幼稚園、認定こども園の教育利用が中心となる就学前教育は、共働き世帯の割合の増加に伴い、利用率が減少傾向となっており、４・５歳児については、今後も利用が減少していく見込みとなっています。

■実績と量の見込み（各年５月１日時点）

単位：人

	実績値						量の見込み（推計値）				
	令和 元年度 (2019)	令和 ２年度 (2020)	令和 ３年度 (2021)	令和 ４年度 (2022)	令和 ５年度 (2023)	令和 ６年度 (2024)	令和 ７年度 (2025)	令和 ８年度 (2026)	令和 ９年度 (2027)	令和 １０年度 (2028)	令和 １１年度 (2029)
３歳児	83	90	106	97	118	101	99	108	102	104	106
４歳児	187	195	146	168	137	148	145	139	142	127	122
５歳児	220	197	197	150	173	144	157	149	143	147	132
合計	490	482	449	415	428	393	401	396	387	378	360

■確保の内容（１号認定）

単位：人/%

		令和 ７年度 (2025)	令和 ８年度 (2026)	令和 ９年度 (2027)	令和 １０年度 (2028)	令和 １１年度 (2029)
３ ～ ５ 歳 児	人口 ①	2,179	2,186	2,147	2,116	2,037
	量の見込み ②	401	396	387	378	360
	利用率見込み ②/①	18.4	18.1	18.0	17.9	17.7
	確保の合計 ③	1,181	1,071	1,086	1,131	1,131
	需給の差 ③－②	780	675	699	753	771

(5) 就学前保育（２・３号認定）の量の見込みと提供体制の確保

共働き世帯の割合の増加に伴う、就学前保育利用率の上昇と低年齢からの保育ニーズが、各種調査結果や、サービスの提供状況においても示されており、今後も就学前保育の利用率は上昇していく見込みです。

一方で、人口推計に基づくこどもの人口は、引き続き減少が予想されており、年度によるばらつきはあるものの、２号認定（３～５歳児）の利用は、減少傾向での推移が見込まれています。

■実績と量の見込み（各年４月１日時点）

単位：人

	実績値						量の見込み（推計値）				
	令和 元年度 (2019)	令和 ２年度 (2020)	令和 ３年度 (2021)	令和 ４年度 (2022)	令和 ５年度 (2023)	令和 ６年度 (2024)	令和 ７年度 (2025)	令和 ８年度 (2026)	令和 ９年度 (2027)	令和 １０年度 (2028)	令和 １１年度 (2029)
０歳児	127	115	115	115	124	98	107	109	110	111	113
１歳児	312	310	336	312	295	339	313	313	312	313	313
２歳児	376	369	359	387	362	352	378	352	350	348	346
３歳児	407	401	391	384	403	395	396	421	389	388	386
４歳児	413	417	405	402	395	417	406	402	427	396	393
５歳児	397	421	416	405	400	390	410	405	400	425	396
合計	2,032	2,033	2,022	2,005	1,979	1,991	2,010	2,002	1,988	1,981	1,947

■確保の内容（2号認定）

単位：人/％

		令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
3 歳 児	人口 ①	708	745	683	674	665
	量の見込み ②	396	421	389	388	386
	利用率見込み ②/①	55.9	56.5	57.0	57.6	58.0
	確保の合計 ③	391	391	411	421	421
	特定教育・保育施設	371	371	391	401	401
	企業主導型保育施設	20	20	20	20	20
4 歳 児	人口 ①	725	712	749	689	678
	量の見込み ②	406	402	427	396	393
	利用率見込み ②/①	56.0	56.5	57.0	57.5	58.0
	確保の合計 ③	411	411	431	431	431
	特定教育・保育施設	401	401	421	421	421
	企業主導型保育施設	10	10	10	10	10
5 歳 児	人口 ①	746	729	715	753	694
	量の見込み ②	410	405	400	425	396
	利用率見込み ②/①	55.0	55.6	55.9	56.4	57.1
	確保の合計 ③	417	412	432	432	432
	特定教育・保育施設	407	402	422	422	422
	企業主導型保育施設	10	10	10	10	10
合 計	人口 ①	2,179	2,186	2,147	2,116	2,037
	量の見込み ②	1,212	1,228	1,216	1,209	1,175
	利用率見込み ②/①	55.6	56.2	56.6	57.1	57.7
	確保の合計 ③	1,219	1,214	1,274	1,284	1,284
	需給の差 ③－②	7	▲14	58	75	109

■確保の内容（3号認定）

単位：人/%

		令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
0 歳 児	人口 ①	596	587	577	571	565
	量の見込み ②	107	109	110	111	113
	利用率見込み ②/①	18.0	18.6	19.1	19.4	20.0
	確保の合計 ③	173	176	182	183	183
	特定教育・保育施設	164	167	173	174	174
	企業主導型保育施設	9	9	9	9	9
1 歳 児	人口 ①	652	643	631	623	614
	量の見込み ②	313	313	312	313	313
	利用率見込み ②/①	48.0	48.7	49.4	50.2	51.0
	確保の合計 ③	268	276	291	313	313
	特定教育・保育施設	255	263	278	300	300
	企業主導型保育施設	13	13	13	13	13
2 歳 児	人口 ①	727	670	661	650	640
	量の見込み ②	378	352	350	348	346
	利用率見込み ②/①	52.0	52.5	53.0	53.5	54.1
	確保の合計 ③	335	343	361	381	381
	特定教育・保育施設	317	325	343	363	363
	企業主導型保育施設	18	18	18	18	18
合 計	人口 ①	1,975	1,900	1,869	1,844	1,819
	量の見込み ②	798	774	772	772	772
	利用率見込み ②/①	40.4	40.7	41.3	41.9	42.4
	確保の合計 ③	776	795	834	877	877
	需給の差 ③－②	▲22	21	62	105	105

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報提供やその利用にあたっての相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

子育て支援センターふるいち、こども家庭センターの2箇所を実施します。

■量の見込みと確保量

単位：箇所

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	2	2	2	2	2
確保量 ②	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間に加えて保育を実施する事業です。認可保育施設全園で実施します。引き続き、ニーズに対応するため、必要量の確保に努めます。

■量の見込みと確保量

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	467	465	462	460	452
確保量 ②	467	465	462	460	452
②－①	0	0	0	0	0

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等により幼稚園・保育園・認定こども園において必要な日用品・文房具等に要する費用を補助、及び子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の低所得利用者に副食費を補助する事業です。本市では、副食費の補助を実施します。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して必要な費用の一部を補助する事業です。

(5) 放課後児童健全育成事業（学童）

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

14箇所（市内13小学校、1義務教育学校）で実施します。引き続き、ニーズに対応するため、必要量の確保に努めます。

■量の見込みと確保量

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	1,181	1,219	1,253	1,289	1,349
1年生	307	335	342	347	379
2年生	313	292	319	326	332
3年生	256	280	263	290	296
4年生	172	171	186	173	190
5年生	92	95	94	102	95
6年生	41	46	49	51	57
確保量 ②	1,181	1,219	1,253	1,289	1,349
1年生	307	335	342	347	379
2年生	313	292	319	326	332
3年生	256	280	263	290	296
4年生	172	171	186	173	190
5年生	92	95	94	102	95
6年生	41	46	49	51	57
②－①	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があり、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業です。

本市では、ショートステイ事業を実施しています。引き続き、ニーズに対応するため、必要量の確保に努めます。

■量の見込みと確保量

単位：人日/年

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	157	160	162	165	168
確保量 ②	157	160	162	165	168
②－①	0	0	0	0	0

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

新生児から4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行い、養育についての相談に応じ、助言等を行う事業です。

保健師や助産師が、乳児のいるすべての家庭を訪問し、支援が必要な家庭に対し、助言等を行います。

■量の見込みと確保量

単位：件

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	565	555	549	544	532
確保量 ②	565	555	549	544	532
②－①	0	0	0	0	0

(8) 養育支援訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問事業により、保護者の養育を支援することが特に必要とされた家庭に対し、保健師等の専門員が居宅を訪問し養育に関する相談支援を行う事業です。

養育に関する相談、指導、助言等が必要な家庭については、こども家庭センターにおける保健師等の専門員による相談支援の中で対応します。

(9) 地域子育て支援拠点事業

こどもや保護者が交流し、仲間づくりや保護者同士の情報交換の場所を提供するとともに、地域における子育て関連情報の提供や育児相談等を実施する事業です。

市内7箇所を実施します。引き続き、ニーズに対応するため、必要量の確保に努めます。

■一般型・3～4日型（旧ひろば型）の量の見込みと確保量

単位：人日/年

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	4,732	4,999	5,331	5,660	5,968
確保量 ②	4,732	4,999	5,331	5,660	5,968
②－①	0	0	0	0	0

■一般型・5日型（旧センター型）の量の見込みと確保量

単位：人日/年

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	19,373	20,291	21,479	22,662	23,767
確保量 ②	19,373	20,291	21,479	22,662	23,767
②－①	0	0	0	0	0

■連携型の量の見込みと確保量

単位：人日/年

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	8,521	8,760	9,127	9,498	9,842
確保量 ②	8,521	8,760	9,127	9,498	9,842
②－①	0	0	0	0	0



(10) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園・保育園・認定こども園等で一時的に預かる事業です。幼稚園の在園児を対象とした事業と、保育園等で地域のこどもを対象とした事業があります。

幼稚園一時預かり事業については、公立幼稚園1箇所、私立幼稚園1箇所、及び公立認定こども園2箇所の計4箇所で実施し、保育園等一時預かり事業では、私立の保育園及び認定こども園3箇所で実施します。引き続き、ニーズに対応するため、必要量の確保に努めます。

■幼稚園での在園児を対象とした一時預かりの量の見込みと確保量 単位：人日/年

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	10,250	10,225	10,093	9,957	9,576
確保量 ②	10,250	10,225	10,093	9,957	9,576
②－①	0	0	0	0	0

■保育園等での一時預かりの量の見込みと確保量 単位：人日/年

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	4,671	4,659	4,660	4,675	4,647
確保量 ②	4,671	4,659	4,660	4,675	4,647
②－①	0	0	0	0	0

(11) 病児保育事業

こどもが病気または病気の回復期のため保育園等に通うことができず、保護者の仕事等の都合で家庭で保育ができない場合、一時的に保育を行い、仕事と子育ての両立を支援する事業です。

本市では、NPO法人1箇所で病児保育事業（病後児対応型）を実施します。引き続き、ニーズに対応するため、必要量の確保に努めます。

■量の見込みと確保量 単位：人日/年

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	499	507	516	525	528
確保量 ②	499	507	516	525	528
②－①	0	0	0	0	0

(12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童を預かるなどの援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動事業です。市民参加による子育て支援を通して、地域のコミュニティの形成と仕事と子育ての両立を支援します。

子育て支援センターふるいちで実施します。引き続き、ニーズに対応するため、必要量の確保に努めます。

■量の見込みと確保量

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	553	563	570	577	586
確保量 ②	553	563	570	577	586
②－①	0	0	0	0	0

(13) 妊婦健康診査事業

妊婦に対する健康診査として健康状態の把握や保健指導等を実施し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見、対応することで、妊婦が安心して出産することができるように支援する事業です。

引き続き、ニーズに対応するため、必要量の確保に努めます。

■量の見込みと確保量

単位：人回

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	7,393	7,267	7,192	7,116	6,965
確保量 ②	7,393	7,267	7,192	7,116	6,965
②－①	0	0	0	0	0

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とした事業です。

ニーズに対応するため、必要量の確保に努めます。

単位：人回

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	170	170	170	165	165
確保量 ②	170	170	170	165	165
②－①	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、学習、相談、食事等の支援を行うとともに、児童と家庭の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

ニーズに対応するため、必要量の確保に向けて取り組みます。

■量の見込みと確保量

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	20	20	20	20	20
確保量 ②	0	20	20	20	20
②－①	▲20	0	0	0	0

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付けるため、保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

近隣自治体と共同で実施します。

■量の見込みと確保量

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	3	3	3	3	3
確保量 ②	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

ニーズに対応するため、必要量の確保に向けて取り組みます。

■量の見込みと確保量

単位：人回

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	1,809	1,779	1,761	1,740	1,704
確保量 ②	1,809	1,779	1,761	1,740	1,704
②－①	0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労状況等にかかわらず、満3歳未満の就学前のこどもを保育園等で託児し、保護者に対しては、保育士等による育児相談を提供する事業です。

ニーズに対応するため、必要量の確保に向けて取り組みます。

■量の見込みと確保量

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	51	49	48	46	45
0歳児	11	11	11	10	10
1歳児	20	19	19	18	18
2歳児	20	19	18	18	17
確保量 ②	0	12	22	33	45
0歳児	0	2	4	7	10
1歳児	0	5	9	13	18
2歳児	0	5	9	13	17
②－①	▲51	▲37	▲26	▲13	0

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

ニーズに対応するため、必要量の確保に向けて取り組みます。

■量の見込みと確保量

単位：人回

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み ①	194	191	189	187	182
確保量 ②	194	191	189	187	182
②－①	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進に向けて

1 市民や地域、関係団体等との協働

本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、学校園、関係団体・事業所等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのためにも、市ウェブサイトや広報等の媒体や様々な機会を通じて、積極的に本計画の周知・啓発を行います。

2 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、庁内検討委員会を開催し、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組みます。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、毎年進捗管理及び評価を行います。

庁内の推進体制や羽曳野市こども夢プラン推進委員会（子ども・子育て会議）等において、計画の進捗状況や施策・事業の評価、課題整理等を行い、PDCA サイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。また、市ウェブサイト等を通じて、施策や事業の実施状況を市民に周知します。



4 目標・指標

本計画のめざす理念に基づく基本目標ごとに、数量的な側面からの評価を可能とするよう、次のとおり目標・指標を定めます。なお、評価にあたっては、指標を用いた数量的な評価だけではなく、本計画の基本理念・基本方針に照らした事業の趣旨や、行政の社会的な役割といった質的な側面からの評価も併せて行うものとします。

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
基本目標1 こども・若者の育ちをとともに支える社会づくり		
人権啓発冊子配布割合（中学1年生対象）	100%	100%
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う 小・中学生の割合	小学生 75.4% 中学生 63.2%	小学校 80.0% 中学生 66.0%
日本語教室参加者数	784人	1,000人
ゲートキーパー研修受講者数	163人	200人
基本目標2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供		
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	80.8%	95.0%
妊婦の喫煙率	3.7%	0%
むし歯のない3歳児の割合	90.0%	増加
保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合	72.6%	90.0%
基本目標3 支援を必要とするこども・若者とその家庭への支援の充実		
こどもの居場所等に関する支援団体数	5団体	10団体
朝食を毎日食べている小・中学生の割合	小学生 90.8% 中学生 86.4%	小学生 92.0% 中学生 88.0%
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4ヶ月 96.0% 1歳6ヶ月 86.8% 3歳6ヶ月 71.7%	増加
困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思う小・中学生の割合	小学生 73.0% 中学生 67.6%	小学生 76.0% 中学生 70.0%
基本目標4 妊娠・出産の喜びと楽しみいっぱいの子育てを分かち合える環境づくり		
妊婦の歯科健診・保健指導受診率	26.6%	増加
産後1ヶ月時点での産後うつハイリスク者の割合	10.2%	減少
産後ケア事業の利用率	2.2%	増加
乳幼児健診未受診者の把握率	100%	100%
保育所等待機児童数	0人	0人

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
基本目標5 のびのび育ち希望に満ちた学童期・思春期を過ごせる環境づくり		
学校に行くのが楽しいと思う小・中学生の割合	小学生 84.9% 中学生 80.4%	小学生 89.0% 中学生 84.0%
自分には良いところがあると思う小・中学生の割合	小学生 83.5% 中学生 75.8%	小学生 88.0% 中学生 79.0%
放課後児童健全育成事業（学童）の待機児童数	0 人	0 人
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う小・中学生の割合	小学生 97.0% 中学生 95.0%	小学生 100% 中学生 100%
基本目標6 未来に向けての青年期を過ごせる環境づくり		
将来の夢や目標を持っている小・中学生の割合	小学生 81.3% 中学生 64.2%	小学生 85.0% 中学生 67.0%
就労相談窓口の設置数	2 箇所	3 箇所
就労支援プログラム参加者数	24 人	40 人
就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	41.6%	62.5%
基本目標7 子育て家庭や保護者がゆとりを持って子育てに取り組める環境づくり		
地域子育て支援拠点整備数	7 箇所	8 箇所
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	91.6%	95.0%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	4 ヶ月 88.1% 1 歳 6 ヶ月 82.5% 3 歳 6 ヶ月 74.5%	4 ヶ月 92.0% 1 歳 6 ヶ月 85.0% 3 歳 6 ヶ月 75.0%



資料編

1 事業一覧

番号	事業名	内容	担当課
基本目標1 こども・若者の育ちをともに支える社会づくり			
基本施策（1）こども・若者の権利を大切にする意識の向上			
1	人権擁護推進事業	羽曳野市人権啓発推進協議会や法務大臣から委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員をはじめ関係機関と連携し、人権相談及び市内小・中学校等への啓発活動を実施します。	人権推進課
2	20歳のつどい開催事業	社会人としての責任や自覚を促すとともに、これからの人生を自らの力と自主的な判断で歩んでいこうとする若者を祝福するために開催します。	次世代育成課
3	人権教育推進事業	こどもの人権が尊重される学校園づくりのため、市立学校園における人権に関する研修を充実します。	学校教育課
基本施策（2）多様な体験、活躍できる機会の確保			
1	各種教室等開催（青少年センター）事業	主に小学生以上の児童・生徒を対象に、土曜・日曜、また、下校時間が早い水曜の午後に、伝統文化や芸術の定期教室等を開催します。	次世代育成課
2	ふれあい広場関連事務事業	グレープヒルスポーツ公園野外活動広場を利用して親子ふれあいイベントを開催するなど、青少年の体験活動の充実を図ります。	次世代育成課
3	白鳥児童館運営事務事業	親子の交流の場の提供や子育て相談等の子育て支援事業を実施します。また、小学生を対象とした工作や体験型教室を開催するなど遊び場の提供を行います。	次世代育成課
4	環境教育推進事業	学校区のボランティア清掃等、小中学校における総合学習の時間等を利用して、市の環境に向けた取り組みを学び、家庭・地域等の環境意識の向上に努めます。	環境保全課
5	青少年児童センター運営事務事業	放課後や土曜、夏休み期間等に、青少年の安全・安心な居場所を提供します。また、親子のふれあいの場として体操教室も実施します。	次世代育成課

番号	事業名	内容	担当課
6	市民フェスティバル開催事業	次代を担うこどもたちの健やかな成長を願い、親子で楽しめるイベントを実施します。	市民協働ふれあい課
7	夏休みラジオ体操事業	夏休みに地域で実施するラジオ体操の参加を促し、世代間交流及び規則正しい生活の確立を図ります。	次世代育成課
8	子ども読書活動推進事業	「羽曳野市子ども読書活動推進計画（第4次）」に基づき、こどもが読書に親しむ機会の提供とそのための環境づくりをはじめ、こどもの読書活動への理解と関心を深めるため、広報啓発活動を行います。	生涯学習課（図書館）
9	小中学校図書館支援事業	市内全小学校に学校司書を配置し、学校図書館の整備や、学校図書館メディアの提供等を行います。また、学校図書館にない書籍を中央図書館から取り寄せる定期配送を行います。	学校教育課
10	乳幼児栄養指導・食育事業	乳幼児から思春期までの健やかな成長に欠かせない食事について、乳幼児健診において栄養相談や講座の開催等を行うことで、保護者の不安解消や食に関する知識の普及・啓発を行います。	こども家庭支援課
11	小中学校給食提供事業	安全・安心で充実した学校給食を実施し、栄養教諭を中心に、児童・生徒や保護者への食育事業に取り組みます。	食育・給食課
12	公園管理事務事業	児童が安心して快適に利用できるように、公園の安全点検等を実施します。	道路公園課
13	水と緑のキッズパーク事業	健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場の1コースを活用し、夏場に芝生と水辺の遊び場を無料開放することにより、こどもたちが工夫して遊びをつくり出し、その遊びの中から事故回避能力や判断力を育むことのできる場を提供します。	スポーツ振興課
14	市民プール運営事業	中央スポーツ公園内のプール施設に加え、隣接スペースに複数の遊具プールを設置する市民プールを夏場を開場することにより、こどもたちのレクリエーションの場を提供します。	スポーツ振興課
15	帰国・外国人児童生徒適応支援事業	渡日間もない児童・生徒が生活するために必要な日本語の習得及び周りの児童・生徒や教員とコミュニケーションをとるための通訳等の支援を実施します。	学校教育課

番号	事業名	内容	担当課
16	多文化共生事業	本市に在住する外国人が住みやすく、また海外からの来訪者が過ごしやすくなるように、大阪府国際交流財団をはじめとする各種団体からの生活支援等にかかる活動について情報提供を行い、ボランティア団体が実施している教室やイベント開催等について支援します。	市民協働 ふれあい課
17	A L Tを活用した外国語教育推進事業	A L Tを小・中・義務教育学校に配置することにより、ネイティブスピーカーとの言語活動を行う機会を創出し、児童・生徒の言語や発音、英語によるコミュニケーションの能力の向上と異文化理解を深めます。	学校教育課
18	はびきのE-Kids！事業	公立幼稚園・認定こども園に通う4歳児・5歳児を対象に、外国人スタッフによる英会話教室を実施し、英語を楽しみながら学ぶとともに、英語によるコミュニケーション能力やグローバルな視野の基礎づくりを図ります。	こども保育課
19	移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害者（児）の余暇活動等、社会参加のために外出する際の支援を行います。	障害福祉課
基本施策（3）安全・安心な育ちの環境整備			
1	自殺対策強化事業	ゲートキーパー等の自殺対策を支える人材の育成を行います。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間において、自殺予防に対する周知・啓発を行います。	健康増進課
2	学校安全対策事業	校内及び登下校時における児童・生徒の安全確保を図るため、正門付近に安全管理員を配置して防犯対策に取り組みます。 また、新入学児童全員に防犯ブザーを配付します。	教育政策課
3	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	警察官O Bや防犯の専門家等のスクールガード・リーダーが各学校を定期的に巡回し、見守りのポイントや改善すべき点等の指導や評価等を行います。	学校教育課
4	安全・安心マップ作成事業	通学路の安全点検等、地域と連携しながら安全・安心マップを作成し、こどもの安全確保に努めます。	学校教育課
5	第2種交通安全施設整備事業	こどもの安全確保を図るため、市民からの要望や危険箇所の調査に基づいて道路の照明灯、標識、警戒標示等を整備します。	道路公園課

番号	事業名	内容	担当課
6	子どもの安全確保事業	地域ぐるみでこどもの安全を見守る環境づくりのため、「みまもってるよ。こども 110 番」のプレートを配布します。	次世代育成課
7	子どもの交通事故ゼロ運動事業	新小学1年生を対象に、交通ルールを守るための啓発グッズ等を配布し、自らの身を守る意識の向上を図ります。	道路公園課
8	防犯灯事業	暗がりの少ない安全なまちづくりのため、自治会等が防犯灯を新設する費用の一部を助成します。	危機管理課
9	青色回転灯防犯パトロール事業	児童の登下校時間に合わせ、市内小学校の通学路等を中心に防犯パトロール活動を行います。	次世代育成課
10	防災講座・防災研修開催事業	災害発生時に的確な判断や行動がとれるように小学生を対象に「こども防災教室」を実施します。	危機管理課
11	災害用物資備蓄事業	災害発生時に備えて、計画的に食糧や資機材等を備蓄します。	危機管理課
12	情報リテラシー教育	情報リテラシーや情報モラルに関する広い見識と判断能力や、確かな倫理観の習得に向けた情報教育を実施します。	学校教育課
13	青少年健全育成関連団体支援事業	地域ぐるみで青少年健全育成活動に取り組んでいる団体の活動を支援するため、助成金を交付します。	次世代育成課
基本目標2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供			
基本施策（1）妊娠期から青年期までの保健・医療の充実			
1	育児等教育・相談事業	妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と地域の子育てサロン等で育児等に関する不安の軽減を図ります。また、中学校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい知識と、命の大切さ、自分を大切にする方法について学ぶ機会を提供します。	こども家庭支援課
2	妊産婦・乳幼児訪問指導事業	初めての妊娠、出産、育児に不安を抱えている妊産婦に対して助産師や保健師が家庭訪問を行い、こどもの養育環境を確認するとともに、サービス等の情報提供を行うことで、不安の軽減や産後うつ等の早期発見、虐待予防につなげます。また、乳幼児健診等で家庭訪問が必要と判断された場合にも実施します。	こども家庭支援課

番号	事業名	内容	担当課
3	助産施設入所事務事業	経済的に困窮している妊婦が安心して出産できるよう、助産施設において出産費用の補助を行います。	こども家庭支援課
4	産後ケア事業	産後に家族等から十分な支援が受けられない、赤ちゃんの世話や授乳が上手くいかないなど、心身の不調や育児不安がある方を対象に、デイサービス（日帰り）・ショートステイ（宿泊）・アウトリーチ（訪問）により、産後支援を行います。	こども家庭支援課
5	妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付事務事業	母子手帳の交付時に保健師による面接を実施し、妊娠・出産におけるリスクアセスメントやフォローの必要性を判断します。支援が必要な方に電話や家庭訪問等による継続的な支援を行い、妊娠期から子育て期へ切れ目のない支援を実施します。	こども家庭支援課
基本施策（２）感染症対策の充実			
1	予防接種事業	予防接種によって感染症の予防及びまん延を防止します。	健康増進課
基本目標３ 支援を必要とするこども・若者とその家庭への支援の充実			
基本施策（１）こどもの貧困の解消に向けた対策の推進			
1	就学援助等事務事業	経済的理由によって、就学が困難となっている児童・生徒が義務教育を円滑に受けられるように学用品費等必要な費用の一部を助成します。	学校教育課
2	生活保護事務事業	生活困窮家庭に、その困窮程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。	生活福祉課
3	進学・就職準備給付金事業	生活保護世帯のこどもの大学等への進学や就職を支援するため、費用の一部を一時金として支給します。	生活福祉課
4	進路選択支援事業	経済的理由により進学が困難な生徒及びその保護者に対し、生徒が主体的に自己の進路に対する展望を持つことができるように適切な助言・支援を行います。	学校教育課
5	子どもの居場所づくり事業	生活困窮家庭等のこどもを対象に、こどもの居場所づくりとして生活支援、学習支援に取り組んでいる地域の団体への支援を行うとともに、ネットワークづくりを進めます。	こども家庭支援課
6	自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、相談支援や就労支援を実施します。	保健福祉政策課

番号	事業名	内容	担当課
7	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭のこどもを監護している親または両親に代わって養育している人や、政令で定める程度の障害の状態にあるこどもを監護している親に対し、所得に応じた手当を支給します。	こども政策課
8	ひとり親家庭等に対する相談体制事業	ひとり親家庭等に対し、今後の生活や制度について相談支援を行い、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心してこどもを育てることができるようサポートします。	こども政策課
9	ひとり親家庭等への就労支援事業	ひとり親家庭等の自立を支援するため、家庭の状況等に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや大阪府等と緊密に連携しながら、就労に向けたきめ細やかな支援を行います。	こども政策課
10	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭等の親が、安定した雇用や収入を得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練に係る費用（高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金）を給付します。	こども政策課
11	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又はこどもが、高等学校卒業程度認定試験を受験する場合、民間事業者等が実施する受験対策講座の受講を支援します。	こども政策課
12	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の母親・父親、寡婦の経済的自立を図るために必要な資金（こどもの就学、親の技能習得等）の貸付を行います。	こども政策課
13	養育費確保支援事業	ひとり親が、こどもの養育に必要な費用を確実に受領することで、生活の困窮を防止するとともに、児童と離れて暮らす親が児童と交流する支援を行います。	こども政策課
14	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭に対して、医療費の自己負担額の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保険年金課
15	スクールソーシャルワーカー配置事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒の置かれた様々な環境へ働きかけることにより支援をします。	学校教育課

番号	事業名	内容	担当課
16	スクールカウンセラー配置事業	臨床心理の専門家や経験を有するカウンセラーを市立学校に配置し、相談体制を整えます。また、教職員へのコンサルテーションにより、いじめや不登校等の未然防止・早期対応に取り組めます。	学校教育課
基本施策（２）障害のあるこどもや医療的ケアを必要とするこどもとその家庭への支援			
1	障害者虐待対応事業	養育者・施設従事者・事業者等による障害者（児）への虐待を未然に防止するとともに、早期発見・早期対応を行うことができるよう、積極的なアプローチを行います。また、施設の部屋を確保し、緊急一時保護に対応します。	障害福祉課
2	特別児童扶養手当給付事務事業	政令で規定する障害の状態にある 20 歳未満のこどもを監護する者または養育者に手当を支給します。	こども政策課
3	障害児通所支援等給付事業	養育や訓練等が必要な児童に対し、日常生活の基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行います。また、児童発達支援や放課後等デイサービス等を行う事業所への通所を支援し、児童の発育を援助します。	こども家庭支援課
4	障害者相談支援事業	障害者（児）の保護者等からの相談に応じ、必要な支援情報の提供や必要な援助を行います。	障害福祉課
5	ペアレント・サポート事業	発達障害児を持つ保護者から体験談等を聞くペアレントメンター事業、保護者向けのグループ型支援プログラムであるペアレントプログラム事業やペアレントトレーニング事業を行います。	障害福祉課 こども家庭支援課
6	肢体不自由児療育支援事業	西浦小学校、峰塚中学校をセンター校として位置付け、介助や医療的ケアが必要な児童・生徒が安心して地域の学校で学ぶことができるように、介助員と看護師を配置するほか、機能訓練士も派遣します。	学校教育課
7	特別支援教育推進事業	市立学校に支援教育支援員を配置し、特別な支援が必要な児童・生徒に対して、生活支援、行動支援、学習支援等を行います。	学校教育課
8	発達に障害のある児童の居場所づくり事業	子育ての悩みを抱えて孤立や虐待につながらないように、支援が必要な児童やその保護者が気軽に相談できる居場所を提供します。	次世代育成課

番号	事業名	内容	担当課
9	パンダ・きりん 教室開催事業	発達過程に弱さや遅れが見られるこどもとその保護者に対して支援を行い、こどもの心身の健全な発達を促し、保護者の育児力の向上や育児不安の軽減につなげます。	こども家庭支援課
10 再掲	移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害者（児）の余暇活動等、社会参加のために外出する際の支援を行います。	障害福祉課
11	補装具費等給付 事業	補装具を必要とする身体障害者（児）に補装具費の給付を行います。	障害福祉課
12	日常生活用具給 付事業	身体障害者（児）や知的障害者（児）、難病患者の方が、日常生活をより円滑に送れるよう、必要に応じて日常生活用具を支給します。	障害福祉課
13	日中一時支援 事業	障害児の日中における活動の場の確保、及び保護者の就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。	障害福祉課
基本施策（3）困難を抱えるこども・若者への支援			
1 再掲	障害者虐待対応 事業	養育者・施設従事者・事業者等による障害者（児）への虐待を未然に防止するとともに、早期発見・早期対応を行うことができるよう、積極的なアプローチを行います。また、施設の部屋を確保し、緊急一時保護に対応します。	障害福祉課
2	家庭児童相談 事業	保護者がこどもを安心して産み育てられるよう、こどもの成長や育児等に関する相談を行います。	こども家庭支援課
3	子育て世帯訪問 支援事業	家事・子育て等に対して不安や困難等を抱える子育て家庭、妊産婦等に対して、訪問支援員が居宅を訪問し、家事育児を支援します。	こども家庭支援課
4	要保護児童対策 地域協議会事業	虐待からこどもを守る地域ネットワークとして、児童相談所や警察、教育・保育施設、医療機関等の関係機関と連携しながら、個別ケース検討会議等を開催し、情報共有を図ります。	こども家庭支援課
5	虐待防止のため の啓発活動推進 事業	オレンジリボンキャンペーンとして、児童虐待防止活動のチラシ等の配布や、市ウェブサイトでの広報等の啓発活動を行います。	こども家庭支援課

番号	事業名	内容	担当課
6	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対してペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施します。	こども家庭支援課
7 再掲	人権擁護推進事業	羽曳野市人権啓発推進協議会や法務大臣から委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員をはじめ関係機関と連携し、人権相談及び市内小・中学校等への啓発活動を実施します。	人権推進課
8	ダルビッシュ有子ども福祉基金管理運用事務事業	ダルビッシュ有選手からの寄付金を積み立て、こども・若者の福祉に役立つ事業に活用します。	こども政策課
9	児童養護施設退所児童進学応援事業	ダルビッシュ有子ども福祉基金を活用し、児童養護施設退所児童の社会的自立を支援します。	こども政策課
10 再掲	スクールソーシャルワーカー配置事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒の置かれた様々な環境へ働きかけることにより支援をします。	学校教育課
11 再掲	スクールカウンセラー配置事業	臨床心理の専門家や経験を有するカウンセラーを市立学校に配置して相談体制を整えます。また、教職員へのコンサルテーションにより、いじめや不登校等の未然防止・早期対応に取り組めます。	学校教育課
基本目標4 妊娠・出産の喜びと楽しみいっぱいの子育てを分かち合える環境づくり			
基本施策（1）妊娠前から子育て期までの母子保健の充実			
1 再掲	妊娠届の受理及び母子手帳交付事務事業	母子手帳の交付時、保健師による面接を実施し妊娠・出産においてのリスクアセスメントや妊婦の不安について聞き取りし、フォローの必要性を判断します。支援が必要な方には電話や家庭訪問等、継続的な支援を行い、妊娠期から子育て期へ切れ目のない支援を実施します。	こども家庭支援課

番号	事業名	内容	担当課
2 再掲	妊産婦・乳幼児 訪問指導事業	初めての妊娠、出産、育児に不安を抱えている妊産婦に対して助産師や保健師が家庭訪問を行い、こどもの養育環境を確認するとともに、サービス等の情報提供を行うことで、不安の軽減や産後うつの早期発見、虐待予防につなげます。また、乳幼児健診等で家庭訪問が必要と判断された場合にも実施します。	こども家庭支援課
3 再掲	育児等教育・相談事業	妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と地域の子育てサロン等で育児等に関する不安の軽減を図ります。また、中学校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい知識と、命の大切さ、自分を大切にする方法について学ぶ機会を提供します。	こども家庭支援課
4	妊婦健診事業	妊婦健康診査の受診費用を補助することで、定期的な受診を促し、母体及び胎児の健全育成を図ります。	こども家庭支援課
5	妊婦歯科健診	妊娠期における口腔内検査及びブラッシング指導を実施することにより、歯科疾患の予防と知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりの基礎を築きます。	こども家庭支援課
6	出産・子育て応援給付金事業	すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	こども家庭支援課
7	乳児家庭全戸訪問事業	新生児がいる家庭を訪問し、家庭状況の把握をするとともに、保護者が安心して育児ができるよう相談支援を行います。	こども家庭支援課
8	市民緑化推進事業	こどもの誕生を祝うとともに健やかな成長を願い、本市への愛着と公共施設の緑化推進として、誕生記念植樹と集合ネームプレートを設置します。	農とみどり推進課
9	産婦健康診査費用助成事業	産婦健康診査の費用を助成し、確実な受診を促します。受診結果を踏まえ、必要に応じて医療機関と連携し、早期に支援を開始することで、産後うつや新生児への虐待予防を図ります。	こども家庭支援課
10 再掲	乳幼児栄養指導・食育事業	乳幼児から思春期までの健やかな成長に欠かせない食事について、乳幼児健診において栄養相談や講座の開催等を行うことで、保護者の不安解消や食に関する知識の普及・啓発を行います。	こども家庭支援課

番号	事業名	内容	担当課
11 再掲	産後ケア事業	産後に家族等から十分な支援が受けられない、赤ちゃんの世話や授乳が上手くいかないなど、心身の不調や育児不安がある方を対象に、デイサービス（日帰り）・ショートステイ（宿泊）・アウトリーチ（訪問）により、産後支援を行います。	こども家庭支援課
12	乳幼児健診事業	疾病の予防や早期発見、早期治療を図るとともに、保護者に対してこどもの成長や栄養・育児に関する保健指導、相談を実施し、乳幼児の健やかな育ちを支えます。	こども家庭支援課
13 再掲	パンダ・きりん教室開催事業	発達過程に弱さや遅れが見られるこどもとその保護者に対して支援を行い、こどもの心身の健全な発達を促し、保護者の育児力の向上や育児不安の軽減につなげます。	こども家庭支援課
14	南河内北部広域小児急病診療事業	羽曳野市、藤井寺市、松原市が連携し、土曜・日曜・祝日・年末年始の夜間における小児の初期救急医療体制を提供します。	健康増進課
基本施策（２）利用者の視点に立った子育て支援事業の充実			
1	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。また、年齢別に親子教室や親子で楽しめるイベント等を開催します。	こども家庭支援課
2	子育て支援保育士事業	私立保育園や通園施設において、園庭開放や親子教室を通じ、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげます。	こども保育課
3	保育園地域活動事業	公立保育園や認定こども園において、園庭開放や親子教室を通じ、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげます。	こども保育課
4	一時預かり事業	私立保育園や認定こども園において、家庭で保育をしている保護者の育児疲れ、急病や入院等に伴い、一時的に必要な場合に保育を提供することで、心理的・肉体的な負担の解消を図ります。	こども保育課

番号	事業名	内容	担当課
5	病児保育事業	病気回復期のこどもを対象に、家庭での保育が困難な場合、一時的に保育を行います。また、公立・私立の保育園、認定こども園に通園するこどもが通園中に体調不良となった場合、保護者の迎えがあるまでの間、保育施設で引き続き保育を行います。	こども保育課
6	ファミリー・サポート・センター運営事務事業	子育てを援助してほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（協力会員）をつなぎ、相互援助活動による地域の子育て支援を進めます。	こども家庭支援課
7	利用者支援事業	こども家庭センターにおいて、子育てについての相談に応じるとともに、保育園への入園や子育て支援事業等の必要な情報提供を行います。	こども家庭支援課
8	子育て短期支援事業	保護者の育児疲れ、出張等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において、短期間の児童の一時預かりを実施します。	こども家庭支援課
9	はびきの子育てガイドブック	妊娠期から子育て期の保護者が子育ての喜びや楽しみを共感し、悩みや不安を解消することを支援するため、市の子育て支援サービス、外出先や子育てに関する施設の一部を紹介したガイドブックを配布します。	こども政策課
基本施策（3）幼児教育・保育の充実			
1	幼保連携型認定こども園整備事業（公立）	質の高い総合的な就学前教育・保育を提供できる環境として公立幼稚園、保育園を再編・統合し、認定こども園の整備を進めます。	こども保育課
2	公立保育園・認定こども園リフレッシュ事業	公立保育園・認定こども園の乳幼児の安全性を確保するため、劣化等によって修繕が必要な機器の更新や軽微なバリアフリー化等の施設改善を進めます。	こども保育課
3	延長保育事業	保育認定を受けた時間に加えて、保護者の就労状況等により必要となった場合に保育を実施します。	こども保育課
4	民間保育所運営事務事業	私立保育園・認定こども園の施設型給付費を支給し、また、児童及び職員の処遇改善、施設整備や運営の一部を補助します。	こども保育課
5	公立保育所運営事務事業	安全で快適な環境の中で、乳幼児期のこどもの健全な心身の発達を図り、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、公立保育園を適正に運営します。	こども保育課

番号	事業名	内容	担当課
6	公立認定こども園運営事務事業	安全で快適な環境の中で、乳幼児期のこどもの成長発達に応じた教育・保育を一体的に行うことで、健全な心身の発達を図り、生きる力の基礎を育成するため、公立認定こども園を適正に運営します。	こども保育課
7	公立幼稚園運営事務事業	安全で快適な環境の中で、幼児期のこどもが主体的に活動し、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことができるよう、公立幼稚園を適正に運営します。	こども保育課
8 再掲	はびきの E-Kids! 事業	英語を楽しみながら学ぶとともに、英語力やグローバルな視野の基礎づくりを図るため、公立幼稚園・認定こども園に通う4歳児及び5歳児を対象として、外国人スタッフによる英会話教室を実施します。	こども保育課
基本目標5 のびのび育ち希望に満ちた学童期・思春期を過ごせる環境づくり			
基本施策(1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育			
1	学力向上推進委員会運営事業	こどもの学力向上のため、各校の取り組み内容の共有や研究事業等の研修を通じて、「生きる力」としての学力向上に向けた取り組みを行います。	学校教育課
2	学校ICT環境整備事業	児童・生徒のICT活用能力を高めるため、ICT教育環境の充実を図ります。	教育政策課
3 再掲	情報リテラシー教育	情報リテラシーや情報モラルに関する広い見識と判断能力や、確かな倫理観の習得に向けた情報教育を実施します。	学校教育課
4 再掲	ALTを活用した外国語教育推進事業	ALTを小・中・義務教育学校に配置することにより、ネイティブスピーカーとの言語活動を行う機会を創出し、児童・生徒の言語や発音、英語によるコミュニケーションの能力の向上と異文化理解を深めます。	学校教育課
5 再掲	帰国・外国人児童生徒適応支援事業	渡日間もない児童・生徒が生活するために必要な日本語の習得及び周りの児童・生徒や教員とコミュニケーションをとるための通訳等の支援を実施します。	学校教育課
6 再掲	育児等教育・相談事業	妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と地域の子育てサロン等で育児等に関する不安の軽減を図ります。また、中学校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい知識と、命の大切さ、自分を大切にする方法について学ぶ機会を提供します。	こども家庭支援課

番号	事業名	内容	担当課
7	保幼小中一貫教育推進事業	こども一人ひとりの「生きる力」を育成するため、保幼小中一貫教育を推進します。また、横断的な教育カリキュラムを作成し、円滑な接続を図ります。	学校教育課 こども保育課
8	教職員研修事業	教職員のスキルの向上のため、大学教員をはじめ専門知識のある方を研修講師として招聘し、授業改善に取り組めます。	学校教育課
9	教育指導専門員事業	授業力向上、こどもとの関係づくりや生徒指導等、教育の資質向上に関する研修を実施します。また、教育指導専門員を配置し、初任者研修の指導助言等を補助的に実施します。	学校教育課
10	教員活動研究等推進事業	教職員等で構成する各教科・領域の研究団体における研究等を支援し、その効果を学校教育に活かします。	学校教育課
11	教育改革審議会運営事務事業	子育て及び教育行政の新たな課題等の重要事項について調査・審議を行います。	学校教育課
12	総合教育会議関連事務事業	首長と教育委員会の間で十分な意思疎通が図られ、教育課題にともに取り組めるよう、重点的に講ずるべき施策等の協議・調整を行います。	政策推進課
13	私たちのまちな学校園育み事業	学校園と地域や保護者が連携して教育講演会や体験活動、清掃活動等、地域で幅広い活動を行うことで、園児・児童・生徒の健やかな成長を育みます。	学校教育課
14	学校支援地域本部事業	中学校区単位で地域コーディネーターを配置し、学校の運営や教育活動において、学習支援・環境整備・登下校の見守り等の地域住民による支援活動を実施します。	次世代育成課
15	クラブ・部活動助成事業	クラブ活動を通じて、児童・生徒の心身両面の健全育成と、学年学級の枠を超えて同じ目標に向かって努力する力を育てます。	学校教育課
16	部活動指導者派遣事業	外部のスポーツ指導者や経験者を派遣し、顧問の教諭等と連携・協力しながら、部活動における技術的な指導を行います。	学校教育課
17 再掲	小中学校給食提供事業	安全・安心で充実した学校給食を実施し、栄養教諭を中心に、児童・生徒や保護者への食育事業に取り組めます。	食育・給食課

番号	事業名	内容	担当課
18 再掲	移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害者（児）の余暇活動等、社会参加のために外出する際の支援を行います。	障害福祉課
基本施策（２）多様な居場所づくりの推進			
1 再掲	各種教室等開催（青少年センター）事業	主に小学生以上の児童・生徒を対象に、土曜・日曜日、また、下校時間が早い水曜日の午後に、伝統文化や芸術の定期教室等を開催します。	次世代育成課
2 再掲	白鳥児童館運営事務事業	親子の交流の場の提供や子育て相談等の子育て支援事業を実施します。また、小学生を対象とした工作や体験型教室を開催するなど遊び場の提供を行います。	次世代育成課
3 再掲	子どもの居場所づくり事業	こどもの居場所づくりとして、生活困窮家庭等のこどもを対象に、生活支援、学習支援に取り組んでいる地域の団体への支援を行うとともに、ネットワークづくりを進めます。	こども家庭支援課
4 再掲	発達に障害のある児童の居場所づくり事業	子育ての悩みを抱えて孤立や虐待につながらないように、支援が必要な児童やその保護者が気軽に相談できる居場所を提供します。	次世代育成課
5 再掲	青少年児童センター運営事務事業	放課後や土曜、夏休み期間等に、青少年の安心安全な居場所を提供します。また、親子のふれあいの場として体操教室も実施します。	次世代育成課
6	放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に、授業の終了後、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	次世代育成課
7	留守家庭児童会運営支援事業	職員や退職教員スタッフ等が月２回程度、各学童教室へ訪問し、運営を支援します。	次世代育成課
8	放課後子ども教室事業	市内 13 小学校 1 義務教育学校で、放課後等に学校の施設を利用してスポーツ、文化活動、様々な遊びや地域ボランティアとの交流・活動の機会を提供します。	次世代育成課
基本施策（３）いじめ防止・不登校のこどもへの支援			
1	ほっとスクール支援員事業	学力向上、支援教育の充実、いじめの防止等の教育課題の解決のため、大学生等の支援員を市立学校に派遣します。支援員は、学習指導の補助や特別な支援が必要とする児童・生徒への介助及び支援等を行います。	学校教育課

番号	事業名	内容	担当課
2	学校いじめ問題 対策審議会運営 事務事業	学校におけるいじめの防止等に向けた有効な対策を 専門的知見から検討する審議会を運営します。	学校教育課
3	不登校児童生徒 適応指導事業	不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立をめざし、 小集団活動（学習支援・料理・スポーツ・野外活動等） を通じて集団への適応力等を育成します。	学校教育課
4	教育相談事業	不登校・いじめ等、学校教育活動等における児童・生 徒が有する諸課題に対応するため、専門的知識を有す る者を専門員として配置し、保護者や教員に対してカ ウンセリング等を実施します。	学校教育課
5 再掲	人権教育推進 事業	こどもの人権が尊重される学校園づくりのため、市立 学校園における人権に関する研修を充実します。	学校教育課
6 再掲	スクールソーシ ャルワーカー配 置事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上 の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカー が児童・生徒の置かれた様々な環境へ働きかけること により支援をします。	学校教育課
7 再掲	スクールカウ ンセラー配置事業	臨床心理の専門家や経験を有するカウンセラーを市 立学校に配置して相談体制を整え、また、教職員への コンサルテーションにより、いじめや不登校等の未然 防止・早期対応に取り組みます。	学校教育課
基本目標6 未来に向けての青年期を過ごせる環境づくり			
基本施策（1）希望する進学・就労への支援			
1 再掲	進路選択支援 事業	経済的理由により、進学が困難な生徒及びその保護者 に対し、生徒が主体的に自己の進路に対する展望を持 つことができるように適切な助言・支援を行います。	学校教育課
2 再掲	障害者相談支援 事業	障害者（児）の保護者等からの相談に応じ、必要な支 援情報の提供や必要な援助を行います。	障害福祉課
3	地域就労支援 事業	地域就労支援センターにおいて就労コーディネータ ーによる相談支援を行います。また、センターにおい て、関係機関と連携し、障害のある方の就労を支援し ます。	経済労働課

番号	事業名	内容	担当課
4 再掲	生活保護事務事業	生活困窮家庭に、その困窮程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。	生活福祉課
5 再掲	進学・就職準備給付金事業	生活保護世帯のこどもの大学等への進学や就職を支援するため、費用の一部を一時金として支給します。	生活福祉課
6 再掲	ダルビッシュ有子ども福祉基金管理運用事務事業	ダルビッシュ有選手からの寄付金を積み立て、こども・若者の福祉に役立つ事業に活用します。	こども政策課
7 再掲	児童養護施設退所児童進学応援事業	ダルビッシュ有子ども福祉基金を活用し、児童養護施設退所児童の社会的自立を支援します。	こども政策課
基本施策（２）悩みを抱える若者やその家族に対する支援			
1 再掲	自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、相談支援や就労支援を実施します。	保健福祉政策課
2 再掲	生活保護事務事業	生活困窮家庭に、その困窮程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。	生活福祉課
基本目標７ 子育て家庭や保護者がゆとりを持って子育てに取り組める環境づくり			
基本施策（１）子育て世帯への生活を支えるための支援			
1 再掲	出産・子育て応援給付金事業	すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	こども家庭支援課
2	児童手当給付事務事業	こどもの健やかな成長と家庭等における生活の安定のため手当を支給します。	こども政策課
3	子ども医療費助成事業	18歳に達する日以後３月３１日までの方を対象に、医療費の自己負担額の一部を助成します。	保険年金課
4	養育医療助成事業	身体の発育が未熟なまま生まれた乳児が指定医療機関で入院治療を必要とする場合に、治療に要する医療費の一部を助成します。	保険年金課
5	多子世帯学校給食費助成事業	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、市立小・中・義務教育学校に在籍する第３子以降の学校給食費を助成します。	食育・給食課

番号	事業名	内容	担当課
6	学校給食費支援事業	食材費高騰分に対する公費支援を行い、保護者の経済的負担を増やすことなく、安定的な学校給食の提供を図ります。	食育・給食課
7	多子世帯保育料軽減事業	国が定める多子世帯への保育料軽減制度に加え、認可保育園・認定こども園に通う第2子以降の保育料を無償化します。	こども保育課
8	保育園・認定こども園給食費支援事業	食材費高騰分に対する公費支援を行い、保護者の経済的負担を増やすことなく、質や量を保った給食を提供します。	こども保育課
9 再掲	就学援助等事務事業	経済的理由によって、就学が困難となっている児童・生徒が義務教育を円滑に受けられるように学用品費等必要な費用の一部を助成します。	学校教育課
10 再掲	自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、相談支援や就労支援を実施します。	保健福祉政策課
11 再掲	生活保護事務事業	生活困窮家庭に、その困窮程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。	生活福祉課
12 再掲	進学・就職準備給付金事業	生活保護世帯のこどもの大学等への進学や就職を支援するため、費用の一部を一時金として支給します。	生活福祉課
13 再掲	進路選択支援事業	経済的理由により、進学が困難な生徒及びその保護者に対し、生徒が主体的に自己の進路に対する展望を持つことができるように適切な助言・支援を行います。	学校教育課
基本施策（2）地域で親子の育ちを支える環境づくり			
1 再掲	一時預かり事業	私立保育園や認定こども園において、家庭で保育をしている保護者の育児疲れ、急病や入院等に伴い、一時的に必要な場合に保育を提供することで、心理的・肉体的な負担の解消を図ります。	こども保育課
2 再掲	ファミリー・サポート・センター運営事務事業	子育てを援助してほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（協力会員）をつなぎ、相互援助活動による地域の子育て支援を進めます。	こども家庭支援課
3 再掲	白鳥児童館運営事務事業	親子の交流の場の提供や子育て相談等の子育て支援事業を実施します。また、小学生を対象とした工作や体験型教室を開催するなど遊び場の提供を行います。	次世代育成課

番号	事業名	内容	担当課
4 再掲	地域子育て支援 拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開 設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等 を行います。また、年齢別に親子教室や親子で楽しめる イベント等を開催します。	こども家庭支援課
5 再掲	利用者支援事業	こども家庭センターにおいて、子育てについての相談 に応じるとともに、保育園への入園や子育て支援事業 等の必要な情報提供を行います。	こども家庭支援課
6 再掲	子育て支援保育 士事業	私立保育園や通園施設において、園庭開放や親子教室 を通じ、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機 会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげます。	こども保育課
7 再掲	保育園地域活動 事業	公立保育園や認定こども園において、園庭開放や親子 教室を通じ、子育てに不安を抱える保護者が相談でき る機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげ ます。	こども保育課
8 再掲	夏休みラジオ 体操事業	夏休みに地域で実施するラジオ体操の参加を促し、世 代間交流及び規則正しい生活の確立を図ります。	次世代育成課
9	家庭教育支援 事業	地域の親学習リーダーによる「親学習」講座を開催し、 対話や交流を通して親自身が成長し学ぶことで、地域 での家庭教育支援の活動を促進するとともに、地域や 親同士の関係づくりを進めます。	次世代育成課
10	男女共同参画啓 発活動推進事業	ワーク・ライフ・バランスの考え方や必要性、その効 果等について、積極的に情報提供を行い、家事、育児 等、家庭における役割や責任を男女がともに担い支え 合っていくための意識づくりを啓発します。	人権推進課
基本施策（3）ひとり親家庭等への支援			
1 再掲	ひとり親家庭医 療費助成事業	ひとり親家庭に対して、医療費の自己負担額の一部を 助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保険年金課
2 再掲	児童扶養手当支 給事業	ひとり親家庭の児童を監護している親または両親に 代わって養育している人や、政令で定める程度の障害 の状態にある児童を監護している親に対し、所得に応 じた手当を支給します。	こども政策課

番号	事業名	内容	担当課
3 再掲	ひとり親家庭等 に対する相談体 制事業	ひとり親家庭等に対し、今後の生活や制度について相談支援を行い、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできるようサポートします。	こども政策課
4 再掲	ひとり親家庭等 への就労支援 事業	ひとり親家庭等の自立を支援するため、家庭の状況等に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや大阪府等と緊密に連携しながら、就労に向けたきめ細やかな支援を行います。	こども政策課
5 再掲	ひとり親家庭等 自立支援給付金 事業	ひとり親家庭等の親が、安定した雇用や収入を得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練に係る費用（高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金）を給付します。	こども政策課
6 再掲	ひとり親家庭等 高等学校卒業程 度認定試験合格 支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験を受験する場合、民間事業者等が実施する受験対策講座の受講を支援します。	こども政策課
7 再掲	母子・父子・寡 婦福祉資金貸付 事業	ひとり親家庭の母親・父親、寡婦の経済的自立を図るために必要な資金（こどもの就学、親の技能習得等）の貸付を行います。	こども政策課
8 再掲	養育費確保支援 事業	ひとり親が、児童の養育に必要な費用を確実に受領することで、生活の困窮を防止するとともに、児童と離れて暮らす親が児童と交流する支援を行います。	こども政策課

2 羽曳野市こども夢プラン推進委員会規則

(平成 25 年羽曳野市規則第 17 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号）第 3 条の規定に基づき、羽曳野市こども夢プラン推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、執行機関の附属機関に関する条例別表に掲げる当該担任する事務について調査及び審議をし、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉又は医療に関する団体の代表者
- (3) 教育に関する団体の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の任期満了後最初の委員会の会議の招集は、市長が行う。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第 6 条 委員長（前条第 1 項ただし書の規定により市長が招集する場合にあっては、市長）は、緊急の必要があり、かつ、委員会の会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

- 2 前項の場合において、委員会の会議は、委員の過半数が賛否を表明したことをもって成立し、委員会の議事は、賛否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 前条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年羽曳野市条例第188号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、こどもえがお部こども政策課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第7号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月27日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第5号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

3 羽曳野市こども夢プラン推進委員会委員名簿

(令和5・6年度、敬称略)

選出区分	氏名	所属等	備考
1号委員 学識経験者	戸田 有一	大阪教育大学教育学部教授	R6.6.30 まで※1
	田辺 昌吾	四天王寺大学教育学部准教授	※2
	阿川 勇太	大阪総合保育大学児童保育学部講師	R6.7.1 から※3
2号委員 保健、福祉又は 医療に関する 団体の代表者	石戸 昌子	羽曳野市医師会代表	
	齊藤 和正	主任児童委員代表	
	高岸 裕子	公立園長会保育代表	R6.4.23 まで
	堤 みちよ	公立園長会保育代表	R6.4.24 から
	前田 直樹	羽曳野市民間保育・こども園連盟代表	
	風呂谷 幸蔵	殖生校区福祉委員会代表	
3号委員 教育に関する 団体の代表者	竹内 伸一	大阪府立懐風館高等学校校長	
	前田 幸章	校長会代表	R7.1.31 まで
	新田 孝一	校長会代表	R7.2.1 から
	山田 実裕貴	公立園長会教育代表	R6.4.23 まで
	森 安美	公立園長会教育代表	R6.4.24 から
	田中 昌之	大阪府私立幼稚園連盟南大阪支部代表	
	内本 令子	羽曳野市青少年指導員連絡協議会代表	
	西田 宏太郎	羽曳野市PTA連絡協議会代表	R6.6.12 まで
	山下 奈里	羽曳野市PTA連絡協議会代表	R6.6.13 から
	林 直子	羽曳野市こども会育成連絡協議会代表	
4号委員 市民の代表者	田中 佐由美	羽曳野市更生保護女性会代表	
	近藤 敬子	羽曳野市婦人団体協議会代表	
	上間 慶子	羽曳野市商工会代表	R7.1.31 まで
	唐原 健太郎	羽曳野藤井寺青年会議所代表	R7.1.31 まで
	山本 俊明	羽曳野藤井寺青年会議所代表	R7.2.1 から
	丸山 寿奈	市民公募	R7.1.31 まで
	奥田 洋美	市民公募	R7.2.1 から
	田畑 雄嗣	市民公募	R7.2.1 から
	井上 紗羽	市民公募	R7.2.1 から
	久保 遥希	市民公募	R7.2.1 から
5号委員 関係行政機関の 職員	堺 豊史	大阪府富田林子ども家庭センター代表	R5.10.15 まで
	齋藤 秀雄	大阪府富田林子ども家庭センター代表	R5.10.16 から

※1：令和6年6月30日まで委員長
※3：令和6年8月8日から副委員長

※2：令和6年8月8日まで副委員長、以降は委員長

4 はびきのこども夢プラン策定経過

令和5年度	
7月10日～31日	羽曳野市子どもの生活に関する実態調査実施
10月17日	第1回羽曳野市こども夢プラン推進委員会 ・策定方針 ・羽曳野市子どもの生活に関する実態調査概要 ・羽曳野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査概要
1月10日～31日	羽曳野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査実施
2月21日	第2回羽曳野市こども夢プラン推進委員会 ・策定方針 ・計画策定スケジュール
令和6年度	
5月10日	第1回羽曳野市こども夢プラン推進委員会 ・羽曳野市子どもの生活に関する実態調査結果 ・羽曳野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 ・羽曳野市こども・若者の意識と生活に関する調査概要
6月10日～30日	羽曳野市こども・若者の意識と生活に関する調査実施
6月12日	第1回羽曳野市こども夢プラン庁内検討委員会（書面開催） ・策定方針 ・計画策定スケジュール
7月9日	第2回羽曳野市こども夢プラン庁内検討委員会 ・羽曳野市こども・若者の意識と生活に関する調査結果 ・羽曳野市こども夢プランの計画骨子（案）について
8月8日	第2回羽曳野市こども夢プラン推進委員会 ・羽曳野市こども・若者の意識と生活に関する調査結果 ・羽曳野市こども夢プランの計画骨子（案）について
10月16日	第3回羽曳野市こども夢プラン庁内検討委員会 ・第3期はびきのこども夢プラン（素案）について

11月22日	第3回羽曳野市こども夢プラン庁内検討委員会 ・第3期はびきのこども夢プランの諮問 ・第3期はびきのこども夢プラン（素案）について ・パブリックコメント実施概要
12月16日 ～1月15日	第3期はびきのこども夢プラン（素案）にかかる意見募集（パブリックコメント）の実施
2月5日	第4回羽曳野市こども夢プラン庁内検討委員会（書面開催） ・パブリックコメントでの意見及び市の考え方 ・答申書（案）について
2月12日	第4回羽曳野市こども夢プラン推進委員会 ・パブリックコメントでの意見及び市の考え方 ・答申書（案）について

5 諮問書

羽こ政第 2572 号
令和 6 年 11 月 22 日

羽曳野市こども夢プラン推進委員会
委員長 田辺 昌吾 様

羽曳野市長 山入端 創

諮 問 書

こども基本法第 10 条に基づく「羽曳野市こども計画」、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「羽曳野市子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「羽曳野市次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「羽曳野市子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「羽曳野市子ども・若者計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「羽曳野市ひとり親家庭等自立促進計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第 5 条に基づく「羽曳野市成育医療等基本計画」を取りまとめた「第 3 期はびきのこども夢プラン」の策定に関し、貴委員会に意見を求めます。

6 答申書

令和7年2月12日

羽曳野市長 山入端 創 様

羽曳野市こども夢プラン推進委員会
委員長 田辺 昌吾

答 申 書

令和6年11月22日付け羽こ政第2572号をもって当委員会に諮問のあった「羽曳野市こども計画」、「羽曳野市子ども・子育て支援事業計画」、「羽曳野市次世代育成支援行動計画」、「羽曳野市子どもの貧困対策計画」、「羽曳野市子ども・若者計画」、「羽曳野市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「羽曳野市成育医療等基本計画」（はびきのこども夢プラン）策定に関し審議検討を行った結果、次のとおり答申します。

記

当委員会における答申や意見をはじめ、パブリックコメントに寄せられた市民の意見を十分参考にしつつ、計画に基づいて事業を推進されることを希望し、下記の意見を付して、原案どおり了承します。

- （1）こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、ライフステージに応じた包括的かつ切れ目のない支援をより一層充実させること。
- （2）児童虐待やこどもの貧困が社会問題となる中で、どのような環境においても、すべてのこどもの生命と人権が守られ、健やかに成長できるよう、こどもや家庭の状況を把握できる体制の充実を図るとともに、保健・福祉・教育・保育等の関係機関が十分に連携しながら取り組んでいくこと。
- （3）国際化が進むわが国では、さまざまな文化、宗教等への理解が求められており、言語や文化等の違いによる不利益を被ることのないよう、関係各課や諸機関が十分に連携しながら取り組んでいくこと。

(4) 共働き世帯の増加や働き方の多様化が進み、子育てに関するニーズが高まっている中、就学前教育・保育施設及び放課後児童健全育成事業(学童)において、待機児童ゼロを継続すること。

(5) こどもがのびのびと遊べる環境や、子育て中の保護者が安心して子育てができる環境を整え、子育て施策の充実を図ることで、人口減少の中でも選ばれるまちであるよう努めること。

(6) 計画の推進にあたって、庁内はもとより、学校や市民、事業者等にも本計画の理念を周知し、理念を共有したうえで事業を実施すること。

また、当委員会等を通じて毎年度計画の進捗や評価を行い、市民の意見を踏まえ適宜計画の修正を行うなど、市民が参画できるように配慮すること。

以上

第3期はびきのこども夢プラン

令和7（2025）年3月

発行：羽曳野市

編集：羽曳野市こどもえがお部こども政策課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田 4-1-1

電話：072-958-1111（代表） F A X：072-956-0730

<https://www.city.habikino.lg.jp/index.html>

